

厚生労働省発雇児0405第1号  
平成24年4月5日

各  
都道府県知事  
指定都市市長  
中核市市長  
児童相談所設置市市長  
殿

厚生労働事務次官

「児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金について」  
の一部改正について

標記の国庫負担金の交付については、平成11年4月30日厚生省発児第86号厚生事務次官通知「児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金について」により行われているところであるが、今般、その一部が別紙新旧対照表のとおり改正され、平成24年4月分の措置費等の支弁、徴収及び負担から適用することとされたので通知する。

なお、本通知の施行に伴い、平成18年6月27日雇児福発第0627003号厚生労働省雇用均等・児童家庭局家庭福祉課長通知「児童自立支援施設通所部及び情緒障害児短期治療施設通所部に係る保護単価の設定について」は廃止する。

別紙 児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金についての一部改正新旧対照表

改正後	現行
<p>児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金について                      平成11年4月30日 厚生省発児第86号                      各都道府県知事・各指定都市の市長・各中核市の市長あて                      厚生事務次官通知                      〔一部改正〕 平成11年12月9日厚生省発児第140号                      平成12年5月19日厚生省発児第91号                      平成12年11月22日厚生省発児第129号                      平成13年8月2日厚生省発児第314号                      平成14年11月11日厚生労働省発雇児第1111002号                      平成15年1月30日厚生労働省発雇児第0130004号                      平成15年12月22日厚生労働省発雇児第1222001号                      平成16年2月9日厚生労働省発雇児第0209007号                      平成16年7月16日厚生労働省発雇児第0716001号                      平成16年12月3日厚生労働省発雇児第1203002号                      平成17年1月4日厚生労働省発雇児第0104003号                      平成17年2月1日厚生労働省発雇児第0201006号                      平成17年6月1日厚生労働省発雇児第0601001号                      平成18年2月3日厚生労働省発雇児第0203005号                      平成18年6月27日厚生労働省発雇児第0627001号                      平成19年3月5日厚生労働省発雇児第0305002号                      平成19年3月6日厚生労働省発雇児第0306003号                      平成19年7月25日厚生労働省発雇児第0725003号                      平成20年2月6日厚生労働省発雇児第0206003号                      平成20年6月12日厚生労働省発雇児第0612002号                      平成20年6月23日厚生労働省発雇児第0623001号                      平成21年1月29日厚生労働省発雇児第0129001号                      平成21年6月29日厚生労働省発雇児第0629004号                      平成21年10月1日厚生労働省発雇児1001第1号                      平成22年1月28日厚生労働省発雇児0128第2号                      平成22年5月18日厚生労働省発雇児0518第3号                      平成23年6月17日厚生労働省発雇児0617第5号                      平成24年4月5日厚生労働省発雇児0405第1号</p>	<p>児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金について                      平成11年4月30日 厚生省発児第86号                      各都道府県知事・各指定都市の市長・各中核市の市長あて                      厚生事務次官通知                      〔一部改正〕 平成11年12月9日厚生省発児第140号                      平成12年5月19日厚生省発児第91号                      平成12年11月22日厚生省発児第129号                      平成13年8月2日厚生省発児第314号                      平成14年11月11日厚生労働省発雇児第1111002号                      平成15年1月30日厚生労働省発雇児第0130004号                      平成15年12月22日厚生労働省発雇児第1222001号                      平成16年2月9日厚生労働省発雇児第0209007号                      平成16年7月16日厚生労働省発雇児第0716001号                      平成16年12月3日厚生労働省発雇児第1203002号                      平成17年1月4日厚生労働省発雇児第0104003号                      平成17年2月1日厚生労働省発雇児第0201006号                      平成17年6月1日厚生労働省発雇児第0601001号                      平成18年2月3日厚生労働省発雇児第0203005号                      平成18年6月27日厚生労働省発雇児第0627001号                      平成19年3月5日厚生労働省発雇児第0305002号                      平成19年3月6日厚生労働省発雇児第0306003号                      平成19年7月25日厚生労働省発雇児第0725003号                      平成20年2月6日厚生労働省発雇児第0206003号                      平成20年6月12日厚生労働省発雇児第0612002号                      平成20年6月23日厚生労働省発雇児第0623001号                      平成21年1月29日厚生労働省発雇児第0129001号                      平成21年6月29日厚生労働省発雇児第0629004号                      平成21年10月1日厚生労働省発雇児1001第1号                      平成22年1月28日厚生労働省発雇児0128第2号                      平成22年5月18日厚生労働省発雇児0518第3号                      平成23年6月17日厚生労働省発雇児0617第5号</p> <p>このたび「児童福祉法による児童入所施設措置費等の国庫負担金」に係る交付要綱が次のとおり定められ、平成11年4月1日から適用されることとなったので、その事務処理に当たっては適正かつ円滑なる執行を期せられたく通知する。</p>
略	

改正後	現行
<p>第1 用語の意義</p> <p>次に掲げる用語の意義は、それぞれ各号に定めるところによること。</p> <p>1 「措置費等」とは、都道府県、指定都市、中核市、児童相談所設置市、市町村または児童相談所が児童福祉法(昭和22年法律第164号。以下「法」という。)第27条第1項第3号に規定する措置(障害児入所施設を除く。)、第22条第1項に規定する助産の実施、第23条第1項に規定する母子保護の実施、第33条の6第1項に規定する児童自立生活援助事業の実施又は第33条第1項及び第2項に規定する児童の一時保護業務を行った場合における法第50条第6号、第6号の3、第7号、第7号の3及び第8号又は第51条第3号に規定するその児童等の入所後又は委託後の保護又は養育に係る費用(別に定めるところにより助産施設におけると同様の取扱いをする厚生労働大臣が設置する高度専門医療に関する研究等を行う独立行政法人に関する法律(平成20年法律第93号)第4条第1項に規定する国立高度専門医療研究センター及び独立行政法人国立病院機構の設置する医療機関(以下「国立高度専門医療研究センター等」という。))については、入所後の助産に要する費用とする。)をいい、これを次の費目に分けるものとする。</p> <p>(1)、(2) 略</p> <p>2 略</p>	<p>なお、平成10年6月12日厚生省発児第105号「児童福祉法による入所施設措置費(児童家庭局所管施設)等国庫負担金及び児童福祉事業対策費等国庫補助金について」は廃止する。</p> <p>ただし、平成10年度分以前の取扱いについては、なお従前の例によるものとする。</p> <p>(通則)</p> <p>この交付要綱は、厚生労働省所管補助金等交付規則(平成12年厚生省労働省令第6号)第2条の規定に基づき、「児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金」の交付について定めることを目的とする。</p> <p>第1 用語の意義</p> <p>次に掲げる用語の意義は、それぞれ各号に定めるところによること。</p> <p>1 「措置費等」とは、都道府県、指定都市、中核市、児童相談所設置市、市町村または児童相談所が児童福祉法(昭和22年法律第164号。以下「法」という。)第27条第1項第3号に規定する措置、第22条第1項に規定する助産の実施、第23条第1項に規定する母子保護の実施、第33条の6第1項に規定する児童自立生活援助事業の実施又は第33条第1項及び第2項に規定する児童の一時保護業務を行った場合における法第50条第6号、第6号の3、第7号、第7号の3及び第8号又は第51条第2号に規定するその児童等の入所後又は委託後の保護又は養育につき法第45条の最低基準を維持するための費用(別に定めるところにより助産施設におけると同様の取扱いをする厚生労働大臣が設置する国立高度専門医療センター及び独立行政法人国立病院機構の設置する医療機関(以下「国立高度専門医療センター等」という。))については、入所後の助産に要する費用とする。)をいい、これを次の費目に分けるものとする。</p> <p>(1) 事務費 児童福祉施設(児童自立生活援助事業所(以下「自立援助ホーム」という。))及び小規模住居型児童養育事業所(以下「ファミリーホーム」という。))を含む。以下「施設」という。)及び児童相談所が設ける一時保護所を運営するために必要な職員の人件費その他事務の執行に伴う諸経費をいう。</p> <p>(2) 事業費 事務費以外の経費であって、施設に入所し、又は里親に委託されている児童等(ただし、措置停止されている児童を除く。)若しくは一時保護所に一時保護されている児童等に直接必要な諸経費を総称したものをいう。</p> <p>2 「定員」とは都道府県、指定都市、中核市、児童相談所設置市及び市町村以外のものが設置する施設にあっては、都道府県知事又は指定都市、中核市若し</p>

改正後	現行
<p>3 略</p> <p>4 略</p> <p>5 「地域区分」の適用範囲については、次によるものとする。  (1)～(5) 略</p> <p>(6) 「6/100」とは、人事院規則別表第1及び附則別表の支給割合が五級地とされている地域(川口市については、同別表の備考中「平成18年4月1日」とあるのは「平成23年10月11日」とする。)及び狭山市、新座市、富士見市</p>	<p>くは児童相談所設置市の市長が認可した定員(母子生活支援施設については世帯数とする。この項において以下同じ。)をいい、都道府県立、指定都市立、中核市立、児童相談所設置市立及び市町村立(指定都市及び中核市を除く。以下同じ。)の施設にあっては、その都道府県、指定都市、中核市、児童相談所設置市及び市町村の条例等で定めた定員をいう。</p> <p>また、自立援助ホーム及びファミリーホームにあっては、都道府県知事又は指定都市若しくは児童相談所設置市の市長に届出を行った運営規程に定められた入居定員をいう。</p> <p>ただし、都道府県知事又は指定都市、中核市若しくは児童相談所設置市の市長が暫定定員を定めたときは、その暫定定員をいう。</p> <p>3 「保護単価」とは、措置児童等の1人当たりの事務費及び事業費の月額(一時保護所にあっては、その一時保護所の運営に必要な事務費及び事業費の年額)その他の単価であって、第3に定めるところにより都道府県知事又は指定都市、中核市若しくは児童相談所設置市の市長がその施設、里親及び一時保護所について設定したものをいう。</p> <p>4 「支弁額」とは、保護単価に、その月の定員、措置人員その他の員数を乗じて得た値であって、第4に定めるところにより施設又は里親に対し各月算定して支弁しなければならないもの及び一時保護所費をいう。</p> <p>5 「地域区分」の適用範囲については、次によるものとする。</p> <p>(1) 「18/100」とは、一般職の職員の給与に関する法律(昭和25年法律第95号)第11条の3の規定に基づく人事院規則9-49(以下「人事院規則」という。)別表(以下「別表」という。)第1の支給割合が一級地とされている地域とする。</p> <p>(2) 「15/100」とは、人事院規則別表第1の支給割合が二級地とされている地域とする。</p> <p>(3) 「12/100」とは、人事院規則別表第1の支給割合が三級地とされている地域及び東久留米市とする。</p> <p>(4) 「10/100」とは、人事院規則別表第1及び附則別表の支給割合が四級地とされている地域及び習志野市、八千代市、小金井市、綾瀬市、座間市、逗子市、摂津市、大東市、広島県府中町とする。</p> <p>(5) 「8/100」とは、東大和市、松原市とする。</p> <p>(6) 「6/100」とは、人事院規則別表第1及び附則別表の支給割合が五級地とされている地域及び狭山市、新座市、鳩ヶ谷市、富士見市、ふじみ野市、埼玉県三芳町、蕨市、伊勢原市、神奈川県寒川町、大阪狭山市、大阪府忠岡町</p>

改正後	現行
<p data-bbox="170 236 1120 300">、ふじみ野市、埼玉県三芳町、蕨市、伊勢原市、神奈川県寒川町、大阪狭山市、大阪府忠岡町、川西市とする。</p> <p data-bbox="129 308 369 339">(7)～(8) 略</p> <p data-bbox="118 419 201 451">6 略</p> <p data-bbox="118 563 201 595">7 略</p> <p data-bbox="118 643 1120 1034">8 「児童養護施設における乳児」とは、法第27条第1項第3号による入所の措置が行われた日の属する月の初日において1歳に達していない児童をいい、その児童がその年度中に1歳に達した場合においても、その年度中に限り乳児とみなすものとし、「児童養護施設における1歳児」とは、入所の措置が行われた日の属する月の初日において1歳以上で2歳に達していない児童をいい、その児童がその年度中に2歳に達した場合においても、その年度中に限り1歳児とみなすものとし、「<u>児童養護施設における2歳児</u>」とは、<u>入所の措置が行われた日の属する月の初日において2歳以上で3歳に達していない児童をいい、その児童がその年度中に3歳に達した場合においても、その年度中に限り2歳児とみなすものとし、「児童養護施設における年少児」とは、就学前の措置児のうち乳児、1歳児及び2歳児を除いたものをいう。</u></p> <p data-bbox="118 1042 201 1074">9 略</p> <p data-bbox="118 1185 201 1217">10 略</p>	<p data-bbox="1216 236 1422 268">、川西市とする。</p> <p data-bbox="1171 308 2150 371">(7) 「3/100」とは、人事院規則別表第1及び附則別表の支給割合が六級地とされている地域及び長岡京市とする。</p> <p data-bbox="1171 379 1892 411">(8) 「その他」とは(1)から(7)以外に属する地域とする。</p> <p data-bbox="1171 419 2168 555">6 「義務教育諸学校」とは、学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する小学校（特別支援学校の小学部を含む。）及び中学校（中等教育学校前期課程並びに特別支援学校の中等部を含む。）をいい、「高等学校」とは、学校教育法に規定する高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。）をいう。</p> <p data-bbox="1171 563 2168 627">7 「助産施設」には、妊産婦を入所させる国立高度専門医療センター等を含むものとする。</p> <p data-bbox="1171 643 2168 922">8 「児童養護施設における乳児」とは、法第27条第1項第3号による入所の措置が行われた日の属する月の初日において1歳に達していない児童をいい、その児童がその年度中に1歳に達した場合においても、その年度中に限り乳児とみなすものとし、「児童養護施設における1・2歳児」とは、入所の措置が行われた日の属する月の初日において1歳以上で3歳に達していない児童をいい、その児童がその年度中に3歳に達した場合においても、その年度中に限り2歳児とみなすものとし、「児童養護施設における年少児」とは、就学前の措置児のうち乳児及び1・2歳児を除いたものをいう。</p> <p data-bbox="1171 1042 2168 1177">9 「母子生活支援施設の保育室における3歳未満児」とは、法第23条第1項による母子保護の実施が行われた日の属する月の初日において3歳に達していない児童をいい、その児童がその年度中に3歳に達した場合においても、その年度中に限り3歳未満とみなすものとする。</p> <p data-bbox="1171 1185 2168 1473">10 「乳児院における2歳未満児」とは、法第37条本文の規定による入所の措置がとられた日の属する月の初日において2歳に達していない児童をいい、その児童がその年度中に2歳に達した場合においても、その年度中に限り2歳未満とみなし、「乳児院における2歳児」とは、入所の措置がとられた日の属する月の初日において2歳以上で3歳に達していない児童をいい、その児童がその年度中に3歳に達した場合においても、その年度中に限り2歳とみなし、「乳児院における3歳以上児」とは、措置児のうち2歳未満児及び2歳児を除いたものをいう。</p>

改正後	現行																													
<p>第2 国庫負担額等</p> <p>1 略</p> <p>2 負担額及び負担区分  国は、1により算定した国庫負担の基本額に対し、法第53条の規定によりその2分の1に相当する額を負担するものであること。  なお、国、都道府県、指定都市、中核市、児童相談所設置市又は市町村は、法第50条第6号、第6号の3、第7号、第7号の3及び第8号、第51条第3号、第53条、第55条及び第59条の4に規定により、次の表に掲げる区分によりそれぞれの措置費等を負担するものであること。</p> <p>略</p> <p>3 略</p>	<p>第2 国庫負担額等</p> <p>1 国庫負担の基本額  この国庫負担金は、各年度においてその地方公共団体における支弁総額（個々の施設等に対する各月の支弁額の年間の合計額の全施設等の合計額をいい、その額が、その地方公共団体が児童等の措置等のために要した実支出額（当該費用のための寄付金があるときは、その寄付金の額を控除するものとする。）を超えるときは実支出額とする。）から当該年度における第5に定める徴収金基準額を控除した額を基本額として負担するものであること。</p> <p>2 負担額及び負担区分  国は、1により算定した国庫負担の基本額に対し、法第53条の規定によりその2分の1に相当する額を負担するものであること。  なお、国、都道府県、指定都市、中核市、児童相談所設置市又は市町村は、法第50条第6号、第6号の3、第7号、第7号の3及び第8号、第51条第2号、第53条、第55条及び第59条の4に規定により、次の表に掲げる区分によりそれぞれの措置費等を負担するものであること。</p> <table border="1" data-bbox="1131 842 2177 1316"> <thead> <tr> <th rowspan="2">経費の種別</th> <th rowspan="2">措置等主体の区分</th> <th rowspan="2">児童等の入所先等の区分</th> <th colspan="3">措置費等の負担区分</th> </tr> <tr> <th>市町村</th> <th>都道府県</th> <th>国</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">母子生活支援施設及び助産施設の措置費等</td> <td rowspan="2">市及び福祉事務所を管理する町村</td> <td>市町村立施設及び私立施設</td> <td>1 / 4</td> <td>1 / 4</td> <td>1 / 2</td> </tr> <tr> <td>都道府県立施設</td> <td></td> <td>1 / 2</td> <td>1 / 2</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">その他の施設 里親の措置費等</td> <td rowspan="2">都道府県、指定都市、児童相談所設置市</td> <td>都道府県立施設、市町村立施設及び私立施設</td> <td></td> <td>1 / 2</td> <td>1 / 2</td> </tr> <tr> <td>児童相談所（一時保護施設）</td> <td></td> <td>1 / 2</td> <td>1 / 2</td> </tr> </tbody> </table> <p>3 国庫負担金の概算払  国は、必要があると認める場合においては、国の支払計画承認額の範囲内において概算払をすることができるものであること。</p>	経費の種別	措置等主体の区分	児童等の入所先等の区分	措置費等の負担区分			市町村	都道府県	国	母子生活支援施設及び助産施設の措置費等	市及び福祉事務所を管理する町村	市町村立施設及び私立施設	1 / 4	1 / 4	1 / 2	都道府県立施設		1 / 2	1 / 2	その他の施設 里親の措置費等	都道府県、指定都市、児童相談所設置市	都道府県立施設、市町村立施設及び私立施設		1 / 2	1 / 2	児童相談所（一時保護施設）		1 / 2	1 / 2
経費の種別	措置等主体の区分				児童等の入所先等の区分	措置費等の負担区分																								
		市町村	都道府県	国																										
母子生活支援施設及び助産施設の措置費等	市及び福祉事務所を管理する町村	市町村立施設及び私立施設	1 / 4	1 / 4	1 / 2																									
		都道府県立施設		1 / 2	1 / 2																									
その他の施設 里親の措置費等	都道府県、指定都市、児童相談所設置市	都道府県立施設、市町村立施設及び私立施設		1 / 2	1 / 2																									
		児童相談所（一時保護施設）		1 / 2	1 / 2																									

改正後	現行
<p>第3 保護単価その他の支弁基準の設定方法</p> <p>1 略</p> <p>2 事務費の保護単価の設定方法</p> <p>(1) 児童養護施設、児童自立支援施設、情緒障害児短期治療施設、乳児院、母子生活支援施設、自立援助ホーム及びファミリーホームのその年度における措置児童等1人当たり（母子生活支援施設については1世帯当たり）の事務費の月額保護単価の設定は、個々の施設ごとにその所在する地域、定員等により定まる別表1の事務費の保護単価表の1一般分保護単価（別表2の職種別職員定数表等に基づき算定した額）をそのまま設定するものとし、その施設が次表第2欄に掲げる場合に該当するときは、それぞれ同表の第3欄に定める加算分保護単価を加算した額をもってその施設の事務費の保護単価とすること。</p>	<p>4 国庫負担金の返還</p> <p>国は、交付すべき国庫負担金の額を確定した場合において、既にその額を超える国庫負担金が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分について国庫に返還することを命ずるものであること。</p> <p>第3 保護単価その他の支弁基準の設定方法</p> <p>1 保護単価その他の支弁基準の関係者への通知</p> <p>都道府県知事又は指定都市、中核市若しくは児童相談所設置市の市長は、それぞれの監督に属する施設及び里親について、次の2から4までに定めるところによりその年度における措置費等の保護単価その他の支弁基準を設定しなければならないこと。</p> <p>この場合において、都道府県知事又は指定都市、中核市若しくは児童相談所設置市の市長はその保護単価その他の支弁基準について市町村長、施設の長、里親に対し通知する措置を講ずること。</p> <p>2 事務費の保護単価の設定方法</p> <p>(1) 児童養護施設、児童自立支援施設、情緒障害児短期治療施設、乳児院、母子生活支援施設、自立援助ホーム及びファミリーホームのその年度における措置児童等1人当たり（母子生活支援施設については1世帯当たり）の事務費の月額保護単価の設定は、個々の施設ごとにその所在する地域、定員等により定まる別表1の事務費の保護単価表の1一般分保護単価（別表2の職種別職員定数表等に基づき算定した額）をそのまま設定するものとし、その施設が次表第2欄に掲げる場合に該当するときは、それぞれ同表の第3欄に定める加算分保護単価を加算した額をもってその施設の事務費の保護単価とすること。</p>

改正後			現行		
単価の名称 第 1 欄	設 定 の 条 件 第 2 欄	適用される単価 第 3 欄	単価の名称 第 1 欄	設 定 の 条 件 第 2 欄	適用される単価 第 3 欄
(削除)			1 小規模施設加算分保護単価	児童養護施設であって、別表 2 のその施設の職員の定数表の「児童指導員、保育士」の欄のただし書に掲げる職員がおかれている場合	別表 1 の事務費の保護単価表の 2 加算分保護単価の(1)小規模施設加算分保護単価
1 里親支援専門相談員加算分保護単価	児童養護施設及び乳児院が別に定める基準に該当する場合	別表 1 の事務費の保護単価表の 2 加算分保護単価の(5)里親支援専門相談員加算分月額保護単価	(新規)		
2 心理療法担当職員加算分保護単価(常勤職員)	児童養護施設、児童自立支援施設、乳児院又は母子生活支援施設において、別表 2 のその施設の職員定数表に掲げる「心理療法担当職員」がおかれている場合	別表 1 の事務費の保護単価表の 2 加算分保護単価の(6)心理療法担当職員分保護単価	(新規)		
3 個別対応職員加算分保護単価	乳児院(10人未満の施設に限る。)又は母子生活支援施設が別に定める基準に該当する場合	別表 1 の事務費の保護単価表の 2 加算分保護単価の(7)個別対応職員加算分月額保護単価	(新規)		
4 職業指導員加算分保護単価	児童養護施設又は児童自立支援施設であって、別表 2 のその施設の職員定数表に掲げる「職業指導員」が別に定める基準によりおかれている場合	別表 1 の事務費の保護単価表の 2 加算分保護単価の(8)職業指導員加算分保護単価	2 職業指導員加算分保護単価	児童養護施設又は児童自立支援施設であって、別表 2 のその施設の職員定数表に掲げる「職業指導員」が別に定める基準によりおかれている場合	別表 1 の事務費の保護単価表の 2 加算分保護単価の(2)職業指導員加算分保護単価
5 看護師加算分保護単価	児童養護施設が別に定める基準に該当する場合	別表 1 の事務費の保護単価表の 2 加算分保護単価の(9)看護師加算分月額保護単価	(新規)		
6 母子生活支援施設保育士加算分保護単価	母子生活支援施設であって、別表 2 のその施設の職員の定数表に掲げる「保育士」がおかれる場合	別表 1 の事務費の保護単価表の 2 加算分保護単価(10)母子生活支援施設保育士加算分保護単価	3 母子生活支援施設保育士加算分保護単価	母子生活支援施設であって、別表 2 のその施設の職員の定数表に掲げる「保育士」がおかれる場合	別表 1 の事務費の保護単価表の 2 加算分保護単価(3)母子生活支援施設保育士加算分保護単価
7 母子生活支援施設母子支援員加算分保護単価	母子生活支援施設であって、別表 2 のその施設の職員の定数表に掲げる「母子支援員」がおかれている定員10世帯及び20世帯の施設の場合	別表 1 の事務費の保護単価表の 2 加算分保護単価の(11)母子生活支援施設母子支援員加算分保護単価	4 母子生活支援施設母子指導員加算分保護単価	母子生活支援施設であって、別表 2 のその施設の職員の定数表に掲げる「母子指導員」がおかれている定員20世帯の施設の場合	別表 1 の事務費の保護単価表の 2 加算分保護単価の(4)母子生活支援施設母子指導員加算分保護単価



改正後			現行		
単価の名称 第 1 欄	設 定 の 条 件 第 2 欄	適用される単価 第 3 欄	単価の名称 第 1 欄	設 定 の 条 件 第 2 欄	適用される単価 第 3 欄
<u>8</u> 母子生活支援施設少年指導員兼事務員加算分保護単価	母子生活支援施設であって、別表 2 のその施設の職員の定数表に掲げる「少年指導員兼事務員」がおかれている定員20世帯以上の施設の場合	別表 1 の事務費の保護単価表の 2 加算分保護単価の (12) 母子生活支援施設少年指導員兼事務員加算分保護単価	<u>5</u> 母子生活支援施設少年指導員兼事務員加算分保護単価	母子生活支援施設であって、別表 2 のその施設の職員の定数表に掲げる「少年指導員兼事務員」がおかれている定員20世帯以上の施設の場合	別表 1 の事務費の保護単価表の 2 加算分保護単価の (5) 母子生活支援施設少年指導員兼事務員加算分保護単価
<u>9</u> 小規模グループケア加算分保護単価	児童養護施設、児童自立支援施設、乳児院及び情緒障害児短期治療施設が別に定める基準に該当する場合	別表 1 の事務費の保護単価表の 2 加算分保護単価の (13) 小規模グループケア加算分月額保護単価×小規模グループケア実施か所数	(新規)		
<u>10</u> 寒冷地加算分保護単価	国家公務員の寒冷地手当に関する法律（昭和24年法律第200号）及び寒冷地手当支給規則（昭和39年総理府令第33号）に定める地域に所在する場合	別表 1 の事務費の保護単価表の 2 加算分保護単価の (16) 寒冷地加算分保護単価	<u>6</u> 寒冷地加算分保護単価	国家公務員の寒冷地手当に関する法律（昭和24年法律第200号）及び寒冷地手当支給規則（昭和39年総理府令第33号）に定める地域に所在する場合	別表 1 の事務費の保護単価表の 2 加算分保護単価の (12) 寒冷地加算分保護単価
<u>11</u> 事務用採暖費加算分保護単価	北海道に所在する場合	別表 1 の事務費の保護単価表の 2 加算分保護単価の (27) 事務用採暖費加算分保護単価	<u>7</u> 事務用採暖費加算分保護単価	北海道に所在する場合	別表 1 の事務費の保護単価表の 2 加算分保護単価の (27) 事務用採暖費加算分保護単価
<u>12</u> 単身赴任手当加算分保護単価	別に定める基準による職員が在職している場合	別に定める基準により設定された保護単価	<u>8</u> 単身赴任手当加算分保護単価	別に定める基準による職員が在職している場合	別に定める基準により設定された保護単価

改正後			現行		
単価の名称 第 1 欄	設 定 の 条 件 第 2 欄	適用される単価 第 3 欄	単価の名称 第 1 欄	設 定 の 条 件 第 2 欄	適用される単価 第 3 欄
13民間施設給与等改善費	地方公共団体の経営する施設以外の施設の場合 ただし、昭和46年7月16日社庶第121号社会局長、児童家庭局長通知にいう社会福祉事業団等（以下「社会福祉事業団等」という。）経営の施設を除く。	一般分保護単価表（ <u>里親支援専門相談員加算分保護単価、心理療法担当職員加算分保護単価（常勤単価に限る）、個別対応職員加算分保護単価、職業指導員加算分保護単価、看護師加算分保護単価、母子生活支援施設保育士加算分保護単価、母子生活支援施設母子支援員加算分保護単価、母子生活支援施設少年指導員兼事務員加算分保護単価、小規模グループケア加算分保護単価、寒冷地加算分保護単価、単身赴任手当加算分保護単価及び事務用採暖費加算分保護単価の加算が行われている場合においては、それらの単価を加算した額）× 別に定める基準による加算率（ただし、加算率については別に定めるところにより、全部又は一部を減ずることができる。）</u>	9民間施設給与等改善費	地方公共団体の経営する施設以外の施設の場合 ただし、昭和46年7月16日社庶第121号社会局長、児童家庭局長通知にいう社会福祉事業団等（以下「社会福祉事業団等」という。）経営の施設を除く。	一般分保護単価表（ <u>小規模施設加算分保護単価、職業指導員加算分保護単価、母子生活支援施設保育士加算分保護単価、母子生活支援施設母子指導員加算分保護単価、母子生活支援施設少年指導員兼事務員加算分保護単価、寒冷地加算分保護単価、単身赴任手当加算分保護単価及び事務用採暖費加算分保護単価の加算が行われている場合においては、それらの単価を加算した額）× 別に定める基準による加算率（ただし、加算率については別に定めるところにより、全部又は一部を減ずることができる。）</u>
14除雪費	豪雪地帯特別措置法（昭和37年4月5日法律第73号）第2条第2項の規定に基づく地域に所在する地方公共団体の経営する施設以外の施設の場合	別表1の事務費の保護単価の2加算分保護単価の(28)除雪費加算分保護単価	10除雪費	豪雪地帯特別措置法（昭和37年4月5日法律第73号）第2条第2項の規定に基づく地域に所在する地方公共団体の経営する施設以外の施設の場合	別表1の事務費の保護単価の2加算分保護単価の(28)除雪費加算分保護単価
15降灰除去費	活動火山対策特別措置法（昭和48年7月24日法律第61号）第12条第1項の規定に基づく降灰防除地域に所在する施設の場合	別表1の事務費の保護単価の2加算分保護単価の(29)降灰除去費加算分保護単価	11降灰除去費	活動火山対策特別措置法（昭和48年7月24日法律第61号）第12条第1項の規定に基づく降灰防除地域に所在する施設の場合	別表1の事務費の保護単価の2加算分保護単価の(29)降灰除去費加算分保護単価

改正後	現行
<p>(2) 児童養護施設の乳児加算分、<u>1歳児加算分、2歳児加算分</u>、年少児加算分及び特別指導費加算分、児童養護施設及び乳児院の指導員特別加算分、児童養護施設、乳児院、児童自立支援施設及び母子生活支援施設の心理療法担当職員加算分(常勤単価を除く。)、児童養護施設、乳児院、児童自立支援施設、母子生活支援施設及び情緒障害児短期治療施設の基幹的職員加算分、<u>児童養護施設、乳児院、児童自立支援施設、情緒障害児短期治療施設、母子生活支援施設、自立援助ホーム及びファミリーホームの第三者評価受審費加算分及び賃借費加算分</u>、児童養護施設、児童自立支援施設、情緒障害児短期治療施設、ファミリーホーム及び里親の学習指導費加算分、乳児院(定員40人以上)の家庭支援専門相談員加算分、母子生活支援施設の特別生活指導費加算分、夜間警備体制強化加算分及び<u>保育機能強化加算分</u>、母子生活支援施設(定員40世帯以上)の<u>母子支援員</u>、少年指導員加算分、<u>児童養護施設、乳児院、児童自立支援施設及び情緒障害児短期治療施設</u>のボイラー技士雇上費加算分、一時保護所の処遇促進加算分の保護単価は、別表1の事務費の2加算分保護単価をそのまま設定するものとする。</p> <p>なお、別に定める基準により施設機能強化推進費、入所児童(者)処遇特別加算費を必要とするものと認定された場合はその認定額を加算するものとする。</p> <p>(3) <u>児童養護施設のうち別に定める要件に適合する地域小規模児童養護施設に係る措置費の支弁にあたっては、事務費の一般分保護単価並びに加算分保護単価のうち寒冷地加算分、乳児加算分、1歳児加算分、2歳児加算分、年少児加算分、事務用採暖費加算分、除雪費加算分、学習指導費加算分、特別指導費加算分、賃借費加算分、民間施設給与等改善費及び事業費について「児童養護施設」を「地域小規模児童養護施設」と読み替えるものとし、児童養護措置費算定の際には本体施設と定員及び現員を切り分けて算定するものとする。</u></p> <p>(4) <u>母子生活支援施設のうち別に定める要件に適合する小規模分園型(サテライト型)母子生活支援施設に係る措置費の支弁にあたっては、事務費の一般分保護単価並びに加算分保護単価のうち寒冷地加算分、事務用採暖費加算分、除雪費加算分、賃借費加算分、民間施設給与等改善費及び事業費について「母子生活支援施設」を「小規模分園型(サテライト型)母子生活支援施設」と読み替えるものとし、措置費算定の際には本体施設と定員及び現員を切り分けて算定するものとする。</u></p>	<p>(2) 児童養護施設の乳児加算分、<u>1・2歳児加算分</u>、年少児加算分、特別指導費加算分及び看護師加算分、児童養護施設及び乳児院の指導員特別加算分、<u>児童養護施設、乳児院、児童自立支援施設及び母子生活支援施設の心理療法担当職員加算分</u>、児童養護施設、乳児院、児童自立支援施設、母子生活支援施設及び情緒障害児短期治療施設の<u>個別対応職員加算分及び基幹的職員加算分</u>、児童養護施設、児童自立支援施設、乳児院及び情緒障害児短期治療施設の家庭支援専門相談員加算分及び小規模グループケア担当職員加算分、児童養護施設、児童自立支援施設、情緒障害児短期治療施設、ファミリーホーム及び里親の学習指導費加算分、乳児院(定員50人以上)の家庭支援専門相談員加算分、母子生活支援施設の特別生活指導費加算分、夜間警備体制強化加算分、<u>保育機能強化加算分及び母子生活支援施設(定員40世帯以上)の母子指導員</u>、少年指導員加算分、ボイラー技士雇上費加算分、一時保護所の処遇促進加算分の保護単価は、別表1の事務費の2加算分保護単価をそのまま設定するものとする。</p> <p>なお、別に定める基準により施設機能強化推進費、入所児童(者)処遇特別加算費を必要とするものと認定された場合はその認定額を加算するものとする。</p> <p>(新規)</p> <p>(新規)</p>

改正後	現行
<p>(5) (1)により保護単価が設定されたときは、これをその年度の当初の月に係る事務費の支弁から適用するものとし、その後においてその年度中にその施設の定員の改定・加算分に係る変更等があった場合においては、その改定等があった日の属する月の翌月分（その月初日に改定等があったときはその月分）の支弁から、(1)の方法により、その施設の保護単価を改定すること。 この場合における支弁基準の設定は、第1及び第4に掲げる事項に必要な補正を加えてそのまま設定すれば足りること。</p> <p>(6) 施設が新設される場合において、その開所する月（施設の開所は各月の初日から行うものとする。）の前月分の事務費の保護単価は、(1)の方法に準じて設定するものとする。</p> <p>3 事業費の保護単価の設定方法 事業費の保護単価の設定は、第4の2の表の(2)から(23)までに掲げる事業費の各費目の保護単価をそのまま設定すること。</p> <p>4 略</p> <p>第4 各月の支弁額の算式及び支弁の方法</p> <p>1 地方公共団体の支弁義務 地方公共団体は、法第50条第6号、第6号の3、第7号、第7号の3、第8号及び第51条第3号の規定によりその施設等に対し、2及び3に定めるところにより算定した事務費及び事業費の費目の種類ごとの支弁額を合算した額を、その月の措置費等の支弁額として支弁しなければならないこと。</p> <p>2 略</p>	<p>(3) (1)により保護単価が設定されたときは、これをその年度の当初の月に係る事務費の支弁から適用するものとし、その後においてその年度中にその施設の定員の改定等があった場合においては、その改定があった日の属する月の翌月分（その月初日に改定があったときはその月分）の支弁から、(1)の方法により、その施設の保護単価を改定すること。 この場合における支弁基準の設定は、第1及び第4に掲げる事項に必要な補正を加えてそのまま設定すれば足りること。</p> <p>(4) 施設が新設される場合において、その開所する月（施設の開所は各月の初日から行うものとする。）の前月分の事務費の保護単価は、(1)の方法に準じて設定するものとする。</p> <p>3 事業費の保護単価の設定方法 事業費の保護単価の設定は、第4の2の表の(2)から(22)までに掲げる事業費の各費目の保護単価をそのまま設定すること。</p> <p>4 措置費等の支弁基準の設定方法 2及び3により保護単価を定めたときは、措置費等の各費目ごとのその保護単価による支弁要件、その用途及び各月の支弁額の算式に関する事項を定めた支弁基準を設定するものとする。 この場合における支弁基準の設定は、第1及び第4に掲げる事項に必要な補正を加えてそのまま設定すれば足りること。</p> <p>第4 各月の支弁額の算式及び支弁の方法</p> <p>1 地方公共団体の支弁義務 地方公共団体は、法第50条第6号、第6号の3、第7号、第7号の3、第8号及び第51条第2号の規定によりその施設等に対し、2及び3に定めるところにより算定した事務費及び事業費の費目の種類ごとの支弁額を合算した額を、その月の措置費等の支弁額として支弁しなければならないこと。</p> <p>2 措置費等の費目の用途及び各月の支弁額の算式 児童養護施設、児童自立支援施設、情緒障害児短期治療施設、乳児院、母子生活支援施設、助産施設、自立援助ホーム、ファミリーホーム、里親又は一時保護所に対する措置費等の費目の種類は、次表第1欄に掲げるとおりとし、それぞれの費目の種類ごとの支弁対象児童等、その経費の用途及びその各月の支弁額の算式は、同表の第2欄から第4欄に掲げるとおりとすること。</p>

改正後				現行			
費目の種類第1欄	支弁対象児童等第2欄	経費の使途第3欄	各月支弁額の算式第4欄	費目の種類第1欄	支弁対象児童等第2欄	経費の使途第3欄	各月支弁額の算式第4欄
(1) 事務費	児童養護施設、児童自立支援施設（通所部を含む）、情緒障害児短期治療施設（通所部を含む）、乳児院、母子生活支援施設、自立援助ホーム、ファミリーホーム、里親又は一時保護所（一時保護の委託を受けた施設を含む。）	施設等を運営するために必要な職員の人件費その他事務の執行に伴う諸経費	(1)次のアから $\underline{\text{ㇿ}}$ までにより算定した額の合算額 ア 略	(1) 事務費	児童養護施設、児童自立支援施設（通所部を含む）、情緒障害児短期治療施設（通所部を含む）、乳児院、母子生活支援施設、自立援助ホーム、ファミリーホーム、里親又は一時保護所（一時保護の委託を受けた施設を含む。）	施設等を運営するために必要な職員の人件費その他事務の執行に伴う諸経費	(1)次のアから $\underline{\text{ㇿ}}$ までにより算定した額の合算額 ア 乳児院、ファミリーホーム以外の施設については次の算式(1)、乳児院については算式(2)、ファミリーホームについては算式(3)により算定した額。ただし、その月初日においてその施設に対し、2以上の支弁義務者がある場合における各支弁義務者の支弁額の算定は次の算式(4)（関係支弁義務者が協議を行い、各支弁義務者が措置児童数等にかかわらず、支弁すべき人員（いわゆる協定人員）を定めて支弁することとしているときは算式(5)）によって算定した額とする。 算式(1) その施設の月額保護単価×その施設の定員（（通所部の場合は通所部の定員）（その月初日において私的契約児及び家庭裁判所からの補導委託児等があるときは、その数を控除した数）） ただし、新設により開所した自立援助ホームにあっては、初めて児童を受託した日の属する月から算定する。 算式(2) 2歳未満児の月額保護単価×〔定員（その月初日において私的契約児があるときは、その数を控除した数）－その月初日の2歳児

改正後				現行			
費目の種類第1欄	支弁対象児童等第2欄	経費の使途第3欄	各月支弁額の算式第4欄	費目の種類第1欄	支弁対象児童等第2欄	経費の使途第3欄	各月支弁額の算式第4欄
(1) 事務費			略	(1) 事務費			<p>措置児数－その月初日の3歳以上児措置児数] + 2歳児の月額保護単価×その月初日の2歳児措置児数 + 3歳以上児の月額保護単価×その月初日の3歳以上児措置児数 算式(3)</p> <p>新設により開所した場合については、初めて児童を受託した日の属する月から6ヶ月間は、その施設の月額保護単価×その施設の定員とし、それ以降については、その施設の月額保護単価×その施設のその月初日の現員（その月初日において私的契約児及び家庭裁判所からの補導委託児等があるときは、その数を控除した数） 算式(4)</p> <p>その施設の月額保護単価×その施設の定員（その月初日において私的契約児及び家庭裁判所からの補導委託児等があるときは、その数を控除した数）×支弁率 その支弁義務者の支弁すべきその月初日の措置児童数等又は世帯数 その施設その月初日の総措置児童数等又は世帯数 算式(5)</p> <p>その施設の月額保護単価×その協定人員（その月初日において私的契約児及び家庭裁判所から</p>

改正後				現行			
費目の種類第1欄	支弁対象児童等第2欄	経費の使途第3欄	各月支弁額の算式第4欄	費目の種類第1欄	支弁対象児童等第2欄	経費の使途第3欄	各月支弁額の算式第4欄
(1) 事務費			<p>イ その月初日において、児童養護施設に乳児、<u>1歳児</u>、<u>2歳児</u>又は年少児がそれぞれ入所している場合には、次の算式により算定した額。</p> <p>算式 乳児、<u>1歳児</u>、<u>2歳児</u>又は年少児加算分月額保護単価×その月初日の乳児、<u>1歳児</u>、<u>2歳児</u>又は年少児数</p> <p>ウ 略</p>	(1) 事務費			<p>の補導委託児等があるときは、その数を控除した数)</p> <p>イ その月初日において、児童養護施設に乳児、<u>1・2歳児</u>又は年少児がそれぞれ入所している場合には、次の算式により算定した額。</p> <p>算式 乳児、<u>1・2歳児</u>又は年少児加算分月額保護単価×その月初日の乳児、<u>1・2歳児</u>又は年少児数</p> <p>ウ 児童養護施設、児童自立支援施設、情緒障害児短期治療施設、乳児院が寒冷地手当支給規則の一部を改正する省令（平成16年総務省令第129号）の施行（平成16年10月28日）前の寒冷地手当支給規則（昭和39年総理府令第33号）別表第1に掲げる旧5級地である地域に所在する場合であって、その月初日においてボイラーを有し、かつ、ボイラー技士がおかれている場合又はその他の地域に所在する場合であって、その初日において「ボイラー及び圧力容器安全規則」（昭和47年労働省令第33号）第1条第1号に規定するボイラーを設置しており、かつ、同規則第97条に規定するボイラー技士免許を受けた者が置かれている場合において、それぞれボイラー技士1人分の雇上費として次の算式によって算定した額。</p> <p>算式 ボイラー技士雇上費加算分月</p>

改正後				現行			
費目の種類第1欄	支弁対象児童等第2欄	経費の使途第3欄	各月支弁額の算式第4欄	費目の種類第1欄	支弁対象児童等第2欄	経費の使途第3欄	各月支弁額の算式第4欄
(1) 事務費			エ 略  オ 略  <u>削除</u>  <u>削除</u>  カ 略	(1) 事務費			額保護単価×アの算式により算定された定員 エ 児童養護施設が別に定める基準に該当する場合においては次の算式によって算定した額。 算式 特別指導費加算分月額保護単価×アの算式により算定された定員 オ 児童養護施設、児童自立支援施設、情緒障害児短期治療施設、ファミリーホーム及び里親が別に定める基準に該当する場合には、次の算式によって算定した額。 算式 学習指導加算分保護単価×その月の対象児童数 カ 児童養護施設が別に定める基準に該当する場合には、次の算式によって算定した額。 算式 看護師加算分保護単価×アの算式により算定した定員 キ 児童養護施設、児童自立支援施設、乳児院及び情緒障害児短期治療施設が別に定める基準に該当する場合には次の算式によって算定した額。 算式 小規模グループケア担当職員加算分月額保護単価×アの算式により算定した定員 ク 児童養護施設及び乳児院が別に定める基準に該当する場合には



改正後				現行			
費目の種類第1欄	支弁対象児童等第2欄	経費の使途第3欄	各月支弁額の算式第4欄	費目の種類第1欄	支弁対象児童等第2欄	経費の使途第3欄	各月支弁額の算式第4欄
(1) 事務費			<p>キ 児童養護施設、乳児院、児童自立支援施設及び母子生活支援施設が別に定める基準に該当する場合には、次の算式によって算定した額。</p> <p>算式 心理療法担当職員加算分月額保護単価(常勤的非常勤単価又は非常勤単価)×アの算式により算定した定員</p> <p>削除</p> <p>削除</p>	(1) 事務費			<p>ては次の算式によって算定した額。</p> <p>算式 指導員特別加算分月額保護単価×アの算式により算定した定員。</p> <p>ケ 児童養護施設、乳児院、児童自立支援施設及び母子生活支援施設が別に定める基準に該当する場合には、次の算式によって算定した額。</p> <p>算式 心理療法担当職員加算分月額保護単価×アの算式により算定した定員</p> <p>コ 児童養護施設、乳児院、児童自立支援施設、母子生活支援施設及び情緒障害児短期治療施設が別に定める基準に該当する場合には、次の算式によって算定した額。</p> <p>算式 個別対応職員加算分月額保護単価×アの算式により算定した定員</p> <p>サ 児童養護施設、児童自立支援施設、乳児院及び情緒障害児短期治療施設が別に定める基準に該当する場合には次の算式によって算定した額。</p> <p>算式 家庭支援専門相談員加算分月額保護単価×アの算式により算定した定員</p>

改正後				現行			
費目の種類第1欄	支弁対象児童等第2欄	経費の使途第3欄	各月支弁額の算式第4欄	費目の種類第1欄	支弁対象児童等第2欄	経費の使途第3欄	各月支弁額の算式第4欄
(1) 事務費			ㄍ 略  ㄎ 略  ㄏ 略  ㄏ 略	(1) 事務費			シ 児童養護施設、乳児院、児童自立支援施設、情緒障害児短期治療施設及び母子生活支援施設が別に定める基準に該当する場合には、次の算式によって算定した額。 ただし、基幹的職員加算の対象者は1施設1名とし、施設長は加算の対象とはしないこと。 算式 基幹的職員加算分月額保護単価×アの算式により算定した定員 ス 乳児院が別に定める基準に該当する場合には次の算式によって算定した額。 算式 乳児院（定員40人以上）の家庭支援専門相談員加算分月額保護単価×アの算式により算定した定員 セ 母子生活支援施設が別に定める基準に該当する場合には次の算式により算定した額。 算式 特別生活指導費加算分月額保護単価×アの算式により算定した定員 ソ 母子生活支援施設が別に定める基準に該当する場合には次の算式によって算定した額。

改正後				現行			
費目の種類第1欄	支弁対象児童等第2欄	経費の使途第3欄	各月支弁額の算式第4欄	費目の種類第1欄	支弁対象児童等第2欄	経費の使途第3欄	各月支弁額の算式第4欄
(1) 事務費			<p>シ 略</p> <p>ス 母子生活支援施設が別に定める基準に該当する場合には、次の算式により算定した額。 算式 母子生活支援施設(定員40世帯以上)母子支援員、少年指導員加算分保護単価×アの算式により算定した定員 削除</p> <p>削除</p>	(1) 事務費			<p>算式 夜間警備体制強化加算分月額保護単価×アの算式により算定した定員 タ 母子生活支援施設が別に定める基準に該当する場合には、次の算式によって算定した額。 算式 保育機能強化加算分月額保護単価×アの算式により算定した定員 チ 母子生活支援施設が別に定める基準に該当する場合には、次の算式により算定した額。 算式 母子生活支援施設(定員40世帯以上)母子指導員、少年指導員加算分保護単価×アの算式により算定した定員 ツ その小規模グループケア実施施設が別に定める基準に該当する場合には、次の算式により算定した額。 算式 小規模グループケア管理宿直等職員加算分保護単価×アの算式により算定した定員 テ その施設において別に定める基準に該当する場合には次の算式により算定した額。 算式 単身赴任手当加算分月額保護単価×アの算式により算定された定員</p>



改正後				現行			
費目の種類第1欄	支弁対象児童等第2欄	経費の使途第3欄	各月支弁額の算式第4欄	費目の種類第1欄	支弁対象児童等第2欄	経費の使途第3欄	各月支弁額の算式第4欄
(1) 事務費			(3) 略  (4) 児童養護施設、児童自立支援施設、情緒障害児短期治療施設、乳児院及び自立援助ホームにおいて暫定定員を超えて認可定員又は条例等で定めた定員に達する範囲内で一時保護を受託した場合、ファミリーホームにおいて定員に達する範囲内で一時保護を受託した場合（ただし、新設により開所し、初めて児童を受託した日の属する月から6ヶ月間を除く。）、 <u>障害児入所施設</u> において認可定員又は条例等で定めた定員に達する範囲内で	(1) 事務費			(3) 一時保護所の事務費の支弁額は、次のアからウまでにより算定した額の合算額とする。 ア 次により算出した利用定員が該当する保護単価。 { [前年度の一時保護延べ人日 / 12月 / 30.4] (小数点以下第1位の数値を切り上げる) × 1.205 } (小数点以下第1位の数値を四捨五入) イ その一時保護所が別に定める基準に該当する場合においては、次の額を加算する。 一時保護所処遇促進加算分保護単価 ウ その一時保護所が国家公務員の寒冷地手当に関する法律(昭和24年法律第200号)の別表に定める支給地域に所在する場合 一時保護所寒冷地加算分保護単価を加算した額。 (4) 児童養護施設、児童自立支援施設、情緒障害児短期治療施設、乳児院及び自立援助ホームにおいて暫定定員を超えて認可定員又は条例等で定めた定員に達する範囲内で一時保護を受託した場合、ファミリーホームにおいて定員に達する範囲内で一時保護を受託した場合（ただし、新設により開所し、初めて児童を受託した日の属する月から6ヶ月間を除く。）、 <u>知的障害児施設、第一種自閉症児施設、</u>

改正後				現行			
費目の種類第1欄	支弁対象児童等第2欄	経費の使途第3欄	各月支弁額の算式第4欄	費目の種類第1欄	支弁対象児童等第2欄	経費の使途第3欄	各月支弁額の算式第4欄
(1) 事務費			<p>一時保護を受託した場合、及び肢体不自由児又は重症心身障害児を入所させる児童福祉法第6条の2第3項に規定する指定医療機関において一時保護を受託した場合のそれぞれの支弁額は、次の算式により算定した額とする。</p> $\left[ \frac{\text{その施設の月額保護単価}}{30.4} \right] \times \text{その月の受託延べ日数}$ <p>(注)受託施設が障害児入所施設又は指定医療機関である場合の施設の月額保護単価は平成19年12月18日厚生労働省発障第1218002号「障害児施設措置費（給付費等）国庫負担金について」において定める月額保護単価とする。</p>	(1) 事務費			<p><u>第二種自閉症児施設、盲児施設、ろうあ施設、肢体不自由児施設入所部、肢体不自由児療護施設及び重症心身障害児施設</u>において認可定員又は条例等で定めた定員に達する範囲内で一時保護を受託した場合、及び肢体不自由児又は重症心身障害児を入所させる児童福祉法第7条第6項に規定する指定医療機関において一時保護を受託した場合のそれぞれの支弁額は、次の算式により算定した額とする。</p> $\left[ \frac{\text{その施設の月額保護単価}}{30.4} \right] \times \text{その月の受託延べ日数}$ <p>(注)受託施設が<u>障害児施設</u>又は指定医療機関である場合の施設の月額保護単価は平成19年12月18日厚生労働省発障第1218002号「障害児施設措置費（給付費等）国庫負担金について」において定める月額保護単価とする。</p>

改正後				現行			
費目の種類第1欄	支弁対象児童等第2欄	経費の使途第3欄	各月支弁額の算式第4欄	費目の種類第1欄	支弁対象児童等第2欄	経費の使途第3欄	各月支弁額の算式第4欄
(2) 一般生活費	略	略	略	(2) 一般生活費	児童養護施設、児童自立支援施設（通所部を含む）、情緒障害児短期治療施設（通所部を含む）、乳児院若しくはファミリーホームの入所児童、若しくは里親の委託児童、一時保護所（一時保護委託を含む）の一時保護児童	その児童の給食に要する材料費等及び日常生活に必要な経常的諸経費	(1)児童養護施設、児童自立支援施設、情緒障害児短期治療施設、乳児院、ファミリーホーム、里親、自立援助ホーム又は母子生活支援施設の場合次の算式(1)により算定した額。 ただし、乳児院において別に定める基準により乳児院病虚弱等児童加算費の加算が認められるときには(1)により算定した額に次の算式(2)により算定した額を加算する。 算式(1) 次の表の一般生活費月額保護単価×その月初日の措置児童等数（通所部の場合は通所部の措置児童数とする。また、母子生活支援施設にあつてはその月初日の入所者数とする。ただし、保育室のある場合には3歳以上入所児童又は3歳未満入所児童数とし、次の表に掲げる単価をそれぞれ乗じて得た額を上記により算出した額に合算するものとする。） 一般生活費保護単価表 (措置児童(者)等1人当たり)
				自立援助ホームの入所児童	その児童に要する日常生活に必要な経常的諸経費		
				母子生活支援施設の入所者	その入所者に要する日常生活に必要な経常的諸経費		
				母子生活支援施設の保育室における保育児童（保育機能強化事業の母子家庭の母等の児童を含む。）	その児童の給食に要する材料費（3歳未満児については主食及び副食給食費、その他の児童については副食給食費）		
		施設種別		一般生活費（月額）			
		児童養護施設		乳児分 54,730円 乳児以外分 47,430円			
		児童自立支援施設		入所児分 47,430円 通所児分 14,600円			
		情緒障害児短期治療施設		入所児分 47,860円 通所児分 14,600円			
		里親		乳児分 54,980円 乳児以外分 47,680円			
		乳児院		3才未満児分 54,730円 3歳以上児分 47,430円			

改正後				現行																							
費目の種類第1欄	支弁対象児童等第2欄	経費の使途第3欄	各月支弁額の算式第4欄	費目の種類第1欄	支弁対象児童等第2欄	経費の使途第3欄	各月支弁額の算式第4欄																				
(2)  一般生活費			算式(2) 乳児院病虚弱等児童加算費月額保護単価94,750円×その月初日の別に定める基準による病虚弱等措置児童数 (2) 略   (3) 略	(2)  一般生活費		<table border="1"> <thead> <tr> <th>施設種別</th> <th colspan="2">一般生活費(月額)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">ファミリーホーム</td> <td>乳児分</td> <td>54,730円</td> </tr> <tr> <td>乳児以外分</td> <td>47,430円</td> </tr> <tr> <td>自立援助ホーム</td> <td colspan="2">10,340円</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">母子生活支援施設</td> <td>入所者</td> <td>3,550円</td> </tr> <tr> <td>保育室保育入所児童</td> <td></td> </tr> <tr> <td>3歳未満児</td> <td>8,890円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>3歳以上児</td> <td>5,500円</td> </tr> </tbody> </table> 算式(2) 乳児院病虚弱等児童加算費月額保護単価88,850円×その月初日の別に定める基準による病虚弱等措置児童数 (2) 里親又はファミリーホームに対し各月初日以外の日に委託又はその解除の措置があった場合は、乳児(1歳未満の者をいい、月の途中において1歳に達した者については、その月中は乳児とみなす。)又は乳児以外の児童のその月分については(1)の定めにかかわらず、次の算式により算定した額。 算式 (1)の里親又はファミリーホームの一般生活費月額保護単価÷30.4)×その月の委託措置児童延人員数 (3) 児童養護施設、児童自立支援施設、情緒障害児短期治療施設、乳児院及び母子生活支援施設において、年度当初の定員設定に当たり、前年度又は直近3年度の在籍児童の延べ日数に基づいて算出している施設であって、各月初日以外の日に措置又は	施設種別	一般生活費(月額)		ファミリーホーム	乳児分	54,730円	乳児以外分	47,430円	自立援助ホーム	10,340円		母子生活支援施設	入所者	3,550円	保育室保育入所児童		3歳未満児	8,890円		3歳以上児	5,500円
施設種別	一般生活費(月額)																										
ファミリーホーム	乳児分	54,730円																									
	乳児以外分	47,430円																									
自立援助ホーム	10,340円																										
母子生活支援施設	入所者	3,550円																									
	保育室保育入所児童																										
	3歳未満児	8,890円																									
	3歳以上児	5,500円																									



改正後				現行			
費目の種類第1欄	支弁対象児童等第2欄	経費の使途第3欄	各月支弁額の算式第4欄	費目の種類第1欄	支弁対象児童等第2欄	経費の使途第3欄	各月支弁額の算式第4欄
(2) 一般生活費			<p>(4) 里親及びファミリーホームに委託されている児童又は<u>児童養護施設及び母子生活支援施設</u>に入所している児童が、情緒障害児短期治療施設又は児童自立支援施設に通所する場合には、次の算式により算定した額。</p> <p>算式 略</p> <p>(5) 略</p>	(2) 一般生活費			<p>その解除の措置があった場合は、児童(母子生活支援施設にあっては入所者又は保育室保育入所児童)のその月分については(1)の定めにかかわらず、次の算式により算定した額。</p> <p>算式 (1)一般生活費月額保護単価 ÷ 30.4) × その月の措置児童(者)延人員数</p> <p>(4) 里親及びファミリーホームに委託されている児童又は母子生活支援施設に入所している児童が、情緒障害児短期治療施設又は児童自立支援施設に通所する場合には、次の算式により算定した額。</p> <p>算式 (月額保護単価 ÷ その月の開所日数) × その月の通所した日数</p> <p>(注)10円未満の端数は切り捨てる。また、「開所日数」とは、日曜日、国民の祝日及び休日を除いた日数をいう。</p> <p>(5)一時保護所(一時保護委託を含む)の場合次の算式により算定した額。</p> <p>算式 法第33条の規定により一時保護される児童で生活費を必要とする延児童数 × 1,560円(児童が乳児の場合、延児童数 × 1,800円)</p> <p>法第27条第1項第3号の規定により措置される児童で被服の支給を必要とする延児童数 × 3,150円</p> <p>(ただし、6カ月以内に措置の変更をする場合を除く)</p>

改正後				現行			
費目の種類第1欄	支弁対象児童等第2欄	経費の使途第3欄	各月支弁額の算式第4欄	費目の種類第1欄	支弁対象児童等第2欄	経費の使途第3欄	各月支弁額の算式第4欄
(2) 一般生活費	略	略	略	(2) 一般生活費	里親の委託児童	里親が一時的な休息の支援を受ける場合のその児童に係る日常生活に必要な経常的諸費用	里親が別に定める基準により一時的な休息の支援を受ける場合次の算式により算定した額。 算式 別に定める基準による延児童数×5,500円
(3) 被虐待児受入加算費	略	略	略	(3) 被虐待児受入加算費	児童養護施設、児童自立支援施設、乳児院、母子生活支援施設及び情緒障害児短期治療施設、自立援助ホーム、ファミリーホームの入所児童、一時保護委託児童	その児童（世帯）を支援するための職員の雇上経費及び日常生活に必要な経常的諸経費	次の算式により算定した額。 児童養護施設、児童自立支援施設、乳児院、母子生活支援施設及び情緒障害児短期治療施設、自立援助ホーム、ファミリーホーム 算式（1） 別に定める基準による児童数×月額26,100円 一時保護委託児童 算式（2） 別に定める基準による児童数×日額850円

改正後					現行				
費目の種類第1欄	支弁対象児童等第2欄		経費の使途第3欄	各月支弁額の算式第4欄	費目の種類第1欄	支弁対象児童等第2欄		経費の使途第3欄	各月支弁額の算式第4欄
(4) 乳児等受入加算費	児童養護施設、児童自立支援施設、乳児院、情緒障害児短期治療施設、母子生活支援施設、ファミリーホーム、 <u>障害児入所施設</u> の一時保護委託児童（3歳未満児）		その児童（世帯）を支援するための職員の雇上経費及び日常生活に必要な経常的諸経費	次の算式により算定した額。 算式 一時保護委託児童数（3歳未満児） ×日額2,150円	(4) 乳児等受入加算費	児童養護施設、児童自立支援施設、乳児院、情緒障害児短期治療施設、母子生活支援施設、ファミリーホーム、 <u>知的障害児施設、第一種自閉症児施設、第二種自閉症児施設、盲児施設、ろうあ児施設、肢体不自由児施設入所部、肢体不自由児療護施設及び重症心身障害児施設</u> の一時保護委託児童（3歳未満児）		その児童（世帯）を支援するための職員の雇上経費及び日常生活に必要な経常的諸経費	次の算式により算定した額。 算式 一時保護委託児童数（3歳未満児） ×日額2,140円
(5) 助産施設基本分保護費	ア	略	略	略	(5) 助産施設基本分保護費	ア	助産施設の入所妊産婦	施設の運営に必要な事務費及び生活諸経費	次の算式により算定した額の合算額。 算式 ア その入所妊産婦が社会保険（健康保険、日雇労働者健康保険、国民健康保険、船員保険、国家公務員共済組合、公共企業体職員等共済組合、地方公務員等共済組合又は私立学校教職員共済組合等をいう。以下同じ。）の被保険者、組合員又は被扶養者である場合においては、診療報酬の算定方法（平成20年厚生労働省告示第59号。以下「診療報酬の算定方法」という。）及び入院時食事療養費に係る食事療養及び入院時生活療養費に

改正後					現行						
費目の種類第1欄	支弁対象児童等第2欄			経費の使途第3欄	各月支弁額の算式第4欄	費目の種類第1欄	支弁対象児童等第2欄			経費の使途第3欄	各月支弁額の算式第4欄
(5) 助産施設基本分保護費					略	(5) 助産施設基本分保護費					<p>係る生活療養の費用の額の算定に関する基準（平成18年厚生労働省告示第99号。以下「入院時食事療養費の算定基準」という。）に準じて算定した額から、その社会保険において給付が行われる額を控除した額。</p> <p>イ アに該当しない入所妊産婦については診療報酬の算定方法及び入院時食事療養費の算定基準に準じて算定した額。</p> <p>なお、別に定める基準により施設機能強化推進費（総合防災対策強化事業に限る。）を必要とするものと認定された施設（第二種助産施設に限る。）にあつては、その認定額を加算する。</p> <p>注 異常分娩のため第二種助産施設から入院する場合等については、この欄に掲げる経費のほか、医療費を支弁できるものとし、その支弁要件、その使途及び各月の支弁額の算式については、この表の(14)の費目の項に定めるところによる。</p>
	イ 点数 以外 の 分	(7) 分 娩 介 助 料	助産施設の入所妊産婦	分娩介助料	分娩を取り扱った場合においては、アにより支弁する点数分のほか、分娩介助料として分娩児1人につき193,090円を限度として支弁できる。		イ 点数 以外 の 分	(7) 分 娩 介 助 料	助産施設の入所妊産婦	分娩介助料	分娩を取り扱った場合においては、アにより支弁する点数分のほか、分娩介助料として分娩児1人につき185,910円を限度として支弁できる。

改正後					現行				
費目の種類第1欄	支弁対象児童等第2欄		経費の使途第3欄	各月支弁額の算式第4欄	費目の種類第1欄	支弁対象児童等第2欄		経費の使途第3欄	各月支弁額の算式第4欄
(5) 助産施設基本分保護費	(イ) 胎盤処置料		胎盤処置料	略	(5) 助産施設基本分保護費	(イ) 胎盤処置料		胎盤処置料	胎盤の処置を他に委託した場合においてはアにより支弁する点数分のほか、その実績を支弁して差し支えない。
	(ウ) 新生児介補料		新生児介補料	略		(ウ) 新生児介補料		新生児介補料	新生児の介補を行った場合においてはアにより支弁する点数分のほか、新生児介補料として分娩児1人当たり1日につき3,810円を限度として支弁できる。
	(エ) 保険料		保険料	略		(エ) 保険料		保険料	分娩を取り扱った場合においては、アにより支弁する点数分のほか、医学的管理の下における出産について、特定出産事故に係る事故が発生した場合において、出生者の養育に係る経済的負担の軽減を図るための補償金の支払に要する費用の支出に備えるための保険契約（出生者等に対し、総額3,000万円以上の補償金を支払う契約）が締結されており、かつ、特定出産事故に関する情報の収集、整理、分析及び提供の適正かつ確実な実施のための措置を講じている場合に、その保険料相当額として、分娩児1人につき、30,000円を限度として支弁できる。

改正後				現行			
費目の種類第1欄	支弁対象児童等第2欄	経費の使途第3欄	各月支弁額の算式第4欄	費目の種類第1欄	支弁対象児童等第2欄	経費の使途第3欄	各月支弁額の算式第4欄
(6) 幼稚園費	略	略	略	(6) 幼稚園費	児童養護施設、児童自立支援施設、情緒障害児短期治療施設、乳児院若しくはファミリーホームの入所児童又は里親の委託児童	その児童の幼稚園就園に必要な経費	次の算式により算定した額。 その施設等のその月またはその年度におけるその措置児童につき、幼稚園に就園している児童であつて、幼稚園就園に必要な入学金、保育料、制服等の実費（寄付金は除く。）を合算した額。 ただし、各自治体において幼稚園就園奨励費を補助している場合においては、その就園奨励費補助額を控除した額とする。
(7) 教育費	児童養護施設、児童自立支援施設、情緒障害児短期治療施設、 <u>母子生活支援施設（第3欄の(7)に限る）</u> 、 <u>自立援助ホーム（第3欄の(8)に限る）</u> 若しくはファミリーホームの入所児童又は里親の委託児童であつて、義務教育諸学校又は特別支援学校の高等部に在学中のもの及び特別支援学校の高等部第1学年に入学するもの。	次に掲げる経費 (1) その児童の義務教育（特別支援学校高等部の教育を含む。）に必要な学用品費 (2) 教材代 (3) 通学のための交通費 (4) 部活動費 (5) 学習塾費 (6) 児童自立支援施設の教材費 (7) その児童の特別支援学校高等部入学に必要な学用品費等	次の算式(1)によって算定した額。 ただし、教材代、通学のための交通費、部活動費又は学習塾費を支弁すべき児童があるときは、それぞれ算式(2)から算式(5)により算定した額を、児童自立支援施設においては、教材費として算式(6)により算定した額を、特別支援学校高等部第1学年に入学する児童があるときは算式(7)により算定した額を、 <u>資格取得又は講習等の受講をした特別支援学校高等部に在学する児童であつて別に定めるものがあるときは算式(8)により算定した額を、それぞれ算式(1)によって算定した額に加算する。</u> なお、算式(7)については4月分の措置費等として支弁する。 算式(1) 略	(7) 教育費	児童養護施設、児童自立支援施設、情緒障害児短期治療施設若しくはファミリーホームの入所児童又は里親の委託児童であつて、義務教育諸学校又は特別支援学校の高等部に在学中のもの及び特別支援学校の高等部第1学年に入学するもの。	次に掲げる経費 (1) その児童の義務教育（特別支援学校高等部の教育を含む。）に必要な学用品費 (2) 教材代 (3) 通学のための交通費 (4) 部活動費 (5) 学習塾費 (6) 児童自立支援施設の教材費 (7) その児童の特別支援学校高等部入学に必要な学用品費等	次の算式(1)によって算定した額。 ただし、教材代、通学のための交通費、部活動費又は学習塾費を支弁すべき児童があるときは、それぞれ算式(2)から算式(5)により算定した額を、児童自立支援施設においては、教材費として算式(6)により算定した額を、特別支援学校高等部第1学年に入学する児童があるときは算式(7)により算定した額を、それぞれ算式(1)によって算定した額に加算する。なお、算式(7)については4月分の措置費等として支弁する。  算式(1) 次の表の教育費学年別月額保護単価×その月の学年別就学措置児童数

改正後				現行											
費目の種類第1欄	支弁対象児童等第2欄	経費の使途第3欄	各月支弁額の算式第4欄	費目の種類第1欄	支弁対象児童等第2欄	経費の使途第3欄	各月支弁額の算式第4欄								
(7) 教育費		(8) 特別支援学校高等部の児童が就職又は進学に役立つ資格取得又は講習等の受講をするための経費	算式(2) 略  算式(3) 略  算式(4) 略  算式(5) 略	(7) 教育費		(新規)	教育費保護単価表（措置児童数1人当たり） <table border="1" data-bbox="1713 395 2145 534"> <thead> <tr> <th>学年別</th> <th>小学校</th> <th>中学校</th> <th>特別支援学校高等部</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>保護単価(月額)</td> <td>2,110円</td> <td>4,180円</td> <td>4,180円</td> </tr> </tbody> </table> 算式(2) その施設又は里親のその月におけるその措置児童の別に定めるところにより教科書に準ずる正規の教材として学校長が指定するものの購入に必要な実費を合算した額。 算式(3) その施設又は里親のその月におけるその措置児童であって、交通費の支給を必要と認めるものがあるときは、その児童が最も経済的な通常の経路及び方法により通学する場合のその普通旅客運賃の定期乗車券（定期乗車券のない場合にあつては、これに準ずるもの。）の実費を合算した額 算式(4) その施設又は里親のその月におけるその措置児童の中学生のうち部活動に入部している児童であつて、部活動に必要な道具代、遠征費等の実費を合算した額。 算式(5) その施設又は里親のその月におけるその措置児童の中学生のうち学習塾に通っている児童であつて、学習塾に必要な授業料（月謝）、講習会費等の実費を合算した額。	学年別	小学校	中学校	特別支援学校高等部	保護単価(月額)	2,110円	4,180円	4,180円
学年別	小学校	中学校	特別支援学校高等部												
保護単価(月額)	2,110円	4,180円	4,180円												

改正後				現行			
費目の種類第1欄	支弁対象児童等第2欄	経費の使途第3欄	各月支弁額の算式第4欄	費目の種類第1欄	支弁対象児童等第2欄	経費の使途第3欄	各月支弁額の算式第4欄
(7) 教育費	略		算式(6) 略  算式(7) 入学時特別加算費年額保護単価 58,960円×特別支援学校の高等部第1学年入学措置児童数 算式(8) 資格取得等特別加算費年額保護単価55,000円×該当児童数(資格取得又は講習等の受講をした特別支援学校高等部に在学する児童であって別に定めるものの数)	(7) 教育費			算式(6) 教材費月額保護単価小学校該当児190円、中学校該当児270円×その月の児童自立支援施設の小学校又は中学校別該当措置児童数(ただし、算式(2)及び算式(3)の対象児童を除く。) 算式(7) 特別加算費年額保護単価58,500円×特別支援学校の高等部第1学年入学措置児童数 (新規)
(8) 学校給食費	略	略	略	(8) 学校給食費	児童養護施設、児童自立支援施設、情緒障害児短期治療施設若しくはファミリーホームの入所児童又は里親の委託児童であって、学校給食を実施している義務教育諸学校又は特別支援学校の高等部に在学中のもの。	その児童のその学校給食に必要な経費	その施設又は里親のその月におけるその措置児童がその義務教育諸学校又は特別支援学校の高等部から学校給食費として徴収される実費を合算した額。
(9) 見学旅行費	略	略	略	(9) 見学旅行費	児童養護施設、児童自立支援施設、情緒障害児短期治療施設若しくはファミリーホームの入所児童又は里親の委託児童であって、小学校第6	その児童の見学旅行に直接必要な交通費、宿泊費等	次の算式により算定した額の合算額 算式 次の表の見学旅行費学年別年額保護単価×その月の学年別見学旅行参加措置児童数



改正後				現行											
費目の種類第1欄	支弁対象児童等第2欄	経費の使途第3欄	各月支弁額の算式第4欄	費目の種類第1欄	支弁対象児童等第2欄	経費の使途第3欄	各月支弁額の算式第4欄								
(9) 見学旅行費	略		略	(9) 見学旅行費	学年、中学校第3学年若しくは高等学校第3学年（特別支援学校の高等部を含む。）の在学中のもので、その学校の教育課程において実施される見学旅行（通常の「見学旅行」をいう。）に参加するもの。		見学旅行費保護単価表 （措置児童（者）1人当たり） <table border="1"> <thead> <tr> <th>学年別</th> <th>保護単価（年額）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>小学校第6学年</td> <td>20,600円</td> </tr> <tr> <td>中学校第3学年</td> <td>55,900円</td> </tr> <tr> <td>高等学校第3学年 （特別支援学校高等部を含む）</td> <td>108,200円</td> </tr> </tbody> </table>	学年別	保護単価（年額）	小学校第6学年	20,600円	中学校第3学年	55,900円	高等学校第3学年 （特別支援学校高等部を含む）	108,200円
学年別	保護単価（年額）														
小学校第6学年	20,600円														
中学校第3学年	55,900円														
高等学校第3学年 （特別支援学校高等部を含む）	108,200円														
(10) 入進学支度金	児童養護施設、児童自立支援施設、情緒障害児短期治療施設、 <u>母子生活支援施設</u> 若しくはファミリーホームの入所児童又は里親の委託児童であって、小学校第1学年に入学し、又は中学校第1学年に進学するもの。	略	略	(10) 入進学支度金	児童養護施設、児童自立支援施設、情緒障害児短期治療施設若しくはファミリーホームの入所児童又は里親の委託児童であって、小学校第1学年に入学し、又は中学校第1学年に進学するもの。	その児童の入進学に際して必要な学用品等の購入費	次の算式によって算定した額の合算額とし、4月分の措置費等として支弁する。 算式 次の表の入進学支度金学年別年額保護単価×学年別入進学措置児童数  入進学支度金保護単価表 （措置児童1人当たり） <table border="1"> <thead> <tr> <th>学年別</th> <th>保護単価（年額）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>小学校第1学年入学児童</td> <td>39,500円</td> </tr> <tr> <td>中学校第1学年入学児童</td> <td>46,100円</td> </tr> </tbody> </table>	学年別	保護単価（年額）	小学校第1学年入学児童	39,500円	中学校第1学年入学児童	46,100円		
学年別	保護単価（年額）														
小学校第1学年入学児童	39,500円														
中学校第1学年入学児童	46,100円														
(11) 特別育成費	児童養護施設、児童自立支援施設、情緒障害児短期治療施設、 <u>母子生活支援施設</u> （ <u>第3欄の(2)に限る</u> ）、自立援助ホーム若しくはファミリーホームの入所児童又は里親の委託児童であって、別に定めるところにより、高	次に掲げる経費 (1) その児童の高等学校在学中における教育に必要な授業料、クラブ費等の学校納付金、教科書代、学	略  算式(1) 略	(11) 特別育成費	児童養護施設、児童自立支援施設、情緒障害児短期治療施設、自立援助ホーム若しくはファミリーホームの入所児童又は里親の委託児童であって、別に定めるところにより、高等学校に在学しているもの及び高等学校第1	次に掲げる経費 (1) その児童の高等学校在学中における教育に必要な授業料、クラブ費等の学校納付金、教科書代、学	次の算式によって算定した額の合算額。ただし、算式(2)については4月分の措置費等として支弁する。 算式(1) 次の表の特別育成費公私別月額保護単価×その月の公私別高等学校在学措置児童数 特別育成費保護単価表 （措置児童1人当たり） <table border="1"> <thead> <tr> <th>公私別</th> <th>保護単価（月額）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国・公立高等学校</td> <td>22,270円</td> </tr> <tr> <td>私立高等学校</td> <td>32,970円</td> </tr> </tbody> </table>	公私別	保護単価（月額）	国・公立高等学校	22,270円	私立高等学校	32,970円		
公私別	保護単価（月額）														
国・公立高等学校	22,270円														
私立高等学校	32,970円														

改正後				現行			
費目の種類第1欄	支弁対象児童等第2欄	経費の使途第3欄	各月支弁額の算式第4欄	費目の種類第1欄	支弁対象児童等第2欄	経費の使途第3欄	各月支弁額の算式第4欄
(11) 特別育成費	等学校に在学しているもの及び高等学校第1学年に入学するもの	用品費等の教科学習費、通学費等 (2) その児童の高等学校入学に際し必要な学用品費等 <u>(3) 就職又は進学に役立つ資格取得又は講習等の受講をするための経費</u>	算式(2) <u>入学時特別加算費年額保護単価58,960円×高等学校第1学年入学措置児童数</u>  算式(3) <u>資格取得等特別加算費年額保護単価55,000円×該当児童数(資格取得又は講習等の受講をした高等学校に在学する児童であって別に定めるものの数)</u>	(11) 特別育成費	学年に入学するもの。	用品費等の教科学習費、通学費等 (2) その児童の高等学校入学に際し必要な学用品費等 <u>(新規)</u>	算式(2) <u>特別加算費年額保護単価58,500円×高等学校第1学年入学措置児童数</u>  <u>(新規)</u>
(12) 夏季等特別行事費	略	略	略	(12) 夏季等特別行事費	児童養護施設、児童自立支援施設、情緒障害児短期治療施設若しくはファミリーホームの入所児童又は里親の委託児童であって、義務教育諸学校に在学しているもので、その学校又は教育委員会が、当該学年の児童・生徒の全員を参加させて行う夏季等の臨海、林間学校等の行事に参加するもの。	その児童の夏季等特別行事に参加するために必要な交通費等	次の算式によって算定した額 算式 夏季等特別行事費1件当たり保護単価3,000円×夏季等特別行事参加措置児童数

改正後				現行			
費目の種類第1欄	支弁対象児童等第2欄	経費の使途第3欄	各月支弁額の算式第4欄	費目の種類第1欄	支弁対象児童等第2欄	経費の使途第3欄	各月支弁額の算式第4欄
(13) 期末一時扶助費	略	略	略	(13) 期末一時扶助費	児童養護施設、児童自立支援施設、情緒障害児短期治療施設、乳児院若しくはファミリーホームの入所児童又は里親の委託児童又は一時保護所の一時保護児童	その児童の年末における被服等の購入費	次の算式によって算定した額とし、12月分の措置費等又は一時保護所費として支弁する。 算式 期末一時扶助費年額保護単価 5,070円×12月初日の措置又は一時保護児童数
(14) 医療費	児童養護施設、児童自立支援施設、情緒障害児短期治療施設、乳児院、 <u>自立援助ホーム</u> 、ファミリーホーム若しくは助産施設の措置児童等又は里親の委託児童又は一時保護所の一時保護児童であって、疾病等により医師、歯科医師等によって診察、治療、投薬、手術等の医療を受けるためにその支弁を必要と認められるもの。	略	次の算式によって算定した額 算式 その施設等のその月におけるその措置児童等につき、診療報酬の算定方法及び入院時食事療養費の算定基準に準じて算定した額（その医療機関が社会保険の指定医療機関であり、かつ、その措置児童等が社会保険の被扶養者等である場合においては、その社会保険において給付が行われる額を控除した額とする。）を合算した額。 なお、その措置児童等の移送に要する費用についても健康保険法の取扱いの場合に準じて支弁して差し支えない。 <u>ただし、自立援助ホームの入所児童にあつては、別に定める期間において、医療機関や薬局の窓口で負担した実費の額。</u>	(14) 医療費	児童養護施設、児童自立支援施設、情緒障害児短期治療施設、乳児院、ファミリーホーム若しくは助産施設の措置児童等又は里親の委託児童又は一時保護所の一時保護児童であつて、疾病等により医師、歯科医師等によって診察、治療、投薬、手術等の医療を受けるためにその支弁を必要と認められるもの。	その児童等の医療に必要な経費	次の算式によって算定した額 算式 その施設等のその月におけるその措置児童等につき、診療報酬の算定方法及び入院時食事療養費の算定基準に準じて算定した額（その医療機関が社会保険の指定医療機関であり、かつ、その措置児童等が社会保険の被扶養者等である場合においては、その社会保険において給付が行われる額を控除した額とする。）を合算した額。 なお、その措置児童等の移送に要する費用についても健康保険法の取扱いの場合に準じて支弁して差し支えない。

改正後				現行			
費目の種類第1欄	支弁対象児童等第2欄	経費の使途第3欄	各月支弁額の算式第4欄	費目の種類第1欄	支弁対象児童等第2欄	経費の使途第3欄	各月支弁額の算式第4欄
(15) 職業補導費	略	略	略	(15) 職業補導費	児童養護施設、児童自立支援施設、情緒障害児短期治療施設、自立援助ホーム若しくはファミリーホームの入所児童又は里親の委託児童であって義務教育を終了した後、公共職業訓練施設等の職業補導機関に通うもの。	次に掲げる経費 (1) その児童の交通費 (2) その児童に係る教科書代等	次の算式により算定した額の合算額 算式(1) その施設又は里親のその月におけるその措置児童が最も経済的な通常の経路及び方法により通う場合のその普通旅客運賃の定期乗車券（定期乗車券のない場合にあってはこれに準ずるもの）の実費 算式(2) 職業補導費月額保護単価4,800円×その月の職業補導機関に通っている措置児童数
(16) 児童用採暖費	略	略	次の算式(1)によって算定した額とし、里親に委託されている児童及び児童養護施設、母子生活支援施設又はファミリーホームに入所している児童が情緒障害児短期治療施設又は児童自立支援施設へ通所する場合には、算式(2)により算定した額。 ただし、その支弁のできる期間は、10月分から翌年3月分までに限る。 算式(1) 略 算式(2) 略	(16) 児童用採暖費	児童養護施設、児童自立支援施設（通所部を含む）、情緒障害児短期治療施設（通所部を含む）、乳児院、母子生活支援施設若しくはファミリーホームの入所児童等又は里親の委託児童	その児童の冬の採暖に必要な経費	次の算式(1)によって算定した額とし、里親に委託されている児童及び母子生活支援施設に入所している児童が情緒障害児短期治療施設又は児童自立支援施設へ通所する場合には、算式(2)により算定した額。 ただし、その支弁のできる期間は、10月分から翌年3月分までに限る。 算式(1) 次の表の児童用採暖費級地別月額保護単価×その月初日の措置児童数 算式(2) 次の表の児童用採暖費級地別月額保護単価÷その月の開所日数×その月の通所した日数 (注)10円未満の端数は切り捨てる。また、「開所日数」とは、日曜日、国民の祝日及び休日を除いた日数をいう。

改正後				現行																											
費目の種類第1欄	支弁対象児童等第2欄	経費の使途第3欄	各月支弁額の算式第4欄	費目の種類第1欄	支弁対象児童等第2欄	経費の使途第3欄	各月支弁額の算式第4欄																								
(16) 児童用採暖費			略	(16) 児童用採暖費			児童用採暖費保護単価表 (措置児童等1人当たり) <table border="1"> <thead> <tr> <th>施設種別</th> <th>児童養護施設、児童自立支援施設、情緒障害児短期治療施設、ファミリーホーム、里親</th> <th>乳児院</th> <th>母子生活支援施設、児童自立支援施設通所部、情緒障害児短期治療施設通所部</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>旧5級地</td> <td>6,820円</td> <td>7,210円</td> <td>1,130円</td> </tr> <tr> <td>旧4級地</td> <td>5,220円</td> <td>5,660円</td> <td>960円</td> </tr> <tr> <td>旧3級地</td> <td>3,380円</td> <td>3,590円</td> <td>590円</td> </tr> <tr> <td>旧2級地</td> <td>2,520円</td> <td>2,620円</td> <td>380円</td> </tr> <tr> <td>その他の地域</td> <td>1,260円</td> <td>1,260円</td> <td>190円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) この表の「旧5級地から旧2級地」までの級地区分は一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律(平成16年法律第136号)の施行(平成16年10月28日)前の国家公務員の寒冷地手当に関する法律第1条に定める地域とし、「その他の地域」は旧5級地から旧2級地までの地域以外の地域とすること。</p>	施設種別	児童養護施設、児童自立支援施設、情緒障害児短期治療施設、ファミリーホーム、里親	乳児院	母子生活支援施設、児童自立支援施設通所部、情緒障害児短期治療施設通所部	旧5級地	6,820円	7,210円	1,130円	旧4級地	5,220円	5,660円	960円	旧3級地	3,380円	3,590円	590円	旧2級地	2,520円	2,620円	380円	その他の地域	1,260円	1,260円	190円
施設種別	児童養護施設、児童自立支援施設、情緒障害児短期治療施設、ファミリーホーム、里親	乳児院	母子生活支援施設、児童自立支援施設通所部、情緒障害児短期治療施設通所部																												
旧5級地	6,820円	7,210円	1,130円																												
旧4級地	5,220円	5,660円	960円																												
旧3級地	3,380円	3,590円	590円																												
旧2級地	2,520円	2,620円	380円																												
その他の地域	1,260円	1,260円	190円																												
(17) 就職支度費	略	略	次の算式(1)によって算定した額とし、措置が解除される日の属する月の措置費等として支弁する。 ただし、別に定める基準に該当する場合においては、算式(2)によって算定した額を加算する。 算式(1) 略 算式(2) 就職支度費1件当たり特別基準保護単価189,510円×その月の別に定める基準による就職による措置解除児童数	(17) 就職支度費	児童養護施設、児童自立支援施設、情緒障害児短期治療施設若しくはファミリーホームの入所児童又は里親の委託児童であって、その児童が就職するためその措置が解除されることとなったもの。	(1)その児童の就職に際し必要な寝具類、被服類等の購入費 (2)その児童の就職に際し必要な住居費、生活費等	次の算式(1)によって算定した額とし、措置が解除される日の属する月の措置費等として支弁する。 ただし、別に定める基準に該当する場合においては、算式(2)によって算定した額を加算する。 算式(1) 就職支度費1件当たり保護単価79,000円×その月の就職による措置解除児童数 算式(2) 就職支度費1件当たり特別基準保護単価137,510円×その月の別に定める基準による就職による措置解除児童数																								

改正後				現行			
費目の種類第1欄	支弁対象児童等第2欄	経費の使途第3欄	各月支弁額の算式第4欄	費目の種類第1欄	支弁対象児童等第2欄	経費の使途第3欄	各月支弁額の算式第4欄
(18) 自 大 立 学 生 進 活 学 支 等 度 白 費 白	略	略	<p>次の算式(1)によって算定した額とし、措置が解除される日の属する月の措置費等として支弁する。</p> <p>ただし、別に定める基準に該当する場合においては、算式(2)によって算定した額を加算する。</p> <p>算式(1) 略</p> <p>算式(2) 大学進学等自立生活支度費1件当たり特別基準保護単価189,510円×その月の別に定める基準による進学による措置解除児童数</p>	(18) 自 大 立 学 生 進 活 学 支 等 度 白 費 白	<p>児童養護施設、児童自立支援施設、情緒障害児短期治療施設若しくはファミリーホームの入所児童又は里親の委託児童であって、その児童が大学等へ進学するためその入所の措置が解除されることとなったもの。</p>	<p>(1) その児童の進学に際し必要な学用品及び参考図書類等の購入費</p> <p>(2) その児童の進学に際し必要な住居費、生活費等</p>	<p>次の算式(1)によって算定した額とし、措置が解除される日の属する月の措置費等として支弁する。</p> <p>ただし、別に定める基準に該当する場合においては、算式(2)によって算定した額を加算する。</p> <p>算式(1) 大学進学等自立生活支度費1件当たり保護単価79,000円×その月の進学による措置解除児童数</p> <p>算式(2) 大学進学等自立生活支度費1件当たり特別基準保護単価137,510円×その月の別に定める基準による進学による措置解除児童数</p>
(19) 葬 祭 費	略	略	略	(19) 葬 祭 費	<p>児童養護施設、児童自立支援施設、情緒障害児短期治療施設、乳児院、自立援助ホーム若しくはファミリーホームの入所児童又は里親の委託児童であって、死亡したもの（以下「死亡児」という）</p>	<p>その死亡児の火葬又は埋葬納骨その他葬祭のために必要な経費</p>	<p>次の算式により算定した額。</p> <p>ただし、その死亡児の葬祭に要した費用の額が153,900円を超える場合であって、その総額のうち火葬に要した費用の額が450円を超えるときはその超える額を、自動車料金その他死体の運搬に要した費用の額が10,760円を超えるときは8,940円の範囲内においてその超える額を、それぞれ加算する。</p> <p>算式 葬祭費1件当たり保護単価153,900円×死亡児数</p>

改正後				現行			
費目の種類第1欄	支弁対象児童等第2欄	経費の使途第3欄	各月支弁額の算式第4欄	費目の種類第1欄	支弁対象児童等第2欄	経費の使途第3欄	各月支弁額の算式第4欄
(20) 連れもどし費	略	略	略	(20) 連れもどし費	児童自立支援施設の措置児童であって、その施設を逃亡したもの。	その児童の捜索及びその児童を連れ戻すために必要な経費	その施設のその月におけるその児童につき捜索し又は連れもどす者の運賃、日当及び宿泊料につきその都道府県の旅費支給規定に定める額（運賃については、普通旅客運賃）とその児童の普通旅客運賃、宿泊料とを合計した額にこれらの経費以外の特に要した費用があるときにはこれを加えた額の合算額。
(21) 里親手当・里親受託支度費	略	略	略	(21) 里親手当・里親受託支度費	里親委託児童	次に掲げる経費 (1) その児童に係る委託手当 (2) 新たに措置した際に必要な経費	次の算式によって算定した額の合算額。 ただし、算式(2)については、委託を開始した月の措置費等として支弁する。 算式(1) ア 里親手当 里親手当月額保護単価72,000円 ×1人 ただし、二人目以降は36,000円 ×その月の措置児童数 イ 専門里親手当 専門里親手当月額保護単価 123,000円×1人 ただし、二人目は87,000円×1人 算式(2) 里親受託支度費1件当たり保護単価42,600円×新規委託措置児童数

改正後				現行			
費目の種類第1欄	支弁対象児童等第2欄	経費の使途第3欄	各月支弁額の算式第4欄	費目の種類第1欄	支弁対象児童等第2欄	経費の使途第3欄	各月支弁額の算式第4欄
(22) 受フ託ア支ミ度リ費↓ホーム	略	略		(22) 受フ託ア支ミ度リ費↓ホーム	ファミリーホーム入所児童	新たに措置した際に必要な経費	次の算式によって算定した額 算式 ファミリーホーム受託支度費1件当たり保護単価42,600円×新規委託措置児童数
(23) 委一時託手保当護	一時保護委託児童であって、別に定めるところによりその支弁を必要と認められるもの。	その児童に係る委託手当	次の算式により算定した額 算式 $\text{一時保護委託児童数} \times \text{日額} 2,360\text{円}$		(新規)		
3 略				3 定員外支弁の禁止 事業費の各種目ごとの支弁額の算定に用いる措置人員の数には、やむを得ない特別の理由がある場合を除いては、その施設の定員を超える部分は算入しないものとする。			
第5 徴収金基準額 1 各月の基準額の算定方法 (略)				第5 徴収金基準額 1 各月の基準額の算定方法 各年度における徴収金基準額は、その措置児童等（母子生活支援施設については入所世帯、助産施設については入所妊産婦とする。以下この項において同じ。）単位に、表の施設種別及び各月初日（月の途中で入所した措置児童等についてはその月の初日。以下この項において同じ。）の措置児童等及びその措置児童等の属する世帯の扶養義務者（自立援助ホームの入所児童の扶養義務者は除く。）の税額等による階層区分によって定まる基準額（この額にその月のその措置児童等に係る次の2により算定した支弁額が満たない場合においては、その支弁額とする。）により算定した額の年間の合算額とすること。			



改正後	現行
<p>2 各月の支弁額の算定方法</p> <p>児童養護施設、児童自立支援施設（通所部を含む）、情緒障害児短期治療施設（通所部を含む）、乳児院、母子生活支援施設、自立援助ホーム、ファミリーホーム又は里親の各月のその措置児童等1人当たり又は1世帯当たりの支弁額は、次の算式(1)により算定した額とすること。</p> <p>ただし、その措置児童等の在籍日数が1ヵ月未満であるときは、算式(2)によるものとする。</p> <p>なお、民間施設給与等改善費、施設機能強化推進費、単身赴任手当加算費、入所児童(者)処遇特別加算費、<u>第三者評価受審費加算費、賃借費加算費、除雪費、降灰除去費、里親手当及び保育機能強化加算費</u>は、徴収の対象とはならないこと。</p> <p>算式(1)</p> <p>その施設の事務費の月額保護単価（乳児、<u>1歳児、2歳児</u>、年少児、特別指導費及びボイラー技士雇上費の単価を含み、民間施設給与等改善費、施設機能強化推進費、単身赴任手当加算費、入所児童(者)処遇特別加算費、<u>第三者評価受審費加算費、賃借費加算費、除雪費、降灰除去費、保育機能強化加算費</u>の単価を除く。次の算式(2)においても同じ。）+事業費の各費目（里親手当除く。次の算式(2)においても同じ。）のその月におけるその措置児童等につきその支弁した額の合算額</p> <p>算式(2)</p> <p>[（事務費の月額保護単価+事業費の各費目のうち月額保護単価により支弁した額の合算額）÷その月の日数]×その月の措置児童等在籍日数+月額保護単価により支弁した費目以外の事業費の支弁した額の合算額</p> <p>第6 略</p>	<p>2 各月の支弁額の算定方法</p> <p>児童養護施設、児童自立支援施設（通所部を含む）、情緒障害児短期治療施設（通所部を含む）、乳児院、母子生活支援施設、自立援助ホーム、ファミリーホーム又は里親の各月のその措置児童等1人当たり又は1世帯当たりの支弁額は、次の算式(1)により算定した額とすること。</p> <p>ただし、その措置児童等の在籍日数が1ヵ月未満であるときは、算式(2)によるものとする。</p> <p>なお、民間施設給与等改善費、施設機能強化推進費、単身赴任手当加算費、入所児童(者)処遇特別加算費、除雪費、降灰除去費、里親手当及び保育機能強化加算費は、徴収の対象とはならないこと。</p> <p>算式(1)</p> <p>その施設の事務費の月額保護単価（乳児、<u>1・2歳児</u>、年少児、特別指導費及びボイラー技士雇上費の単価を含み、民間施設給与等改善費、施設機能強化推進費、単身赴任手当加算費、入所児童(者)処遇特別加算費、除雪費、降灰除去費、保育機能強化加算費の単価を除く。次の算式(2)においても同じ。）+事業費の各費目（里親手当除く。次の算式(2)においても同じ。）のその月におけるその措置児童等につきその支弁した額の合算額</p> <p>算式(2)</p> <p>[（事務費の月額保護単価+事業費の各費目のうち月額保護単価により支弁した額の合算額）÷その月の日数]×その月の措置児童等在籍日数+月額保護単価により支弁した費目以外の事業費の支弁した額の合算額</p> <p>第6 端数計算の方法</p> <p>この国庫負担金における金額の計算過程において、ある金額をある数値で除し、又はある金額にある数値を乗じて計算した場合の金額に1円未満の端数を生じたときは、その端数金額が生じた段階においてこれらを切り捨てるものとする。</p> <p>ただし、診療報酬の算定方法及び入院時食事療養費の算定基準に準じて算定する場合においてはその定めるところによるものとする。</p>

改正後	現行
<p>第7 略</p>	<p>第7 保護単価等の特例措置  都道府県知事又は指定都市、中核市若しくは児童相談所設置市の市長は、特別の事由があるため、この交付要綱に定める保護単価、徴収金基準額その他この交付要綱に定める支弁及び徴収の要件によることが適当でないと認められるときは、その事案につき厚生労働大臣の承認を得て、別に定めるところによって支弁することができるものとする。</p>
<p>第8 略</p>	<p>第8 児童養護施設に移行した法改正前の虚弱児施設の経過措置  児童福祉法の一部改正（平成9年法律第74号）により、児童養護施設へ移行することとなった虚弱児施設については、厚生労働大臣の承認を得て、別に定めるところによって支弁することができるものとする。</p>
<p>第9 略</p>	<p>第9 保護受託者の廃止に伴う経過措置  児童福祉法の一部改正（平成16年法律第153号）により、廃止することとなった保護受託者については、改正法の施行の際現に保護受託者に委託されている児童がいる場合は、委託期間が満了するまでの間は従前の例により支弁することができるものとする。</p>

改正後

表 児童入所施設徴収金基準額表

略

現行

表 児童入所施設徴収金基準額表

各月初日の措置児童等の属する世帯の階層区分		入所施設	母子生活支援施設 児童自立支援施設通所部 情緒障害児短期治療施設 通所部 自立援助ホーム	
階層 区分	定 義	徴収金基準額 (月 額)	徴収金基準額 (月 額)	
A	生活保護法による被保護世帯(単給世帯含む)及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯	0円	0円	
B	A階層を除き当該年度分の市町村民税非課税世帯	2,200	1,100	
C 1	A階層及びD階層を除き当該年度分の市町村民税の課税世帯であって、その市町村民税の額の区分が次の区分に該当する世帯	均等割の額のみ (所得割のない世帯)	4,500	2,200
C 2		所得割の額がある世帯	6,600	3,300
D 1	A階層及びB階層を除き前年分の所得税課税世帯であって、その所得税の額の区分が次の区分に該当する世帯	15,000円以下	9,000	4,500
D 2		15,001円から 40,000円まで	13,500	6,700
D 3		40,001円から 70,000円まで	18,700	9,300
D 4		70,001円から 183,000円まで	29,000	14,500
D 5		183,001円から 403,000円まで	その月のその措置児童等にかかる措置費等の支弁額(全額徴収。ただし、その額が41,200円を超えるときは41,200円とする。)	20,600

改正後	現行				
略	D 6		403,001円から 703,000円まで	その月のその措置児童等にかかる措置費等の支弁額(全額徴収。ただし、その額が54,200円を超えるときは54,200円とする。)	その月のその入所世帯にかかる措置費等の支弁額(全額徴収。ただし、その額が27,100円を超えるときは27,100円とする。)
	D 7		703,001円から 1,078,000円まで	その月のその措置児童等にかかる措置費等の支弁額(全額徴収。ただし、その額が68,700円を超えるときは68,700円とする。)	その月のその入所世帯にかかる措置費等の支弁額(全額徴収。ただし、その額が34,300円を超えるときは34,300円とする。)
	D 8		1,078,001円から 1,632,000円まで	その月のその措置児童等にかかる措置費等の支弁額(全額徴収。ただし、その額が85,000円を超えるときは85,000円とする。)	その月のその入所世帯にかかる措置費等の支弁額(全額徴収。ただし、その額が42,500円を超えるときは42,500円とする。)
	D 9		1,632,001円から 2,303,000円まで	その月のその措置児童等にかかる措置費等の支弁額(全額徴収。ただし、その額が102,900円を超えるときは102,900円とする。)	その月のその入所世帯にかかる措置費等の支弁額(全額徴収。ただし、その額が51,400円を超えるときは51,400円とする。)
	D 10		2,303,001円から 3,117,000円まで	その月のその措置児童等にかかる措置費等の支弁額(全額徴収。ただし、その額が122,500円を超えるときは122,500円とする。)	その月のその入所世帯にかかる措置費等の支弁額(全額徴収。ただし、その額が61,200円を超えるときは61,200円とする。)

改正後					現行				
D11		略			D11	3,117,001円から 4,173,000円まで	その月のその措置児童等にかかる措置費等の支弁額(全額徴収。ただし、その額が143,800円を超えるときは143,800円とする。)	その月のその入所世帯にかかる措置費等の支弁額(全額徴収。ただし、その額が71,900円を超えるときは71,900円とする。)	
D12		略			D12	4,173,001円から 5,334,000円まで	その月のその措置児童等にかかる措置費等の支弁額(全額徴収。ただし、その額が166,600円を超えるときは166,600円とする。)	その月のその入所世帯にかかる措置費等の支弁額(全額徴収。ただし、その額が83,300円を超えるときは83,300円とする。)	
D13		略			D13	5,334,001円から 6,674,000円まで	その月のその措置児童等にかかる措置費等の支弁額(全額徴収。ただし、その額が191,200円を超えるときは191,200円とする。)	その月のその入所世帯にかかる措置費等の支弁額(全額徴収。ただし、その額が95,600円を超えるときは95,600円とする。)	
D14		略			D14	6,674,001円以上	全額徴収	全額徴収	
備考	<p>1 この表のC1階層における「均等割の額」とは、地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第1号に規定する均等割の額をいい、C2階層における「所得割の額」とは、同項第2号に規定する所得割（この所得割を計算する場合には、同法第314条の7、第314条の8、同法附則第5条第3項、第5条の4第6項及び第5条の4の2第5項の規定は適用しないものとする。）の額をいう。</p> <p>なお、同報第323条に規定する市町村民税の減免があった場合には、その額を所得割の額又は均等割の額から順次控除して得た額を所得割の額又は均等割の額とする。</p> <p>2 この表のD1～D14階層における「所得税の額」とは、所得税法（昭和40年法律第33号）、租税特別措置法（昭和32年法律第26号）、<u>災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律（昭和22年法律第175号）及び平成23年7月15日雇児養0715第1号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「控除廃止の影響を受ける費用徴収制度等（厚生労働省雇用均等・児童家庭局所管の制度に限る。）に係る取扱いについて」</u>の規定によって計算された所得税の額をいう。</p> <p>ただし、所得税額を計算する場合には、次の規定は適用しないものとする。</p> <p>（1）所得税法第78条第1項、<u>同条第2項第1号、第2号（地方税法第314条の7第1項第2号に規定する寄附金に限る。）</u>、第3号（地方税法第314条の7第1項第2号に規定する寄附金に限る。）<u>に規定する寄附金に限る。</u>、第92条第1項、第95条第1</p>				<p>1 この表のC1階層における「均等割の額」とは、地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第1号に規定する均等割の額をいい、C2階層における「所得割の額」とは、同項第2号に規定する所得割（この所得割を計算する場合には、同法第314条の7、第314条の8、同法附則第5条第3項及び第5条の4第6項の規定は適用しないものとする。）の額をいう。</p> <p>なお、同報第323条に規定する市町村民税の減免があった場合には、その額を所得割の額又は均等割の額から順次控除して得た額を所得割の額又は均等割の額とする。</p> <p>2 この表のD1～D14階層における「所得税の額」とは、所得税法（昭和40年法律第33号）、租税特別措置法（昭和32年法律第26号）<u>及び災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律（昭和22年法律第175号）</u>の規定によって計算された所得税の額をいう。</p> <p>ただし、所得税額を計算する場合には、次の規定は適用しないものとする。</p> <p>（1）所得税法第78条第1項、<u>第2項第1号、第2号（地方税法第314条の7第1項第2号に規定する寄附金に限る。）</u>、第3号（地方税法第314条の7第1項第2号に規定する寄附金に限る。）<u>、第92条第1項、第95条第1項、第2項及び第3項</u></p>				

改正後		現行	
備 考	<p>項、第2項及び第3項</p> <p>(2) 租税特別措置法第41条第1項、第2項及び第3項、第41条の2、第41条の3の2第1項、第2項、第4項及び第5項、第41条の19の2第1項、第41条の19の3第1項及び第2項、第41条の19の4第1項及び第2項並びに第41条の19の5第1項</p> <p>(3) 租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成10年法律第23号）附則第12条</p> <p>3 この表の「入所施設」とは、児童養護施設、児童自立支援施設、情緒障害児短期治療施設、乳児院、助産施設、ファミリーホーム及び里親をいう。</p> <p>4 児童の属する世帯の階層がB階層と認定された世帯であっても、次に掲げる世帯である場合には、上表の規定にかかわらず、当該階層の徴収金基準額は0円とする。</p> <p>(1) 「単身世帯」……扶養義務者のいない世帯（<u>自立援助ホームの入所児童は単身世帯とみなす。</u>）</p> <p>(2) 「母子世帯等」……母子及び寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第17条に規定する配偶者のない者で現に児童を扶養しているものの世帯。</p> <p>(3) 略</p> <p>(4) 略</p> <p>5 同一世帯から2人以上の児童等が入所している場合においては、その月の徴収金基準額の最も多額な児童等以外の児童等については、その施設のこの表の基準額に0.1を乗じた額をもってその児童等の基準額とする。</p> <p>ただし、措置児童等の属する世帯の扶養義務者が、<u>児童福祉法第21条の5の2の障害児通所給付費又は第24条の2の障害児入所給付費を支給されている場合</u>、当該措置児童等の世帯に係る徴収金基準額については、「児童入所施設に係る徴収金基準額＋児童入所施設に係る徴収金基準額×0.1×（当該世帯における施設入所児童の人数－1）」を当該世帯に係る上限（当該世帯における施設入所児童のうち、徴収金基準額が全額徴収又は日割りであること若しくは児童自立支援施設通所部、情緒</p>	備 考	<p>(2) 租税特別措置法第41条第1項、第2項及び第3項、第41条の2、第41条の3の2第4項及び第5項、第41条の19の2第1項、第41条の19の3第1項及び第2項、第41条の19の4第1項及び第2項並びに第41条の19の5第1項</p> <p>(3) 租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成10年法律第23号）附則第12条</p> <p>3 この表の「入所施設」とは、児童養護施設、児童自立支援施設、情緒障害児短期治療施設、乳児院、助産施設、ファミリーホーム及び里親をいう。</p> <p>4 児童の属する世帯の階層がB階層と認定された世帯であっても、次に掲げる世帯である場合には、上表の規定にかかわらず、当該階層の徴収金基準額は0円とする。</p> <p>(1) 「単身世帯」……扶養義務者のいない世帯</p> <p>(2) 「母子世帯等」……母子及び寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第17条に規定する配偶者のない者で現に児童を扶養しているものの世帯。</p> <p>(3) 「在宅障害児（者）」（社会福祉施設に措置された児童（者）、児童福祉法第24条の2により障害児施設を利用する児童、障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第6条の自立支援給付の受給者（障害者自立支援法第5条第5項、第6項、第13項、第14項及び第15項のサービスに限る。）又は障害者自立支援法附則第22条の特定旧法受給者を除く。）のいる世帯」</p> <p>…次に掲げる児（者）を有する世帯をいう。</p> <p>ア 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条に定める身体障害者手帳の交付を受けた者。</p> <p>イ 療育手帳制度要綱（昭和48年9月27日厚生省発児第156号）に定める療育手帳の交付を受けた者。</p> <p>ウ 特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）に定める特別児童扶養手当の支給対象児、国民年金法（昭和34年法律第141号）に定める国民年金の障害基礎年金手当等の受給者。</p> <p>エ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条に定める精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者。</p> <p>(4) 「その他の世帯」…保護者の申請に基づき、生活保護法（昭和25年法律第144号）に定める要保護者等特に困窮していると児童福祉法第56条の規定による都道府県又は市町村の長が認めた世帯。</p> <p>5 同一世帯から2人以上の児童等が入所している場合においては、その月の徴収金基準額の最も多額な児童等以外の児童等については、その施設のこの表の基準額に0.1を乗じた額をもってその児童等の基準額とする。</p> <p>ただし、<u>平成18年10月1日以降において、措置児童等の属する世帯の扶養義務者が、児童福祉法第24条の2の障害児施設給付費を支給されている場合又は同一世帯の児童が障害者自立支援法第5条第7項の児童デイサービスを利用している場合</u>、当該措置児童等の世帯に係る徴収金基準額については、「児童入所施設に係る徴収金基準額＋児童入所施設に係る徴収金基準額×0.1×（当該世帯における施設入所児童の人数－1）」を当該世帯に係る上限（当該世帯における施設入所児童のうち、</p>

改正後		現行	
備考	<p>障害児短期治療施設通所部の徴収金基準額である場合は、当該世帯における施設入所児童の徴収金基準額の合算額を当該世帯の上限額とする。なお、児童福祉法第21条の5の2の障害児通所給付費又は第24条の2の障害児入所給付費を支給されている児童等に係る徴収金基準額は、「障害児施設措置費（給付費等）国庫負担金について（平成19年12月18日厚生労働省発障第1218002号厚生労働事務次官通知）」等の徴収金基準額とする。）とし、その額がその月の利用者負担額（児童福祉法第24条の7に規定する食事の提供に要した費用及び居住に要した費用並びに児童福祉法第21条の5の28に規定する肢体不自由児通所医療又は第24条の20に規定する障害児入所医療に係る利用者負担を含む利用者負担の上限額（実際に利用者負担として支払った額が上限額を下回る場合は当該支払った額とする。）をいう。以下同じ。）を上回る場合は、その額と障害児施設の利用者負担額との差額を児童入所施設に係る徴収金基準額とし、障害児施設の利用者負担額が当該世帯の上限額を上回る場合は、児童入所施設に係る徴収金基準額は0円とする。</p> <p>6 里親又はファミリーホームに委託されている児童及び児童養護施設又は母子生活支援施設に入所している児童が、児童自立支援施設又は情緒障害児短期治療施設へ通所する場合の通所に係る徴収金基準額は0円とする。</p> <p>7 略</p>	備考	<p>徴収金基準額が全額徴収又は日割りであること若しくは児童自立支援施設通所部、情緒障害児短期治療施設通所部、「障害児施設措置費（給付費等）国庫負担金について（平成19年12月18日厚生労働省発障第1218002号厚生労働事務次官通知）（以下「1218002号通知」という。）」の別表4-1障害児施設徴収金基準額表（扶養義務者用）に定める知的障害児通園施設、難聴幼児通園施設及び肢体不自由児施設通園部の徴収金基準額である場合は、当該世帯における施設入所児童の徴収金基準額の合算額を当該世帯の上限額とする。なお、児童福祉法第24条の2に定める障害児施設に入所している児童等に係る徴収金基準額は、障害者自立支援法附則第1条第2号に定める日前の児童福祉法に基づく1218002号通知の徴収金基準額とする。）とし、その額がその月の利用者負担額（児童福祉法第24条の7に規定する食事の提供に要した費用及び居住に要した費用並びに児童福祉法第24条の20に規定する障害児施設医療に係る利用者負担を含む利用者負担の上限額（実際に利用者負担として支払った額が上限額を下回る場合は当該支払った額とする。）をいう。以下同じ。）を上回る場合は、その額と障害児施設の利用者負担額との差額を児童入所施設に係る徴収金基準額とし、障害児施設の利用者負担額が当該世帯の上限額を上回る場合は、児童入所施設に係る徴収金基準額は0円とする。</p> <p>6 里親又はファミリーホームに委託されている児童及び母子生活支援施設に入所している児童が、児童自立支援施設又は情緒障害児短期治療施設へ通所する場合の通所に係る徴収金基準額は0円とする。</p> <p>7 助産施設における助産の実施については次のとおりである。</p> <p>(1) 児童福祉法第22条に規定する助産の実施は、その妊産婦が次のいずれかに該当するときは行わないものとする。</p> <p>ア その妊産婦の属する世帯の階層区分がD階層であるとき。ただし、真にやむを得ない特別の理由があるときはD階層のうち所得税の額が8,400円までの場合であっても差し支えない。</p> <p>イ その妊産婦の属する世帯の階層区分がA階層及びB階層である場合を除いて、その妊産婦が社会保険の被保険者、組合員又は被扶養者でその社会保険において出産育児一時金等の出産に関する給付を受けることができる額（医学的管理の下における出産について、特定出産事故に係る事故が発生した場合において、出生者の養育に係る経済的負担の軽減を図るための補償金の支払に要する費用の支出に備えるための保険契約（出生者等に対し、総額3,000万円以上の補償金を支払う契約）が締結されており、かつ、特定出産事故に関する情報の収集、整理、分析及び提供の適正かつ確実な実施のための措置を講じている場合に、その保険料相当額として支払われる額を除く。以下「出産一時金」という。）が、390,000円以上であるとき。</p> <p>(2) 入所妊産婦に係るこの表の適用については、その出産一時金の額にB階層にあっては、20%、C階層にあっては、30%、D階層のうち所得税の額が8,400円までの場合にあっては50%をそれぞれ乗じて得た額をこの表の徴収金基準額に加えるものとする。</p> <p>なお、この表の徴収金基準額は、その入所した日から退所した日までの期間に係る基準額とみなす。</p>

改正後

現行

別表 1

事務費の保護単価[児童 1 人(母子生活支援施設については 1 世帯)当たり]表

1 一般分保護単価

(1) 児童養護施設

地域区分 定員	18/100	15/100	12/100	10/100	8/100	6/100	3/100	その他
	円	円	円	円	円	円	円	円
30人まで	223,620	219,130	214,640	211,650	208,650	205,660	201,170	196,680
31~35人	208,790	204,580	200,380	197,570	194,770	191,960	187,750	183,550
36~40	193,950	190,030	186,110	183,490	180,880	178,270	174,340	170,420
41~45	189,960	186,080	182,190	179,600	177,000	174,410	170,520	166,630
46~50	166,320	162,910	159,510	157,240	154,960	152,690	149,290	145,880
51~55	162,160	158,840	155,510	153,300	151,080	148,860	145,540	142,210
56~60	158,010	154,760	151,520	149,350	147,190	145,030	141,790	138,540
61~65	154,010	150,850	147,680	145,570	143,460	141,360	138,190	135,030
66~70	150,020	146,930	143,840	141,790	139,730	137,680	134,600	131,510
71~75	146,450	143,440	140,430	138,420	136,410	134,400	131,390	128,370
76~80	142,880	139,940	137,000	135,040	133,080	131,120	128,180	125,240
81~85	140,290	137,400	134,510	132,590	130,660	128,730	125,840	122,950
86~90	137,700	134,850	132,020	130,120	128,230	126,340	123,500	120,660
91~95	134,870	132,100	129,320	127,470	125,620	123,770	120,990	118,220
96~100	132,050	129,340	126,630	124,820	123,010	121,200	118,490	115,780
101~105	130,610	127,920	125,240	123,450	121,650	119,860	117,180	114,490
106~110	129,160	126,510	123,850	122,070	120,310	118,530	115,870	113,210
111~115	127,720	125,090	122,450	120,700	118,940	117,190	114,560	111,930
116~120	126,270	123,660	121,060	119,320	117,580	115,850	113,250	110,640
121~125	124,950	122,370	119,790	118,070	116,360	114,640	112,060	109,480
126~130	123,640	121,080	118,530	116,820	115,120	113,420	110,860	108,310
131~135	122,790	120,250	117,710	116,010	114,320	112,630	110,090	107,550
136~140	121,940	119,410	116,890	115,210	113,520	111,840	109,320	106,790
141~145	120,720	118,220	115,720	114,050	112,380	110,710	108,210	105,710
146~150	119,510	117,030	114,550	112,900	111,240	109,590	107,110	104,630
151人以上	118,910	116,440	113,970	112,320	110,680	109,040	106,570	104,110

別表 1

事務費の保護単価[児童 1 人(母子生活支援施設については 1 世帯)当たり]表

1 一般分保護単価

(1) 児童養護施設

地域区分 定員	18/100	15/100	12/100	10/100	8/100	6/100	3/100	その他
	円	円	円	円	円	円	円	円
30人まで	167,670	164,400	161,120	158,940	156,760	154,580	151,300	148,030
31~40人	148,630	145,700	142,760	140,810	138,860	136,900	133,970	131,040
41~50	137,000	134,230	131,460	129,610	127,770	125,920	123,150	120,390
51~60	132,940	130,250	127,560	125,760	123,970	122,170	119,480	116,790
61~70	128,880	126,270	123,650	121,910	120,170	118,430	115,810	113,200
71~80	124,820	122,290	119,750	118,060	116,370	114,680	112,150	109,610
81~90	120,760	118,310	115,850	114,210	112,570	110,930	108,480	106,020
91~100	116,710	114,330	111,950	110,360	108,770	107,190	104,810	102,430
101~110	115,040	112,690	110,330	108,760	107,200	105,630	103,270	100,920
111~120	113,380	111,050	108,720	107,170	105,620	104,070	101,740	99,410
121~130	111,710	109,410	107,110	105,580	104,040	102,510	100,210	97,910
131~140	110,050	107,770	105,500	103,980	102,470	100,950	98,680	96,400
141~150	108,380	106,140	103,890	102,390	100,890	99,390	97,150	94,900
151~160	107,720	105,490	103,250	101,760	100,270	98,790	96,550	94,320
161人以上	107,060	104,840	102,620	101,140	99,660	98,180	95,960	93,740





改正後									現行								
(4) 乳児院 (2歳未満児用)									(3) 乳児院 (2歳未満児用)								
地域区分 定員	18/100	15/100	12/100	10/100	8/100	6/100	3/100	その他	地域区分 定員	18/100	15/100	12/100	10/100	8/100	6/100	3/100	その他
	円	円	円	円	円	円	円	円		円	円	円	円	円	円	円	円
10人	770,500	755,050	739,610	729,310	719,020	708,720	693,280	677,830	10人まで	660,630	647,580	634,540	625,840	617,140	608,440	595,390	582,340
11～15人	608,990	596,650	584,310	576,080	567,860	559,630	547,290	534,950	11～15人	532,330	521,660	510,990	503,880	496,770	489,660	478,990	468,320
16～20	541,710	530,470	519,220	511,720	504,230	496,730	485,490	474,240	16～20	479,510	469,630	459,740	453,150	446,560	439,970	430,090	420,200
21～25	473,610	463,750	453,890	447,320	440,740	434,170	424,310	414,450	21～25	421,650	412,920	404,190	398,370	392,550	386,730	378,000	369,270
26～30	455,150	445,640	436,130	429,790	423,450	417,110	407,600	398,080	26～30	409,960	401,430	392,900	387,210	381,530	375,840	367,310	358,780
31～35	441,800	432,550	423,290	417,130	410,960	404,790	395,540	386,290	31～35	398,460	390,150	381,840	376,300	370,760	365,220	356,910	348,600
36～40	428,440	419,450	410,450	404,470	398,470	392,480	383,490	374,500	36～40	386,960	378,870	370,790	365,390	360,000	354,610	346,520	338,430
41～45	416,960	408,190	399,430	393,590	387,740	381,900	373,130	364,370	41～45	375,460	367,590	359,730	354,480	349,240	343,990	336,130	328,260
46～50	405,480	396,940	388,400	382,700	377,010	371,320	362,780	354,240	46～50	363,960	356,310	348,670	343,570	338,470	333,380	325,730	318,090
51～55	400,760	392,310	383,860	378,230	372,600	366,970	358,520	350,070	51～55	361,690	354,090	346,480	341,410	336,340	331,270	323,670	316,060
56～60	396,040	387,680	379,330	373,760	368,190	362,620	354,260	345,910	56～60	359,430	351,860	344,290	339,250	334,210	329,160	321,600	314,030
61～65	391,780	383,510	375,240	369,730	364,220	358,700	350,430	342,160	61～65	357,160	349,630	342,110	337,090	332,070	327,060	319,530	312,010
66～70	387,530	379,340	371,150	365,700	360,240	354,780	346,590	338,410	66～70	354,890	347,410	339,920	334,930	329,940	324,950	317,460	309,980
71～75	383,750	375,650	367,530	362,120	356,720	351,300	343,190	335,080	71～75	352,630	345,180	337,740	332,770	327,810	322,840	315,400	307,950
76～80	379,980	371,950	363,910	358,550	353,190	347,830	339,790	331,750	76～80	350,360	342,950	335,550	330,610	325,670	320,740	313,330	305,920
81～85	376,360	368,390	360,420	355,110	349,810	344,490	336,520	328,560	81～85	348,090	340,730	333,360	328,450	323,540	318,630	311,260	303,900
86～90	372,730	364,840	356,940	351,680	346,410	341,150	333,260	325,370	86～90	345,830	338,500	331,180	326,290	321,410	316,520	309,200	301,870
91人以上	368,750	360,940	353,130	347,920	342,710	337,500	329,690	321,870	91人以上	343,560	336,270	328,990	324,130	319,270	314,420	307,130	299,840

改正後									現行								
(4) 乳児院 (2歳児用)									(3) 乳児院 (2歳児用)								
地域区分 定員	18/100	15/100	12/100	10/100	8/100	6/100	3/100	その他	地域区分 定員	18/100	15/100	12/100	10/100	8/100	6/100	3/100	その他
	円	円	円	円	円	円	円	円		円	円	円	円	円	円	円	円
10人	676,270	662,850	649,440	640,490	631,550	622,600	609,190	595,770	10人まで	575,030	563,800	552,570	545,090	537,610	530,120	518,890	507,670
11～15人	548,240	537,170	526,100	518,720	511,340	503,960	492,890	481,820	11～15人	480,390	470,790	461,190	454,790	448,390	441,990	432,390	422,790
16～20	471,480	461,710	451,940	445,430	438,910	432,400	422,620	412,850	16～20	420,360	411,700	403,030	397,260	391,480	385,700	377,040	368,370
21～25	436,200	427,110	418,010	411,940	405,880	399,810	390,710	381,620	21～25	395,100	386,890	378,680	373,210	367,740	362,270	354,060	345,860
26～30	408,790	400,230	391,660	385,950	380,250	374,540	365,980	357,410	26～30	374,370	366,560	358,740	353,530	348,320	343,110	335,290	327,480
31～35	396,350	388,030	379,710	374,160	368,620	363,070	354,750	346,430	31～35	365,270	357,630	349,980	344,890	339,790	334,690	327,050	319,400
36～40	383,910	375,830	367,760	362,370	356,980	351,600	343,520	335,440	36～40	356,180	348,700	341,230	336,240	331,260	326,270	318,800	311,320
41～45	371,470	363,640	355,800	350,580	345,350	340,130	332,290	324,460	41～45	347,080	339,770	332,470	327,600	322,730	317,860	310,550	303,240
46～50	359,040	351,440	343,850	338,780	333,720	328,660	321,060	313,470	46～50	337,980	330,850	323,710	318,950	314,200	309,440	302,300	295,160
51～55	354,950	347,440	339,920	334,910	329,900	324,900	317,380	309,870	51～55	335,280	328,200	321,110	316,380	311,660	306,930	299,850	292,760
56～60	350,860	343,430	336,000	331,040	326,090	321,130	313,700	306,270	56～60	332,580	325,550	318,510	313,820	309,120	304,430	297,390	290,350
61～65	346,780	339,420	332,070	327,170	322,270	317,370	310,020	302,660	61～65	329,890	322,900	315,910	311,250	306,590	301,930	294,940	287,950
66～70	342,690	335,420	328,150	323,300	318,450	313,600	306,330	299,060	66～70	327,190	320,240	313,300	308,680	304,050	299,420	292,480	285,540
71～75	338,600	331,410	324,220	319,430	314,630	309,840	302,650	295,460	71～75	324,490	317,600	310,710	306,110	301,520	296,920	290,030	283,140
76～80	334,510	327,400	320,300	315,560	310,820	306,080	298,970	291,860	76～80	321,790	314,950	308,100	303,540	298,980	294,420	287,580	280,730
81～85	330,430	323,400	316,370	311,690	307,000	302,310	295,280	288,260	81～85	319,090	312,300	305,500	300,970	296,450	291,920	285,120	278,330
86～90	326,340	319,390	312,440	307,810	303,180	298,550	291,600	284,650	86～90	316,390	309,640	302,900	298,400	293,910	289,410	282,670	275,920
91人以上	322,260	315,390	308,520	303,940	299,360	294,790	287,920	281,050	91人以上	313,690	306,990	300,300	295,840	291,370	286,910	280,210	273,520

改正後									現行								
(4) 乳児院 (3歳以上児用)									(3) 乳児院 (3歳以上児用)								
地域区分 定員	18/100	15/100	12/100	10/100	8/100	6/100	3/100	その他	地域区分 定員	18/100	15/100	12/100	10/100	8/100	6/100	3/100	その他
	円	円	円	円	円	円	円	円		円	円	円	円	円	円	円	円
10人	572,940	561,660	550,380	542,860	535,350	527,830	516,550	505,270	10人まで	472,050	462,950	453,850	447,790	441,720	435,660	426,560	417,470
11～15人	417,000	408,770	400,530	395,040	389,550	384,060	375,820	367,580	11～15人	349,620	342,840	336,070	331,550	327,030	322,510	315,730	308,950
16～20人	348,460	341,340	334,220	329,480	324,730	319,990	312,870	305,750	16～20人	297,770	291,750	285,730	281,710	277,700	273,690	267,670	261,650
21～25	318,100	311,550	305,000	300,630	296,260	291,900	285,350	278,800	21～25	277,410	271,740	266,070	262,290	258,510	254,730	249,070	243,400
26～30	293,960	287,880	281,790	277,740	273,680	269,620	263,540	257,450	26～30	259,950	254,600	249,260	245,690	242,120	238,560	233,210	227,860
31～35	280,700	274,880	269,050	265,170	261,290	257,400	251,580	245,750	31～35	250,040	244,880	239,720	236,270	232,830	229,390	224,230	219,070
36～40	267,440	261,880	256,310	252,600	248,890	245,180	239,620	234,050	36～40	240,120	235,150	230,180	226,860	223,550	220,230	215,260	210,280
41～45	254,190	248,880	243,580	240,040	236,500	232,970	227,660	222,350	41～45	230,210	225,420	220,640	217,450	214,260	211,070	206,280	201,490
46～50	240,930	235,880	230,840	227,470	224,110	220,740	215,700	210,650	46～50	220,290	215,690	211,100	208,030	204,970	201,900	197,300	192,700
51～55	236,350	231,400	226,440	223,140	219,840	216,530	211,580	206,620	51～55	217,100	212,560	208,030	205,000	201,980	198,950	194,410	189,870
56～60	231,770	226,910	222,040	218,800	215,560	212,320	207,460	202,590	56～60	213,910	209,430	204,960	201,970	198,980	196,000	191,520	187,040
61～65	227,190	222,420	217,650	214,470	211,290	208,110	203,330	198,560	61～65	210,720	206,300	201,890	198,940	195,990	193,050	188,630	184,210
66～70	222,610	217,930	213,250	210,130	207,010	203,890	199,210	194,530	66～70	207,530	203,170	198,810	195,910	193,000	190,100	185,740	181,380
71～75	218,030	213,450	208,860	205,800	202,740	199,680	195,090	190,500	71～75	204,350	200,050	195,750	192,880	190,010	187,150	182,850	178,550
76～80	213,450	208,960	204,460	201,460	198,460	195,460	190,970	186,470	76～80	201,150	196,910	192,670	189,850	187,020	184,190	179,950	175,710
81～85	208,880	204,470	200,060	197,130	194,190	191,250	186,850	182,440	81～85	197,970	193,780	189,600	186,820	184,030	181,240	177,060	172,880
86～90	204,300	199,980	195,670	192,790	189,910	187,040	182,720	178,410	86～90	194,780	190,650	186,530	183,790	181,040	178,290	174,170	170,050
91人以上	199,720	195,500	191,270	188,460	185,640	182,830	178,600	174,380	91人以上	191,590	187,520	183,460	180,760	178,050	175,340	171,280	167,220

改正後									現行								
(5) 乳幼児10人未満を入所させる乳児院									(4) 乳児10人未満を入所させる施設								
地域区分 定員	18/100	15/100	12/100	10/100	8/100	6/100	3/100	その他	地域区分 定員	18/100	15/100	12/100	10/100	8/100	6/100	3/100	その他
1人につき	円 595,870	円 584,040	円 572,210	円 564,330	円 556,440	円 548,560	円 536,730	円 524,900	1人につき	円 539,450	円 528,850	円 518,260	円 511,200	円 504,140	円 497,080	円 486,480	円 475,890
(6) 母子生活支援施設									(5) 母子生活支援施設								
地域区分 定員	18/100	15/100	12/100	10/100	8/100	6/100	3/100	その他	地域区分 定員	18/100	15/100	12/100	10/100	8/100	6/100	3/100	その他
10世帯まで 世帯	円 165,810	円 162,880	円 159,940	円 157,980	円 156,030	円 154,070	円 151,130	円 148,200	10世帯まで 世帯	円 165,350	円 162,420	円 159,500	円 157,550	円 155,600	円 153,650	円 150,730	円 147,810
11～20	144,510	141,720	138,940	137,080	135,230	133,370	130,590	127,800	11～20	118,090	115,880	113,670	112,200	110,730	109,260	107,050	104,840
21～30	115,690	113,420	111,150	109,630	108,120	106,600	104,330	102,060	21～30	97,400	95,520	93,640	92,380	91,120	89,870	87,980	86,100
31～40	87,110	85,400	83,700	82,570	81,430	80,300	78,590	76,890	31～40	73,400	71,980	70,570	69,630	68,690	67,740	66,330	64,920
41～50	78,560	77,030	75,490	74,470	73,450	72,430	70,900	69,360	41～50	66,220	64,950	63,670	62,830	61,980	61,130	59,860	58,590
51世帯以上	70,010	68,650	67,280	66,380	65,470	64,560	63,200	61,840	51世帯以上	59,040	57,910	56,780	56,030	55,270	54,520	53,390	52,260
(7) 小規模分園型（サテライト型）母子生活支援施設									(新規)								
地域区分 定員	18/100	15/100	12/100	10/100	8/100	6/100	3/100	その他									
1世帯につき	円 139,010	円 136,730	円 134,460	円 132,950	円 131,430	円 129,910	円 127,640	円 125,370									
(8) 情緒障害児短期治療施設									(6) 情緒障害児短期治療施設								
地域区分 定員	18/100	15/100	12/100	10/100	8/100	6/100	3/100	その他	地域区分 定員	18/100	15/100	12/100	10/100	8/100	6/100	3/100	その他
30人まで	円 325,210	円 318,190	円 311,170	円 306,500	円 301,820	円 297,140	円 290,120	円 283,110	30人まで	円 281,140	円 275,090	円 269,030	円 265,000	円 260,960	円 256,920	円 250,870	円 244,810
31～35人	308,800	302,130	295,450	291,000	286,560	282,100	275,420	268,750	31～40人	258,820	253,210	247,610	243,870	240,140	236,400	230,800	225,190
36～40人	292,410	286,070	279,730	275,510	271,290	267,060	260,730	254,390	41人以上	236,500	231,340	226,190	222,750	219,310	215,880	210,720	205,570
41～45人	280,400	274,310	268,220	264,150	260,090	256,030	249,930	243,840									
46人以上	268,390	262,540	256,700	252,800	248,900	245,000	239,150	233,300									

改正後									現行								
<b>(9) 児童自立支援施設通所部</b>									<b>(7) 児童自立支援施設通所部</b>								
地域区分 区分	18/100	15/100	12/100	10/100	8/100	6/100	3/100	その他	地域区分 区分	18/100	15/100	12/100	10/100	8/100	6/100	3/100	その他
児童自立支援施設通所部	円 68,340	円 66,860	円 65,370	円 64,380	円 63,390	円 62,400	円 60,910	円 59,430	児童自立支援施設通所部	円 68,090	円 66,610	円 65,140	円 64,150	円 63,160	円 62,180	円 60,700	円 59,220
<b>(10) 情緒障害児短期治療施設通所部</b>									<b>(8) 情緒障害児短期治療施設通所部</b>								
地域区分 区分	18/100	15/100	12/100	10/100	8/100	6/100	3/100	その他	地域区分 区分	18/100	15/100	12/100	10/100	8/100	6/100	3/100	その他
情緒障害児短期治療施設通所部	円 103,800	円 101,510	円 99,220	円 97,690	円 96,160	円 94,630	円 92,340	円 90,050	情緒障害児短期治療施設通所部	円 103,410	円 101,130	円 98,850	円 97,330	円 95,810	円 94,290	円 92,010	円 89,720
<b>(11) 自立援助ホーム</b>									<b>(9) ファミリーホーム</b>								
地域区分 定員	18/100	15/100	12/100	10/100	8/100	6/100	3/100	その他	地域区分 定員又は現員	18/100	15/100	12/100	10/100	8/100	6/100	3/100	その他
6人まで	円 203,990	円 200,300	円 196,600	円 194,140	円 191,680	円 189,220	円 185,520	円 181,830	1人につき	円 157,420	円 155,510	円 153,590	円 152,310	円 151,030	円 149,760	円 147,840	円 145,930
7～9人	189,840	186,190	182,550	180,120	177,690	175,270	171,620	167,980	<b>(10) 自立援助ホーム</b>								
10～12	182,760	179,140	175,530	173,110	170,700	168,290	164,680	161,060	地域区分 定員	18/100	15/100	12/100	10/100	8/100	6/100	3/100	その他
13～15	178,510	174,910	171,310	168,910	166,510	164,110	160,510	156,910	6人まで	円 203,370	円 199,690	円 196,010	円 193,560	円 191,110	円 188,660	円 184,980	円 181,300
16～18	175,680	172,090	168,500	166,110	163,710	161,320	157,730	154,140	7～9人	189,230	185,600	181,970	179,550	177,130	174,720	171,090	167,460
19人以上	173,290	169,700	166,120	163,730	161,340	158,950	155,370	151,790	10～12	182,150	178,550	174,950	172,550	170,150	167,750	164,140	160,540
<b>(12) ファミリーホーム</b>									13～15	177,910	174,320	170,740	168,350	165,950	163,560	159,980	156,390
地域区分 定員又は現員	18/100	15/100	12/100	10/100	8/100	6/100	3/100	その他	16～18	175,080	171,500	167,930	165,540	163,160	160,770	157,200	153,620
1人につき	円 157,740	円 155,820	円 153,890	円 152,610	円 151,330	円 150,050	円 148,120	円 146,200	19人以上	172,690	169,120	165,550	163,170	160,790	158,410	154,840	151,270

改正後									現行								
(13) 一時保護所									(11) 一時保護所								
地域区分 定員	18/100	15/100	12/100	10/100	8/100	6/100	3/100	その他	地域区分 定員	18/100	15/100	12/100	10/100	8/100	6/100	3/100	その他
	円	円	円	円	円	円	円	円		円	円	円	円	円	円	円	円
5人まで	9,155,070	8,932,610	8,710,150	8,561,850	8,413,540	8,265,240	8,042,780	7,820,320	5人まで	9,118,520	8,896,940	8,675,350	8,527,630	8,379,910	8,232,180	8,010,600	7,789,010
6～10人	14,073,220	13,729,03	13,384,850	13,155,390	12,925,930	12,696,480	12,352,290	12,008,110	6～10人	14,016,780	13,673,940	13,331,110	13,102,560	12,874,000	12,645,450	12,302,610	11,959,780
11～15	18,991,360	18,525,450	18,059,540	17,748,940	17,438,330	17,127,720	16,661,810	16,195,900	11～15	18,915,030	18,450,950	17,986,870	17,677,480	17,368,100	17,058,710	16,594,630	16,130,540
16～20	23,909,510	23,321,870	22,734,230	22,342,480	21,950,720	21,558,960	20,971,320	20,383,690	16～20	23,813,290	23,227,950	22,642,620	22,252,410	21,862,190	21,471,970	20,886,640	20,301,310
21～25	28,827,650	28,118,290	27,408,930	26,936,020	26,463,110	25,990,200	25,280,840	24,571,480	21～25	28,711,540	28,004,960	27,298,380	26,827,340	26,356,280	25,885,230	25,178,650	24,472,070
26～30	33,745,800	32,914,710	32,083,620	31,529,560	30,975,500	30,421,440	29,590,350	28,759,270	26～30	33,609,790	32,781,960	31,954,140	31,402,260	30,850,380	30,298,490	29,470,670	28,642,830
31～35	38,663,950	37,711,130	36,758,310	36,123,110	35,487,890	34,852,680	33,899,870	32,947,060	31～35	38,508,050	37,558,970	36,609,900	35,977,190	35,344,470	34,711,750	33,762,680	32,813,600
36～40	43,582,090	42,507,550	41,433,000	40,716,650	40,000,290	39,283,920	38,209,380	37,134,840	36～40	43,406,300	42,335,970	41,265,650	40,552,110	39,838,570	39,125,010	38,054,690	36,984,360
41～45	48,500,240	47,303,960	46,107,700	45,310,190	44,512,680	43,715,170	42,518,900	41,322,630	41～45	48,304,560	47,112,980	45,921,410	45,127,040	44,332,660	43,538,270	42,346,700	41,155,130
46～50	53,418,380	52,100,380	50,782,390	49,903,740	49,025,070	48,146,410	46,828,410	45,510,420	46～50	53,202,810	51,889,980	50,577,170	49,701,970	48,826,750	47,951,530	46,638,720	45,325,890
51～55	58,336,530	56,896,800	55,457,080	54,497,280	53,537,460	52,577,650	51,137,930	49,698,210	51～55	58,101,060	56,666,990	55,232,920	54,276,890	53,320,850	52,364,790	50,930,730	49,496,650
56～60	63,254,680	61,693,220	60,131,780	59,090,820	58,049,850	57,008,890	55,447,440	53,886,000	56～60	62,999,320	61,443,990	59,888,680	58,851,820	57,814,940	56,778,060	55,222,740	53,667,420
61～65	68,172,820	66,489,640	64,806,470	63,684,370	62,562,250	61,440,130	59,756,960	58,073,790	61～65	67,897,570	66,221,000	64,544,440	63,426,740	62,309,040	61,191,320	59,514,760	57,838,180
66～70	73,090,970	71,286,060	69,481,160	68,277,910	67,074,640	65,871,370	64,066,470	62,261,580	66～70	72,795,830	70,998,000	69,200,190	68,001,670	66,803,130	65,604,580	63,806,770	62,008,950

※1か所当たりの年額

※1か所当たりの年額

改正後									現行																																																					
2 加算分保護単価 (削除)									2 加算分保護単価 (1) 小規模施設加算分保護単価 児童養護施設																																																					
									<table border="1"> <thead> <tr> <th>地域区分</th> <th>18/100</th> <th>15/100</th> <th>12/100</th> <th>10/100</th> <th>8/100</th> <th>6/100</th> <th>3/100</th> <th>その他</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>定員</td> <td>円</td> <td>円</td> <td>円</td> <td>円</td> <td>円</td> <td>円</td> <td>円</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>30人まで</td> <td>16,500</td> <td>16,150</td> <td>15,790</td> <td>15,550</td> <td>15,320</td> <td>15,080</td> <td>14,720</td> <td>14,370</td> </tr> <tr> <td>31~40人</td> <td>13,200</td> <td>12,920</td> <td>12,630</td> <td>12,440</td> <td>12,250</td> <td>12,060</td> <td>11,780</td> <td>11,490</td> </tr> <tr> <td>41人以上</td> <td>9,900</td> <td>9,690</td> <td>9,470</td> <td>9,330</td> <td>9,190</td> <td>9,050</td> <td>8,830</td> <td>8,620</td> </tr> </tbody> </table>									地域区分	18/100	15/100	12/100	10/100	8/100	6/100	3/100	その他	定員	円	円	円	円	円	円	円	円	30人まで	16,500	16,150	15,790	15,550	15,320	15,080	14,720	14,370	31~40人	13,200	12,920	12,630	12,440	12,250	12,060	11,780	11,490	41人以上	9,900	9,690	9,470	9,330	9,190	9,050	8,830	8,620
地域区分	18/100	15/100	12/100	10/100	8/100	6/100	3/100	その他																																																						
定員	円	円	円	円	円	円	円	円																																																						
30人まで	16,500	16,150	15,790	15,550	15,320	15,080	14,720	14,370																																																						
31~40人	13,200	12,920	12,630	12,440	12,250	12,060	11,780	11,490																																																						
41人以上	9,900	9,690	9,470	9,330	9,190	9,050	8,830	8,620																																																						
(1) 児童養護施設の乳児加算分保護単価									((13)から移動)																																																					
<table border="1"> <thead> <tr> <th>地域区分</th> <th>18/100</th> <th>15/100</th> <th>12/100</th> <th>10/100</th> <th>8/100</th> <th>6/100</th> <th>3/100</th> <th>その他</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>現員</td> <td>円</td> <td>円</td> <td>円</td> <td>円</td> <td>円</td> <td>円</td> <td>円</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>1人につき</td> <td>225,520</td> <td>220,630</td> <td>215,730</td> <td>212,470</td> <td>209,210</td> <td>205,950</td> <td>201,050</td> <td>196,160</td> </tr> </tbody> </table>									地域区分	18/100	15/100	12/100	10/100	8/100	6/100	3/100	その他	現員	円	円	円	円	円	円	円	円	1人につき	225,520	220,630	215,730	212,470	209,210	205,950	201,050	196,160																											
地域区分	18/100	15/100	12/100	10/100	8/100	6/100	3/100	その他																																																						
現員	円	円	円	円	円	円	円	円																																																						
1人につき	225,520	220,630	215,730	212,470	209,210	205,950	201,050	196,160																																																						
(2) 児童養護施設の1歳児加算分保護単価									(新規)																																																					
<table border="1"> <thead> <tr> <th>地域区分</th> <th>18/100</th> <th>15/100</th> <th>12/100</th> <th>10/100</th> <th>8/100</th> <th>6/100</th> <th>3/100</th> <th>その他</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>現員</td> <td>円</td> <td>円</td> <td>円</td> <td>円</td> <td>円</td> <td>円</td> <td>円</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>1人につき</td> <td>210,520</td> <td>206,020</td> <td>201,530</td> <td>198,540</td> <td>195,540</td> <td>192,550</td> <td>188,050</td> <td>183,560</td> </tr> </tbody> </table>									地域区分	18/100	15/100	12/100	10/100	8/100	6/100	3/100	その他	現員	円	円	円	円	円	円	円	円	1人につき	210,520	206,020	201,530	198,540	195,540	192,550	188,050	183,560																											
地域区分	18/100	15/100	12/100	10/100	8/100	6/100	3/100	その他																																																						
現員	円	円	円	円	円	円	円	円																																																						
1人につき	210,520	206,020	201,530	198,540	195,540	192,550	188,050	183,560																																																						
(3) 児童養護施設の2歳児加算分保護単価									((14)から移動)																																																					
<table border="1"> <thead> <tr> <th>地域区分</th> <th>18/100</th> <th>15/100</th> <th>12/100</th> <th>10/100</th> <th>8/100</th> <th>6/100</th> <th>3/100</th> <th>その他</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>現員</td> <td>円</td> <td>円</td> <td>円</td> <td>円</td> <td>円</td> <td>円</td> <td>円</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>1人につき</td> <td>149,400</td> <td>146,210</td> <td>143,020</td> <td>140,900</td> <td>138,770</td> <td>136,640</td> <td>133,460</td> <td>130,270</td> </tr> </tbody> </table>									地域区分	18/100	15/100	12/100	10/100	8/100	6/100	3/100	その他	現員	円	円	円	円	円	円	円	円	1人につき	149,400	146,210	143,020	140,900	138,770	136,640	133,460	130,270																											
地域区分	18/100	15/100	12/100	10/100	8/100	6/100	3/100	その他																																																						
現員	円	円	円	円	円	円	円	円																																																						
1人につき	149,400	146,210	143,020	140,900	138,770	136,640	133,460	130,270																																																						
(4) 児童養護施設の年少児加算分保護単価									((15)から移動)																																																					
<table border="1"> <thead> <tr> <th>地域区分</th> <th>18/100</th> <th>15/100</th> <th>12/100</th> <th>10/100</th> <th>8/100</th> <th>6/100</th> <th>3/100</th> <th>その他</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>現員</td> <td>円</td> <td>円</td> <td>円</td> <td>円</td> <td>円</td> <td>円</td> <td>円</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>1人につき</td> <td>31,720</td> <td>31,040</td> <td>30,360</td> <td>29,910</td> <td>29,460</td> <td>29,010</td> <td>28,330</td> <td>27,660</td> </tr> </tbody> </table>									地域区分	18/100	15/100	12/100	10/100	8/100	6/100	3/100	その他	現員	円	円	円	円	円	円	円	円	1人につき	31,720	31,040	30,360	29,910	29,460	29,010	28,330	27,660																											
地域区分	18/100	15/100	12/100	10/100	8/100	6/100	3/100	その他																																																						
現員	円	円	円	円	円	円	円	円																																																						
1人につき	31,720	31,040	30,360	29,910	29,460	29,010	28,330	27,660																																																						



改正後

現行

(5) 里親支援専門相談員加算分保護単価

(新規)

ア 児童養護施設

地域区分 定員	18/100	15/100	12/100	10/100	8/100	6/100	3/100	その他
	円	円	円	円	円	円	円	円
30人まで	16,830	16,470	16,110	15,870	15,640	15,400	15,040	14,680
31～35人	14,420	14,120	13,810	13,610	13,400	13,200	12,890	12,580
36～40	12,620	12,350	12,080	11,900	11,730	11,550	11,280	11,010
41～45	11,220	10,980	10,740	10,580	10,420	10,260	10,020	9,790
46～50	10,090	9,880	9,670	9,520	9,380	9,240	9,020	8,810
51～55	9,180	8,980	8,790	8,660	8,530	8,400	8,200	8,010
56～60	8,410	8,230	8,050	7,930	7,820	7,700	7,520	7,340
61～65	7,760	7,600	7,430	7,320	7,210	7,100	6,940	6,770
66～70	7,210	7,060	6,900	6,800	6,700	6,600	6,440	6,290
71～75	6,730	6,590	6,440	6,350	6,250	6,160	6,010	5,870
76～80	6,310	6,170	6,040	5,950	5,860	5,770	5,640	5,500
81～85	5,940	5,810	5,680	5,600	5,520	5,430	5,310	5,180
86～90	5,610	5,490	5,370	5,290	5,210	5,130	5,010	4,890
91～95	5,310	5,200	5,080	5,010	4,930	4,860	4,750	4,630
96～100	5,040	4,940	4,830	4,760	4,690	4,620	4,510	4,400
101～105	4,800	4,700	4,600	4,530	4,460	4,400	4,290	4,190
106～110	4,590	4,490	4,390	4,330	4,260	4,200	4,100	4,000
111～115	4,390	4,290	4,200	4,140	4,080	4,010	3,920	3,830
116～120	4,200	4,110	4,020	3,960	3,910	3,850	3,760	3,670
121～125	4,040	3,950	3,860	3,810	3,750	3,690	3,610	3,520
126～130	3,880	3,800	3,710	3,660	3,600	3,550	3,470	3,380
131～135	3,740	3,660	3,580	3,520	3,470	3,420	3,340	3,260
136～140	3,600	3,530	3,450	3,400	3,350	3,300	3,220	3,140
141～145	3,480	3,400	3,330	3,280	3,230	3,180	3,110	3,030
146～150	3,360	3,290	3,220	3,170	3,120	3,080	3,000	2,930
151人以上	3,250	3,180	3,110	3,070	3,020	2,980	2,910	2,840

## 改正後

## 現行

## イ 乳児院

地域区分 定員	18/100	15/100	12/100	10/100	8/100	6/100	3/100	その他
	円	円	円	円	円	円	円	円
10人まで	50,490	49,420	48,340	47,630	46,910	46,200	45,130	44,050
11～15人	33,660	32,940	32,230	31,750	31,270	30,800	30,080	29,370
16～20人	25,240	24,710	24,170	23,810	23,450	23,100	22,560	22,020
21～25	20,190	19,760	19,340	19,050	18,760	18,480	18,050	17,620
26～30	16,830	16,470	16,110	15,870	15,640	15,400	15,040	14,680
31～35	14,420	14,120	13,810	13,610	13,400	13,200	12,890	12,580
36～40	12,620	12,350	12,080	11,900	11,730	11,550	11,280	11,010
41～45	11,220	10,980	10,740	10,580	10,420	10,260	10,020	9,790
46～ 50	10,090	9,880	9,670	9,520	9,380	9,240	9,020	8,810
51～ 55	9,180	8,980	8,790	8,660	8,530	8,400	8,200	8,010
56～ 60	8,410	8,230	8,050	7,930	7,820	7,700	7,520	7,340
61～ 65	7,760	7,600	7,430	7,320	7,210	7,100	6,940	6,770
66～ 70	7,210	7,060	6,900	6,800	6,700	6,600	6,440	6,290
71～ 75	6,730	6,590	6,440	6,350	6,250	6,160	6,010	5,870
76～ 80	6,310	6,170	6,040	5,950	5,860	5,770	5,640	5,500
81～ 85	5,940	5,810	5,680	5,600	5,520	5,430	5,310	5,180
86～ 90	5,610	5,490	5,370	5,290	5,210	5,130	5,010	4,890
91人以上	5,310	5,200	5,080	5,010	4,930	4,860	4,750	4,630

## 改正後

## 現行

(6) 心理担当職員加算分保護単価(常勤単価)

(8) から一部移動)

ア 児童養護施設、児童自立支援施設

地域区分 定員	18/100	15/100	12/100	10/100	8/100	6/100	3/100	その他
30人まで	16,560	16,210	15,850	15,610	15,370	15,130	14,780	14,420
31~35人	14,200	13,890	13,580	13,380	13,170	12,970	12,660	12,360
36~40	12,420	12,150	11,890	11,710	11,530	11,350	11,080	10,810
41~45	11,040	10,800	10,560	10,410	10,250	10,090	9,850	9,610
46~50	9,940	9,720	9,510	9,360	9,220	9,080	8,860	8,650
51~55	9,030	8,840	8,640	8,510	8,380	8,250	8,060	7,860
56~60	8,280	8,100	7,920	7,800	7,680	7,560	7,390	7,210
61~65	7,640	7,480	7,310	7,200	7,090	6,980	6,820	6,650
66~70	7,100	6,940	6,790	6,690	6,590	6,480	6,330	6,180
71~75	6,620	6,480	6,340	6,240	6,150	6,050	5,910	5,760
76~80	6,210	6,070	5,940	5,850	5,760	5,670	5,540	5,400
81~85	5,840	5,720	5,590	5,510	5,420	5,340	5,210	5,090
86~90	5,520	5,400	5,280	5,200	5,120	5,040	4,920	4,800
91~95	5,230	5,110	5,000	4,930	4,850	4,780	4,660	4,550
96~100	4,970	4,860	4,750	4,680	4,610	4,540	4,430	4,320
101~105	4,730	4,630	4,520	4,460	4,390	4,320	4,220	4,120
106~110	4,510	4,420	4,320	4,250	4,190	4,120	4,030	3,930
111~115	4,320	4,220	4,130	4,070	4,010	3,940	3,850	3,760
116~120	4,140	4,050	3,960	3,900	3,840	3,780	3,690	3,600
121~125	3,970	3,890	3,800	3,740	3,690	3,630	3,540	3,460
126~130	3,820	3,740	3,650	3,600	3,540	3,490	3,410	3,320
131~135	3,680	3,600	3,520	3,470	3,410	3,360	3,280	3,200
136~140	3,550	3,470	3,390	3,340	3,290	3,240	3,160	3,090
141~145	3,420	3,350	3,280	3,230	3,180	3,130	3,050	2,980
146~150	3,310	3,240	3,170	3,120	3,070	3,020	2,950	2,880
151人以上	3,200	3,130	3,060	3,020	2,970	2,930	2,860	2,790

改正後

イ 乳児院

地域区分 定員	18/100	15/100	12/100	10/100	8/100	6/100	3/100	その他
	円	円	円	円	円	円	円	円
10人まで	49,700	48,630	47,550	46,840	46,120	45,410	44,340	43,260
11～15人	33,130	32,420	31,700	31,220	30,750	30,270	29,560	28,840
16～20人	24,850	24,310	23,770	23,420	23,060	22,700	22,170	21,630
21～25	19,880	19,450	19,020	18,730	18,450	18,160	17,730	17,300
26～30	16,560	16,210	15,850	15,610	15,370	15,130	14,780	14,420
31～35	14,200	13,890	13,580	13,380	13,170	12,970	12,660	12,360
36～40	12,420	12,150	11,890	11,710	11,530	11,350	11,080	10,810
41～45	11,040	10,800	10,560	10,410	10,250	10,090	9,850	9,610
46～ 50	9,940	9,720	9,510	9,360	9,220	9,080	8,860	8,650
51～ 55	9,030	8,840	8,640	8,510	8,380	8,250	8,060	7,860
56～ 60	8,280	8,100	7,920	7,800	7,680	7,560	7,390	7,210
61～ 65	7,640	7,480	7,310	7,200	7,090	6,980	6,820	6,650
66～ 70	7,100	6,940	6,790	6,690	6,590	6,480	6,330	6,180
71～ 75	6,620	6,480	6,340	6,240	6,150	6,050	5,910	5,760
76～ 80	6,210	6,070	5,940	5,850	5,760	5,670	5,540	5,400
81～ 85	5,840	5,720	5,590	5,510	5,420	5,340	5,210	5,090
86～ 90	5,520	5,400	5,280	5,200	5,120	5,040	4,920	4,800
91人以上	5,230	5,110	5,000	4,930	4,850	4,780	4,660	4,550

ウ 母子生活支援施設

地域区分 定員	18/100	15/100	12/100	10/100	8/100	6/100	3/100	その他
	円	円	円	円	円	円	円	円
10世帯まで 世帯	33,130	32,420	31,700	31,220	30,750	30,270	29,560	28,840
11～20	24,850	24,310	23,770	23,420	23,060	22,700	22,170	21,630
21～30	16,560	16,210	15,850	15,610	15,370	15,130	14,780	14,420
31～40	12,420	12,150	11,890	11,710	11,530	11,350	11,080	10,810
41～50	9,940	9,720	9,510	9,360	9,220	9,080	8,860	8,650
51世帯以上	8,280	8,100	7,920	7,800	7,680	7,560	7,390	7,210

改正後

現行

(7) 個別対応職員加算分保護単価

ア 乳幼児10人未満を入所させる乳児院

地域区分 定員	18/100	15/100	12/100	10/100	8/100	6/100	3/100	その他
1人につき	円 55,220	円 54,030	円 52,840	円 52,040	円 51,250	円 50,450	円 49,260	円 48,070

イ 母子生活支援施設

地域区分 定員	18/100	15/100	12/100	10/100	8/100	6/100	3/100	その他
10世帯まで	円 33,130	円 32,420	円 31,700	円 31,220	円 30,750	円 30,270	円 29,560	円 28,840
世帯								
11 ~ 20	円 24,850	円 24,310	円 23,770	円 23,420	円 23,060	円 22,700	円 22,170	円 21,630
21 ~ 30	円 16,560	円 16,210	円 15,850	円 15,610	円 15,370	円 15,130	円 14,780	円 14,420
31 ~ 40	円 12,420	円 12,150	円 11,890	円 11,710	円 11,530	円 11,350	円 11,080	円 10,810
41 ~ 50	円 9,940	円 9,720	円 9,510	円 9,360	円 9,220	円 9,080	円 8,860	円 8,650
51世帯以上	円 8,280	円 8,100	円 7,920	円 7,800	円 7,680	円 7,560	円 7,390	円 7,210

((9) から一部移動)

## 改正後

## 現行

## (8) 職業指導員加算分保護単価

## ア 児童養護施設

地域区分 定員	18/100	15/100	12/100	10/100	8/100	6/100	3/100	その他
	円	円	円	円	円	円	円	円
30人まで	14,980	14,660	14,350	14,130	13,920	13,710	13,390	13,070
31～35人	12,840	12,570	12,300	12,110	11,930	11,750	11,480	11,200
36～40	11,240	11,000	10,760	10,600	10,440	10,280	10,040	9,800
41～45	9,990	9,770	9,560	9,420	9,280	9,140	8,930	8,710
46～50	8,990	8,800	8,610	8,480	8,350	8,220	8,030	7,840
51～55	8,170	8,000	7,820	7,710	7,590	7,480	7,300	7,130
56～60	7,490	7,330	7,170	7,060	6,960	6,850	6,690	6,530
61～65	6,910	6,770	6,620	6,520	6,420	6,330	6,180	6,030
66～70	6,420	6,280	6,150	6,050	5,960	5,870	5,740	5,600
71～75	5,990	5,860	5,740	5,650	5,570	5,480	5,350	5,230
76～80	5,620	5,500	5,380	5,300	5,220	5,140	5,020	4,900
81～85	5,290	5,170	5,060	4,990	4,910	4,840	4,720	4,610
86～90	4,990	4,890	4,780	4,710	4,640	4,570	4,460	4,350
91～95	4,730	4,630	4,530	4,460	4,390	4,330	4,230	4,130
96～100	4,490	4,400	4,300	4,240	4,170	4,110	4,010	3,920
101～105	4,280	4,190	4,100	4,040	3,970	3,910	3,820	3,730
106～110	4,080	4,000	3,910	3,850	3,790	3,740	3,650	3,560
111～115	3,910	3,820	3,740	3,680	3,630	3,570	3,490	3,410
116～120	3,740	3,660	3,580	3,530	3,480	3,420	3,340	3,260
121～125	3,590	3,520	3,440	3,390	3,340	3,290	3,210	3,130
126～130	3,450	3,380	3,310	3,260	3,210	3,160	3,090	3,010
131～135	3,330	3,260	3,180	3,140	3,090	3,040	2,970	2,900
136～140	3,210	3,140	3,070	3,030	2,980	2,930	2,870	2,800
141～145	3,100	3,030	2,960	2,920	2,880	2,830	2,770	2,700
146～150	2,990	2,930	2,870	2,820	2,780	2,740	2,670	2,610
151人以上	2,900	2,830	2,770	2,730	2,690	2,650	2,590	2,530

## (2) 職業指導員加算分保護単価

## ア 児童養護施設

地域区分 定員	18/100	15/100	12/100	10/100	8/100	6/100	3/100	その他
	円	円	円	円	円	円	円	円
30人まで	14,930	14,610	14,290	14,080	13,870	13,660	13,340	13,030
31～40人	11,940	11,690	11,440	11,270	11,100	10,930	10,670	10,420
41～50	8,960	8,770	8,580	8,450	8,320	8,190	8,000	7,810
51～60	8,060	7,890	7,720	7,600	7,490	7,370	7,200	7,030
61～70	7,160	7,010	6,860	6,760	6,660	6,550	6,400	6,250
71～80	6,270	6,130	6,000	5,910	5,820	5,740	5,600	5,470
81～90	5,370	5,260	5,140	5,070	4,990	4,920	4,800	4,690
91～100	4,480	4,380	4,290	4,220	4,160	4,100	4,000	3,900
101～110	4,180	4,090	4,000	3,940	3,880	3,820	3,730	3,640
111～120	3,880	3,800	3,710	3,660	3,600	3,550	3,470	3,380
121～130	3,580	3,500	3,430	3,380	3,330	3,280	3,200	3,120
131～140	3,280	3,210	3,140	3,100	3,050	3,000	2,930	2,860
141～150	2,980	2,920	2,860	2,810	2,770	2,730	2,670	2,600
151～160	2,880	2,820	2,760	2,720	2,680	2,640	2,580	2,510
161人以上	2,780	2,720	2,660	2,630	2,590	2,550	2,490	2,430



## 改正後

## 現行

## (9) 看護師加算分保護単価

## (11) から移動)

地域区分 定員	18/100	15/100	12/100	10/100	8/100	6/100	3/100	その他
	円	円	円	円	円	円	円	円
30人まで	14,730	14,370	14,010	13,770	13,530	13,290	12,930	12,570
31～35人	12,620	12,310	12,010	11,800	11,600	11,390	11,080	10,780
36～40	11,040	10,770	10,510	10,330	10,150	9,970	9,700	9,430
41～45	9,820	9,580	9,340	9,180	9,020	8,860	8,620	8,380
46～50	8,830	8,620	8,400	8,260	8,120	7,970	7,760	7,540
51～55	8,030	7,830	7,640	7,510	7,380	7,250	7,050	6,860
56～60	7,360	7,180	7,000	6,880	6,760	6,640	6,460	6,280
61～65	6,790	6,630	6,460	6,350	6,240	6,130	5,970	5,800
66～70	6,310	6,150	6,000	5,900	5,800	5,690	5,540	5,390
71～75	5,890	5,740	5,600	5,510	5,410	5,310	5,170	5,030
76～80	5,520	5,380	5,250	5,160	5,070	4,980	4,850	4,710
81～85	5,190	5,070	4,940	4,860	4,770	4,690	4,560	4,430
86～90	4,910	4,790	4,670	4,590	4,510	4,430	4,310	4,190
91～95	4,650	4,530	4,420	4,350	4,270	4,190	4,080	3,970
96～100	4,410	4,310	4,200	4,130	4,060	3,980	3,880	3,770
101～105	4,200	4,100	4,000	3,930	3,860	3,790	3,690	3,590
106～110	4,010	3,920	3,820	3,750	3,690	3,620	3,520	3,430
111～115	3,840	3,740	3,650	3,590	3,530	3,460	3,370	3,280
116～120	3,680	3,590	3,500	3,440	3,380	3,320	3,230	3,140
121～125	3,530	3,440	3,360	3,300	3,240	3,190	3,100	3,010
126～130	3,390	3,310	3,230	3,170	3,120	3,060	2,980	2,900
131～135	3,270	3,190	3,110	3,060	3,000	2,950	2,870	2,790
136～140	3,150	3,080	3,000	2,950	2,900	2,840	2,770	2,690
141～145	3,040	2,970	2,890	2,850	2,800	2,750	2,670	2,600
146～150	2,940	2,870	2,800	2,750	2,700	2,650	2,580	2,510
151人以上	2,850	2,780	2,710	2,660	2,620	2,570	2,500	2,430



改正後									現行								
(10) 母子生活支援施設保育士加算分保護単価									(3) 母子生活支援施設保育士加算分保護単価								
地域区分 定員	18/100	15/100	12/100	10/100	8/100	6/100	3/100	その他	地域区分 定員	18/100	15/100	12/100	10/100	8/100	6/100	3/100	その他
	円	円	円	円	円	円	円	円		円	円	円	円	円	円	円	円
10世帯まで 世帯	29,970	29,330	28,700	28,270	27,850	27,420	26,790	26,150	10世帯まで 世帯	29,860	29,230	28,590	28,170	27,750	27,330	26,690	26,060
11～20	22,480	22,000	21,520	21,200	20,880	20,570	20,090	19,610	11～20	22,400	21,920	21,440	21,130	20,810	20,490	20,020	19,540
21～30	14,980	14,660	14,350	14,130	13,920	13,710	13,390	13,070	21～30	14,930	14,610	14,290	14,080	13,870	13,660	13,340	13,030
31～40	13,480	13,200	12,910	12,720	12,530	12,340	12,050	11,770	31～40	13,440	13,150	12,860	12,670	12,480	12,290	12,010	11,720
41～50	11,990	11,730	11,480	11,310	11,140	10,970	10,710	10,460	41～50	11,940	11,690	11,430	11,270	11,100	10,930	10,670	10,420
51世帯以上	10,490	10,260	10,040	9,890	9,740	9,600	9,370	9,150	51世帯以上	10,450	10,230	10,000	9,860	9,710	9,560	9,340	9,120
(11) 母子生活支援施設母子支援員加算分保護単価									(4) 母子生活支援施設母子指導員加算分保護単価								
地域区分 定員	18/100	15/100	12/100	10/100	8/100	6/100	3/100	その他	地域区分 定員	18/100	15/100	12/100	10/100	8/100	6/100	3/100	その他
	円	円	円	円	円	円	円	円		円	円	円	円	円	円	円	円
10世帯	50,310	49,170	48,040	47,280	46,520	45,770	44,630	43,490	1世帯につき	25,060	24,490	23,930	23,550	23,170	22,800	22,230	21,660
20世帯	25,150	24,580	24,020	23,640	23,260	22,880	22,310	21,740									
(12) 母子生活支援施設少年指導員兼事務員加算分保護単価									(5) 母子生活支援施設少年指導員兼事務員加算分保護単価								
地域区分 定員	18/100	15/100	12/100	10/100	8/100	6/100	3/100	その他	地域区分 定員	18/100	15/100	12/100	10/100	8/100	6/100	3/100	その他
	円	円	円	円	円	円	円	円		円	円	円	円	円	円	円	円
20世帯 世帯	23,880	23,340	22,810	22,450	22,090	21,730	21,200	20,660	20世帯まで 世帯	23,790	23,260	22,720	22,370	22,010	21,650	21,120	20,590
21～30	15,920	15,560	15,200	14,960	14,730	14,490	14,130	13,770	21～30	15,860	15,500	15,150	14,910	14,670	14,430	14,080	13,720
31～40	11,940	11,670	11,400	11,220	11,040	10,860	10,600	10,330	31～40	11,890	11,630	11,360	11,180	11,000	10,820	10,560	10,290
41～50	10,740	10,500	10,260	10,100	9,940	9,780	9,540	9,300	41～50	10,700	10,460	10,220	10,060	9,900	9,740	9,500	9,260
51世帯以上	9,550	9,330	9,120	8,980	8,830	8,690	8,480	8,260	51世帯以上	9,510	9,300	9,090	8,940	8,800	8,660	8,450	8,230





改正後

現行

(削除)

(7) 家庭支援専門相談員加算分保護単価  
ア 児童養護施設、児童自立支援施設

地域区分 定員	18/100	15/100	12/100	10/100	8/100	6/100	3/100	その他
	円	円	円	円	円	円	円	円
30人まで	16,500	16,150	15,790	15,550	15,320	15,080	14,720	14,370
31～40人	13,200	12,920	12,630	12,440	12,250	12,060	11,780	11,490
41～50	9,900	9,690	9,470	9,330	9,190	9,050	8,830	8,620
51～60	8,910	8,720	8,530	8,400	8,270	8,140	7,950	7,760
61～70	7,920	7,750	7,580	7,460	7,350	7,240	7,060	6,890
71～80	6,930	6,780	6,630	6,530	6,430	6,330	6,180	6,030
81～90	5,940	5,810	5,680	5,600	5,510	5,430	5,300	5,170
91～100	4,950	4,840	4,730	4,660	4,590	4,520	4,410	4,310
101～110	4,620	4,520	4,420	4,350	4,290	4,220	4,120	4,020
111～120	4,290	4,200	4,100	4,040	3,980	3,920	3,820	3,730
121～130	3,960	3,870	3,790	3,730	3,670	3,620	3,530	3,440
131～140	3,630	3,550	3,470	3,420	3,370	3,310	3,240	3,160
141～150	3,300	3,230	3,150	3,110	3,060	3,010	2,940	2,870
151～160	3,190	3,120	3,050	3,000	2,960	2,910	2,840	2,770
161人以上	3,080	3,010	2,940	2,900	2,860	2,810	2,750	2,680

改正後

現行

(削除)

イ 乳児院

地域区分 定員	18/100	15/100	12/100	10/100	8/100	6/100	3/100	その他
	円	円	円	円	円	円	円	円
10人まで	49,520	48,450	47,390	46,670	45,960	45,250	44,180	43,110
11～15人	33,010	32,300	31,590	31,110	30,640	30,160	29,450	28,740
16～20人	24,760	24,220	23,690	23,330	22,980	22,620	22,090	21,550
21～25	19,810	19,380	18,950	18,670	18,380	18,100	17,670	17,240
26～30	16,500	16,150	15,790	15,550	15,320	15,080	14,720	14,370
31～35	14,850	14,530	14,210	14,000	13,790	13,570	13,250	12,930
36～40	13,200	12,920	12,630	12,440	12,250	12,060	11,780	11,490
41～45	11,550	11,300	11,050	10,890	10,720	10,550	10,310	10,060
46～50	9,900	9,690	9,470	9,330	9,190	9,050	8,830	8,620
51～55	9,410	9,200	9,000	8,860	8,730	8,590	8,390	8,190
56～60	8,910	8,720	8,530	8,400	8,270	8,140	7,950	7,760
61～65	8,410	8,230	8,050	7,930	7,810	7,690	7,510	7,330
66～70	7,920	7,750	7,580	7,460	7,350	7,240	7,060	6,890
71～75	7,420	7,260	7,100	7,000	6,890	6,780	6,620	6,460
76～80	6,930	6,780	6,630	6,530	6,430	6,330	6,180	6,030
81～85	6,430	6,300	6,160	6,060	5,970	5,880	5,740	5,600
86～90	5,940	5,810	5,680	5,600	5,510	5,430	5,300	5,170
91人以上	5,440	5,330	5,210	5,130	5,050	4,970	4,860	4,740

ウ 情緒障害児短期治療施設

地域区分 定員	18/100	15/100	12/100	10/100	8/100	6/100	3/100	その他
	円	円	円	円	円	円	円	円
30人まで	16,500	16,150	15,790	15,550	15,320	15,080	14,720	14,370
31～40人	13,200	12,920	12,630	12,440	12,250	12,060	11,780	11,490
41人以上	9,900	9,690	9,470	9,330	9,190	9,050	8,830	8,620

改正後

(14) 心理担当職員加算分保護単価(常勤的非常勤・非常勤単価)  
(削除)

現行

(8) 心理担当職員加算分保護単価  
ア 児童養護施設、児童自立支援施設(常勤職員)

地域区分 定員	18/100	15/100	12/100	10/100	8/100	6/100	3/100	その他
	円	円	円	円	円	円	円	円
30人まで	16,500	16,150	15,790	15,550	15,320	15,080	14,720	14,370
31～40人	13,200	12,920	12,630	12,440	12,250	12,060	11,780	11,490
41～50	9,900	9,690	9,470	9,330	9,190	9,050	8,830	8,620
51～60	8,910	8,720	8,530	8,400	8,270	8,140	7,950	7,760
61～70	7,920	7,750	7,580	7,460	7,350	7,240	7,060	6,890
71～80	6,930	6,780	6,630	6,530	6,430	6,330	6,180	6,030
81～90	5,940	5,810	5,680	5,600	5,510	5,430	5,300	5,170
91～100	4,950	4,840	4,730	4,660	4,590	4,520	4,410	4,310
101～110	4,620	4,520	4,420	4,350	4,290	4,220	4,120	4,020
111～120	4,290	4,200	4,100	4,040	3,980	3,920	3,820	3,730
121～130	3,960	3,870	3,790	3,730	3,670	3,620	3,530	3,440
131～140	3,630	3,550	3,470	3,420	3,370	3,310	3,240	3,160
141～150	3,300	3,230	3,150	3,110	3,060	3,010	2,940	2,870
151～160	3,190	3,120	3,050	3,000	2,960	2,910	2,840	2,770
161人以上	3,080	3,010	2,940	2,900	2,860	2,810	2,750	2,680

改正後

現行

(削除)

イ 乳児院（常勤職員）

地域区分 定員	18/100	15/100	12/100	10/100	8/100	6/100	3/100	その他
	円	円	円	円	円	円	円	円
10人まで	49,520	48,450	47,390	46,670	45,960	45,250	44,180	43,110
11～15人	33,010	32,300	31,590	31,110	30,640	30,160	29,450	28,740
16～20人	24,760	24,220	23,690	23,330	22,980	22,620	22,090	21,550
21～25	19,810	19,380	18,950	18,670	18,380	18,100	17,670	17,240
26～30	16,500	16,150	15,790	15,550	15,320	15,080	14,720	14,370
31～35	14,850	14,530	14,210	14,000	13,790	13,570	13,250	12,930
36～40	13,200	12,920	12,630	12,440	12,250	12,060	11,780	11,490
41～45	11,550	11,300	11,050	10,890	10,720	10,550	10,310	10,060
46～50	9,900	9,690	9,470	9,330	9,190	9,050	8,830	8,620
51～55	9,410	9,200	9,000	8,860	8,730	8,590	8,390	8,190
56～60	8,910	8,720	8,530	8,400	8,270	8,140	7,950	7,760
61～65	8,410	8,230	8,050	7,930	7,810	7,690	7,510	7,330
66～70	7,920	7,750	7,580	7,460	7,350	7,240	7,060	6,890
71～75	7,420	7,260	7,100	7,000	6,890	6,780	6,620	6,460
76～80	6,930	6,780	6,630	6,530	6,430	6,330	6,180	6,030
81～85	6,430	6,300	6,160	6,060	5,970	5,880	5,740	5,600
86～90	5,940	5,810	5,680	5,600	5,510	5,430	5,300	5,170
91人以上	5,440	5,330	5,210	5,130	5,050	4,970	4,860	4,740

(削除)

ウ 母子生活支援施設（常勤職員）

地域区分 定員	18/100	15/100	12/100	10/100	8/100	6/100	3/100	その他
	円	円	円	円	円	円	円	円
10世帯まで	33,010	32,300	31,590	31,110	30,640	30,160	29,450	28,740
世帯								
11～20	24,760	24,220	23,690	23,330	22,980	22,620	22,090	21,550
21～30	16,500	16,150	15,790	15,550	15,320	15,080	14,720	14,370
31～40	12,380	12,110	11,840	11,660	11,490	11,310	11,040	10,770
41～50	11,140	10,900	10,660	10,500	10,340	10,180	9,940	9,700
51世帯以上	9,900	9,690	9,470	9,330	9,190	9,050	8,830	8,620

改正後

ア 児童養護施設、児童自立支援施設（常勤的非常勤職員）

定員	月額
	円
30人まで	9,170
31 ~ 35人	7,860
36 ~ 40	6,880
41 ~ 45	6,110
46 ~ 50	5,500
51 ~ 55	5,000
56 ~ 60	4,580
61 ~ 65	4,230
66 ~ 70	3,930
71 ~ 75	3,670
76 ~ 80	3,440
81 ~ 85	3,230
86 ~ 90	3,050
91 ~ 95	2,890
96 ~ 100	2,750
101 ~ 105	2,620
106 ~ 110	2,500
111 ~ 115	2,390
116 ~ 120	2,290
121 ~ 125	2,200
126 ~ 130	2,110
131 ~ 135	2,030
136 ~ 140	1,960
141 ~ 145	1,890
146 ~ 150	1,830
151人以上	1,770

イ 乳児院（常勤的非常勤職員）

定員	月額
	円
10人まで	27,520
11 ~ 15人	18,350
16 ~ 20	13,760
21 ~ 25	11,010
26 ~ 30	9,170
31 ~ 35	7,860
36 ~ 40	6,880
41 ~ 45	6,110
46 ~ 50	5,500
51 ~ 55	5,000
56 ~ 60	4,580
61 ~ 65	4,230
66 ~ 70	3,930
71 ~ 75	3,670
76 ~ 80	3,440
81 ~ 85	3,230
86 ~ 90	3,050
91人以上	2,890

現行

エ 児童養護施設、児童自立支援施設（常勤的非常勤職員）

定員	月額
	円
30人まで	9,140
31 ~ 40人	6,850
41 ~ 50	5,480
51 ~ 60	4,570
61 ~ 70	3,910
71 ~ 80	3,420
81 ~ 90	3,040
91 ~ 100	2,740
101 ~ 110	2,490
111 ~ 120	2,280
121 ~ 130	2,110
131 ~ 140	1,950
141 ~ 150	1,820
151 ~ 160	1,710
161人以上	1,610

オ 乳児院（常勤的非常勤職員）

定員	月額
	円
10人まで	27,420
11 ~ 15人	18,280
16 ~ 20	13,710
21 ~ 25	10,970
26 ~ 30	9,140
31 ~ 35	7,830
36 ~ 40	6,850
41 ~ 45	6,090
46 ~ 50	5,480
51 ~ 55	4,980
56 ~ 60	4,570
61 ~ 65	4,220
66 ~ 70	3,910
71 ~ 75	3,650
76 ~ 80	3,420
81 ~ 85	3,220
86 ~ 90	3,040
91人以上	2,880



改正後

現行

ウ 母子生活支援施設  
(常勤的非常勤職員)

定員	月額
	円
10世帯まで	<u>27,520</u>
世帯	
11 ~ 20	<u>13,760</u>
21 ~ 30	<u>9,170</u>
31 ~ 40	<u>6,880</u>
41 ~ 50	<u>5,500</u>
51世帯以上	<u>4,580</u>

エ 児童養護施設、児童自立支  
援施設 (非常勤職員)

定員	月額
	円
30人まで	6,120
<u>31 ~ 35人</u>	<u>5,250</u>
<u>36 ~ 40</u>	<u>4,590</u>
<u>41 ~ 45</u>	<u>4,080</u>
<u>46 ~ 50</u>	<u>3,670</u>
<u>51 ~ 55</u>	<u>3,340</u>
<u>56 ~ 60</u>	<u>3,060</u>
<u>61 ~ 65</u>	<u>2,820</u>
<u>66 ~ 70</u>	<u>2,620</u>
<u>71 ~ 75</u>	<u>2,450</u>
<u>76 ~ 80</u>	<u>2,290</u>
<u>81 ~ 85</u>	<u>2,160</u>
<u>86 ~ 90</u>	<u>2,040</u>
<u>91 ~ 95</u>	<u>1,930</u>
<u>96 ~ 100</u>	<u>1,830</u>
<u>101 ~ 105</u>	<u>1,750</u>
<u>106 ~ 110</u>	<u>1,670</u>
<u>111 ~ 115</u>	<u>1,590</u>
<u>116 ~ 120</u>	<u>1,530</u>
<u>121 ~ 125</u>	<u>1,470</u>
<u>126 ~ 130</u>	<u>1,410</u>
<u>131 ~ 135</u>	<u>1,360</u>
<u>136 ~ 140</u>	<u>1,310</u>
<u>141 ~ 145</u>	<u>1,260</u>
<u>146 ~ 150</u>	<u>1,220</u>
<u>151人以上</u>	<u>1,180</u>

カ 母子生活支援施設  
(常勤的非常勤職員)

定員	月額
	円
10世帯まで	<u>27,420</u>
世帯	
11 ~ 20	<u>13,710</u>
21 ~ 30	<u>9,140</u>
31 ~ 40	<u>6,850</u>
41 ~ 50	<u>5,480</u>
51世帯以上	<u>4,570</u>

キ 児童養護施設、児童自立支  
援施設 (非常勤職員)

定員	月額
	円
30人まで	6,120
<u>31 ~ 40人</u>	<u>4,590</u>
<u>41 ~ 50</u>	<u>3,670</u>
<u>51 ~ 60</u>	<u>3,060</u>
<u>61 ~ 70</u>	<u>2,620</u>
<u>71 ~ 80</u>	<u>2,290</u>
<u>81 ~ 90</u>	<u>2,040</u>
<u>91 ~ 100</u>	<u>1,830</u>
<u>101 ~ 110</u>	<u>1,670</u>
<u>111 ~ 120</u>	<u>1,530</u>
<u>121 ~ 130</u>	<u>1,410</u>
<u>131 ~ 140</u>	<u>1,310</u>
<u>141 ~ 150</u>	<u>1,220</u>
<u>151 ~ 160</u>	<u>1,140</u>
<u>161人以上</u>	<u>1,080</u>

改正後

現行

オ 乳児院  
(非常勤職員)

カ 母子生活支援施設  
(非常勤職員)

ク 乳児院  
(非常勤職員)

ケ 母子生活支援施設  
(非常勤職員)

定員	月額
	円
10人まで	<u>18,370</u>
11 ~ 15人	<u>12,250</u>
16 ~ 20	9,180
21 ~ 25	<u>7,350</u>
26 ~ 30	6,120
31 ~ 35	<u>5,250</u>
36 ~ 40	4,590
41 ~ 45	4,080
46 ~ 50	3,670
51 ~ 55	<u>3,340</u>
56 ~ 60	3,060
61 ~ 65	2,820
66 ~ 70	2,620
71 ~ 75	<u>2,450</u>
76 ~ 80	2,290
81 ~ 85	2,160
86 ~ 90	2,040
91人以上	1,930

定員	月額
	円
10世帯まで	<u>18,370</u>
世帯	
11 ~ 20	9,180
21 ~ 30	6,120
31 ~ 40	4,590
41 ~ 50	3,670
51世帯以上	3,060

定員	月額
	円
10人まで	<u>18,360</u>
11 ~ 15人	<u>12,240</u>
16 ~ 20	9,180
21 ~ 25	<u>7,340</u>
26 ~ 30	6,120
31 ~ 35	<u>5,240</u>
36 ~ 40	4,590
41 ~ 45	4,080
46 ~ 50	3,670
51 ~ 55	<u>3,330</u>
56 ~ 60	3,060
61 ~ 65	2,820
66 ~ 70	2,620
71 ~ 75	<u>2,440</u>
76 ~ 80	2,290
81 ~ 85	2,160
86 ~ 90	2,040
91人以上	1,930

定員	月額
	円
10世帯まで	<u>18,360</u>
世帯	
11 ~ 20	9,180
21 ~ 30	6,120
31 ~ 40	4,590
41 ~ 50	3,670
51世帯以上	3,060

改正後

現行

削除

(9) 個別対応職員加算分保護単価

ア 児童養護施設、児童自立支援施設

地域区分 定員	18/100	15/100	12/100	10/100	8/100	6/100	3/100	その他
	円	円	円	円	円	円	円	円
30人まで	16,500	16,150	15,790	15,550	15,320	15,080	14,720	14,370
31～40人	13,200	12,920	12,630	12,440	12,250	12,060	11,780	11,490
41～50	9,900	9,690	9,470	9,330	9,190	9,050	8,830	8,620
51～60	8,910	8,720	8,530	8,400	8,270	8,140	7,950	7,760
61～70	7,920	7,750	7,580	7,460	7,350	7,240	7,060	6,890
71～80	6,930	6,780	6,630	6,530	6,430	6,330	6,180	6,030
81～90	5,940	5,810	5,680	5,600	5,510	5,430	5,300	5,170
91～100	4,950	4,840	4,730	4,660	4,590	4,520	4,410	4,310
101～110	4,620	4,520	4,420	4,350	4,290	4,220	4,120	4,020
111～120	4,290	4,200	4,100	4,040	3,980	3,920	3,820	3,730
121～130	3,960	3,870	3,790	3,730	3,670	3,620	3,530	3,440
131～140	3,630	3,550	3,470	3,420	3,370	3,310	3,240	3,160
141～150	3,300	3,230	3,150	3,110	3,060	3,010	2,940	2,870
151～160	3,190	3,120	3,050	3,000	2,960	2,910	2,840	2,770
161人以上	3,080	3,010	2,940	2,900	2,860	2,810	2,750	2,680

改正後

現行

## イ 乳児院

地域区分 定員	18/100	15/100	12/100	10/100	8/100	6/100	3/100	その他
	円	円	円	円	円	円	円	円
10人まで	49,520	48,450	47,390	46,670	45,960	45,250	44,180	43,110
11～15人	33,010	32,300	31,590	31,110	30,640	30,160	29,450	28,740
16～20人	24,760	24,220	23,690	23,330	22,980	22,620	22,090	21,550
21～25	19,810	19,380	18,950	18,670	18,380	18,100	17,670	17,240
26～30	16,500	16,150	15,790	15,550	15,320	15,080	14,720	14,370
31～35	14,850	14,530	14,210	14,000	13,790	13,570	13,250	12,930
36～40	13,200	12,920	12,630	12,440	12,250	12,060	11,780	11,490
41～45	11,550	11,300	11,050	10,890	10,720	10,550	10,310	10,060
46～ 50	9,900	9,690	9,470	9,330	9,190	9,050	8,830	8,620
51～ 55	9,410	9,200	9,000	8,860	8,730	8,590	8,390	8,190
56～ 60	8,910	8,720	8,530	8,400	8,270	8,140	7,950	7,760
61～ 65	8,410	8,230	8,050	7,930	7,810	7,690	7,510	7,330
66～ 70	7,920	7,750	7,580	7,460	7,350	7,240	7,060	6,890
71～ 75	7,420	7,260	7,100	7,000	6,890	6,780	6,620	6,460
76～ 80	6,930	6,780	6,630	6,530	6,430	6,330	6,180	6,030
81～ 85	6,430	6,300	6,160	6,060	5,970	5,880	5,740	5,600
86～ 90	5,940	5,810	5,680	5,600	5,510	5,430	5,300	5,170
91人以上	5,440	5,330	5,210	5,130	5,050	4,970	4,860	4,740

## ウ 情緒障害児短期治療施設

地域区分 定員	18/100	15/100	12/100	10/100	8/100	6/100	3/100	その他
	円	円	円	円	円	円	円	円
30人まで	16,500	16,150	15,790	15,550	15,320	15,080	14,720	14,370
31～40人	13,200	12,920	12,630	12,440	12,250	12,060	11,780	11,490
41人以上	9,900	9,690	9,470	9,330	9,190	9,050	8,830	8,620

改正後

現行

エ 母子生活支援施設

地域区分 定員	18/100	15/100	12/100	10/100	8/100	6/100	3/100	その他
	円	円	円	円	円	円	円	円
10世帯まで	33,010	32,300	31,590	31,110	30,640	30,160	29,450	28,740
世帯								
11 ~ 20	24,760	24,220	23,690	23,330	22,980	22,620	22,090	21,550
21 ~ 30	16,500	16,150	15,790	15,550	15,320	15,080	14,720	14,370
31 ~ 40	12,380	12,110	11,840	11,660	11,490	11,310	11,040	10,770
41 ~ 50	11,140	10,900	10,660	10,500	10,340	10,180	9,940	9,700
51世帯以上	9,900	9,690	9,470	9,330	9,190	9,050	8,830	8,620





改正後									現行								
エ 母子生活支援施設									エ 母子生活支援施設								
地域区分 定員	18/100	15/100	12/100	10/100	8/100	6/100	3/100	その他	地域区分 定員	18/100	15/100	12/100	10/100	8/100	6/100	3/100	その他
	円	円	円	円	円	円	円	円		円	円	円	円	円	円	円	円
10世帯まで 世帯	1,700	1,660	<u>1,620</u>	1,590	1,560	1,530	1,490	<u>1,450</u>	10世帯まで 世帯	1,700	1,660	<u>1,610</u>	1,590	1,560	1,530	1,490	<u>1,440</u>
11 ～ 20	<u>1,280</u>	<u>1,250</u>	1,210	1,190	1,170	1,150	<u>1,120</u>	<u>1,090</u>	11 ～ 20	<u>1,270</u>	<u>1,240</u>	1,210	1,190	1,170	1,150	<u>1,110</u>	<u>1,080</u>
21 ～ 30	850	830	<u>810</u>	790	780	<u>770</u>	740	720	21 ～ 30	<u>850</u>	<u>830</u>	<u>800</u>	790	780	<u>760</u>	740	720
31 ～ 40	<u>640</u>	620	600	590	580	570	<u>560</u>	540	31 ～ 40	<u>630</u>	620	600	590	580	570	<u>550</u>	540
41 ～ 50	<u>510</u>	<u>500</u>	<u>480</u>	<u>470</u>	<u>470</u>	<u>460</u>	<u>440</u>	<u>430</u>	41 ～ 50	<u>570</u>	<u>560</u>	<u>540</u>	<u>530</u>	<u>520</u>	<u>510</u>	<u>500</u>	<u>490</u>
51世帯以上	<u>420</u>	<u>410</u>	<u>400</u>	<u>390</u>	<u>390</u>	<u>380</u>	<u>370</u>	<u>360</u>	51世帯以上	<u>510</u>	<u>490</u>	<u>480</u>	<u>470</u>	<u>460</u>	<u>460</u>	<u>440</u>	<u>430</u>
削除（（9）へ移動）									(11) 看護師加算分保護単価								
地域区分 定員	18/100	15/100	12/100	10/100	8/100	6/100	3/100	その他	地域区分 定員	18/100	15/100	12/100	10/100	8/100	6/100	3/100	その他
	円	円	円	円	円	円	円	円		円	円	円	円	円	円	円	円
30人まで	<u>14,670</u>	<u>14,310</u>	<u>13,950</u>	<u>13,710</u>	<u>13,480</u>	<u>13,240</u>	<u>12,880</u>	<u>12,520</u>	30人まで	<u>14,670</u>	<u>14,310</u>	<u>13,950</u>	<u>13,710</u>	<u>13,480</u>	<u>13,240</u>	<u>12,880</u>	<u>12,520</u>
31～ 40人	<u>11,730</u>	<u>11,450</u>	<u>11,160</u>	<u>10,970</u>	<u>10,780</u>	<u>10,590</u>	<u>10,300</u>	<u>10,020</u>	31～ 40人	<u>11,730</u>	<u>11,450</u>	<u>11,160</u>	<u>10,970</u>	<u>10,780</u>	<u>10,590</u>	<u>10,300</u>	<u>10,020</u>
41～ 50	8,800	8,580	8,370	8,230	8,080	7,940	7,730	7,510	41～ 50	8,800	8,580	8,370	8,230	8,080	7,940	7,730	7,510
51～ 60	7,920	7,720	7,530	7,400	7,270	7,150	6,950	6,760	51～ 60	7,920	7,720	7,530	7,400	7,270	7,150	6,950	6,760
61～ 70	7,040	6,870	6,690	6,580	6,470	6,350	6,180	6,010	61～ 70	7,040	6,870	6,690	6,580	6,470	6,350	6,180	6,010
71～ 80	6,160	6,010	5,860	5,760	5,660	5,560	5,410	5,260	71～ 80	6,160	6,010	5,860	5,760	5,660	5,560	5,410	5,260
81～ 90	5,280	5,150	5,020	4,930	4,850	4,760	4,630	4,510	81～ 90	5,280	5,150	5,020	4,930	4,850	4,760	4,630	4,510
91～100	4,400	4,290	4,180	4,110	4,040	3,970	3,860	3,750	91～100	4,400	4,290	4,180	4,110	4,040	3,970	3,860	3,750
101～110	4,100	4,000	3,900	3,840	3,770	3,700	3,600	3,500	101～110	4,100	4,000	3,900	3,840	3,770	3,700	3,600	3,500
111～120	3,810	3,720	3,620	3,560	3,500	3,440	3,350	3,250	111～120	3,810	3,720	3,620	3,560	3,500	3,440	3,350	3,250
121～130	3,520	3,430	3,340	3,290	3,230	3,170	3,090	3,000	121～130	3,520	3,430	3,340	3,290	3,230	3,170	3,090	3,000
131～140	3,220	3,140	3,070	3,010	2,960	2,910	2,830	2,750	131～140	3,220	3,140	3,070	3,010	2,960	2,910	2,830	2,750
141～150	2,930	2,860	2,790	2,740	2,690	2,640	2,570	2,500	141～150	2,930	2,860	2,790	2,740	2,690	2,640	2,570	2,500
151～160	2,830	2,760	2,690	2,650	2,600	2,560	2,490	2,420	151～160	2,830	2,760	2,690	2,650	2,600	2,560	2,490	2,420
161人以上	2,730	2,670	2,600	2,560	2,510	2,470	2,400	2,330	161人以上	2,730	2,670	2,600	2,560	2,510	2,470	2,400	2,330





改正後

現行

(17) ボイラー技士雇上費  
加算分保護単価

(18) 児童養護施設の特別指導  
費加算分保護単価

(16) ボイラー技士雇上費  
加算分保護単価

(17) 児童養護施設の特別指導  
費加算分保護単価

定員	月額
	円
30人まで	6,700
31 ~ 35人	5,740
36 ~ 40	5,020
41 ~ 45	4,460
46 ~ 50	4,020
51 ~ 55	3,650
56 ~ 60	3,350
61 ~ 65	3,090
66 ~ 70	2,870
71 ~ 75	2,680
76 ~ 80	2,510
81 ~ 85	2,360
86 ~ 90	2,230
91 ~ 95	2,110
96 ~ 100	2,010
101 ~ 105	1,910
106 ~ 110	1,820
111 ~ 115	1,740
116 ~ 120	1,670
121 ~ 125	1,600
126 ~ 130	1,540
131 ~ 135	1,490
136 ~ 140	1,430
141 ~ 145	1,380
146 ~ 150	1,340
151人以上	1,290

定員	月額
	円
30人まで	5,180
31 ~ 35人	4,440
36 ~ 40	3,890
41 ~ 45	3,450
46 ~ 50	3,110
51 ~ 55	2,820
56 ~ 60	2,590
61 ~ 65	2,390
66 ~ 70	2,220
71 ~ 75	2,070
76 ~ 80	1,940
81 ~ 85	1,830
86 ~ 90	1,720
91 ~ 95	1,630
96 ~ 100	1,550
101 ~ 105	1,480
106 ~ 110	1,410
111 ~ 115	1,350
116 ~ 120	1,290
121 ~ 125	1,240
126 ~ 130	1,190
131 ~ 135	1,150
136 ~ 140	1,110
141 ~ 145	1,070
146 ~ 150	1,030
151人以上	1,000

定員	月額
	円
30人まで	6,700
31 ~ 40人	5,360
41 ~ 50	4,020
51 ~ 60	3,610
61 ~ 70	3,210
71 ~ 80	2,810
81 ~ 90	2,410
91 ~ 100	2,010
101 ~ 110	1,870
111 ~ 120	1,740
121 ~ 130	1,600
131 ~ 140	1,470
141 ~ 150	1,340
151 ~ 160	1,290
161人以上	1,250

定員	月額
	円
30人まで	5,180
31 ~ 40人	3,880
41 ~ 50	3,110
51 ~ 60	2,590
61 ~ 70	2,220
71 ~ 80	1,940
81 ~ 90	1,720
91 ~ 100	1,550
101 ~ 110	1,410
111 ~ 120	1,290
121 ~ 130	1,190
131 ~ 140	1,110
141 ~ 150	1,030
151 ~ 160	970
161人以上	910

改正後

現行

(19) 学習指導費加算分保護単価

定員	月額
1人当たり	7,950

(20) 乳児院(定員40名以上)の家庭支援専門相談員加算分保護単価

定員	月額
人	円
40	3,890
41 ~ 45	3,450
46 ~ 50	3,110
51 ~ 55	2,820
56 ~ 60	2,590
61 ~ 65	2,390
66 ~ 70	2,220
71 ~ 75	2,070
76 ~ 80	1,940
81 ~ 85	1,830
86 ~ 90	1,720
91人以上	1,630

(21) 母子生活支援施設(定員40世帯以上)の母子支援員、少年指導員加算分保護単価

定員	月額
世帯	円
40	6,880
41 ~ 50	5,500
51世帯以上	4,580

(18) 学習指導費加算分保護単価

定員	月額
1人当たり	7,970

(19) 乳児院(定員50名以上)の家庭支援専門相談員加算分保護単価

定員	月額
人	円
40	3,880
41 ~ 45	3,450
46 ~ 50	3,110
51 ~ 55	2,820
56 ~ 60	2,590
61 ~ 65	2,390
66 ~ 70	2,220
71 ~ 75	2,070
76 ~ 80	1,940
81 ~ 85	1,830
86 ~ 90	1,720
91人以上	1,630

(20) 母子生活支援施設(定員40世帯以上)の母子指導員、少年指導員加算分保護単価

定員	月額
世帯	円
40	6,850
41 ~ 50	5,480
51世帯以上	4,570

改正後

現行

(22) 母子生活支援施設の夜間警備体制強化加算分保護単価

定員	月額
	円
10世帯まで	16,180
世帯	
11 ~ 20	8,090
21 ~ 30	5,390
31 ~ 40	4,040
41 ~ 50	3,230
51世帯以上	2,690

(23) 母子生活支援施設の特別生活指導費加算分保護単価

定員	月額
	円
10世帯まで	15,560
世帯	
11 ~ 20	7,780
21 ~ 30	5,180
31 ~ 40	3,890
41 ~ 50	3,110
51世帯以上	2,590

(21) 母子生活支援施設の夜間警備体制強化加算分保護単価

定員	月額
	円
10世帯まで	16,180
世帯	
11 ~ 20	8,090
21 ~ 30	5,390
31 ~ 40	4,040
41 ~ 50	3,230
51世帯以上	2,690

(22) 母子生活支援施設の特別生活指導費加算分保護単価

定員	月額
	円
10世帯まで	15,550
世帯	
11 ~ 20	7,770
21 ~ 30	5,180
31 ~ 40	3,880
41 ~ 50	3,110
51世帯以上	2,590

(24) 母子生活支援施設の保育機能強化加算分保護単価

地域区分 定員	18/100	15/100	12/100	10/100	8/100	6/100	3/100	その他
	円	円	円	円	円	円	円	円
10世帯まで	29,970	29,330	28,700	28,270	27,850	27,420	26,790	26,150
世帯								
11 ~ 20	22,480	22,000	21,520	21,200	20,880	20,570	20,090	19,610
21 ~ 30	14,980	14,660	14,350	14,130	13,920	13,710	13,390	13,070
31 ~ 40	13,480	13,200	12,910	12,720	12,530	12,340	12,050	11,770
41 ~ 50	11,990	11,730	11,480	11,310	11,140	10,970	10,710	10,460
51世帯以上	10,490	10,260	10,040	9,890	9,740	9,600	9,370	9,150

(23) 母子生活支援施設の保育機能強化加算分保護単価

地域区分 定員	18/100	15/100	12/100	10/100	8/100	6/100	3/100	その他
	円	円	円	円	円	円	円	円
10世帯まで	29,860	29,230	28,590	28,170	27,750	27,330	26,690	26,060
世帯								
11 ~ 20	22,400	21,920	21,440	21,130	20,810	20,490	20,020	19,540
21 ~ 30	14,930	14,610	14,290	14,080	13,870	13,660	13,340	13,030
31 ~ 40	13,440	13,150	12,860	12,670	12,480	12,290	12,010	11,720
41 ~ 50	11,940	11,690	11,430	11,270	11,100	10,930	10,670	10,420
51世帯以上	10,450	10,230	10,000	9,860	9,710	9,560	9,340	9,120

(25) 児童養護施設、乳児院の指導員特別加算分保護単価

略

(26) 一時保護所の専門職員等加算分保護単価

区分	年額
心理療法担当職員加算分	円 5,323,644

区分	年額
個別対応職員分	円 5,077,269

(24) 児童養護施設、乳児院の指導員特別加算分保護単価

定員	月額
	円
30人まで	6,250
31 ~ 35人	5,360

(25) 一時保護所の処遇促進加算分保護単価

区分	年額
心理職員加算分	円 5,306,380

区分	年額
個別指導担当職員分	円 5,058,604

改正後

削除( (13) に統合)

現行

(26) 小規模グループケア管理宿直等職員加算分保護単価

ア 児童養護施設、児童自立支援施設

イ 乳児院

定員	月額
	円
30人まで	3,520
31 ~ 40人	2,640
41 ~ 50	2,110
51 ~ 60	1,760
61 ~ 70	1,500
71 ~ 80	1,320
81 ~ 90	1,170
91 ~ 100	1,050
101 ~ 110	960
111 ~ 120	880
121 ~ 130	810
131 ~ 140	750
141 ~ 150	700
151 ~ 160	660
161人以上	620

定員	月額
	円
10人まで	10,560
11 ~ 15人	7,040
16 ~ 20人	5,280
21 ~ 25人	4,220
26 ~ 30人	3,520
31 ~ 35人	3,010
36 ~ 40人	2,640
41 ~ 45人	2,340
46 ~ 50人	2,110
51 ~ 55人	1,920
56 ~ 60人	1,760
61 ~ 65人	1,620
66 ~ 70人	1,500
71 ~ 75人	1,400
76 ~ 80人	1,320
81 ~ 85人	1,240
86 ~ 90人	1,170
91人以上	1,110

ウ 情緒障害児短期治療施設

定員	月額
	円
30人まで	3,520
31 ~ 40人	2,640
41人以上	2,110

改正後

(27) 事務用採暖費加算分保護単価 (28) 除雪費加算分保護単価

略

略

(29) 降灰除去費加算分保護単価  
 児童養護施設、児童自立支援施設、乳児院、情緒障害児短期治療施設、ファミリーホーム、自立援助ホーム

定員	月額
1施設当たり	円 139,860

略

現行

(27) 事務用採暖費加算分保護単価  
 ア 児童養護施設、児童自立支援施設、乳児院、情緒障害児短期治療施設、ファミリーホーム、自立援助ホーム

(28) 除雪費加算分保護単価  
 児童養護施設、児童自立支援施設、乳児院、情緒障害児短期治療施設、ファミリーホーム、自立援助ホーム

区分	月額
1人当たり	円 180

定員	月額
1人(1世帯)当たり	円 5,680

イ 母子生活支援施設

区分	月額
1世帯当たり	円 120

(29) 降灰除去費加算分保護単価  
 児童養護施設、児童自立支援施設、乳児院、情緒障害児短期治療施設、ファミリーホーム、自立援助ホーム

定員	月額
1施設当たり	円 139,540

算 定 額

一時保護所寒冷地手当

○寒冷地に所在する施設

支給地域の区分	世帯主である職員		その他の職員
	扶養親族のある職員	扶養親族のない職員	
1級地	131,900円	72,900円	51,700円
2級地	116,800円	65,300円	44,000円
3級地	112,700円	64,300円	43,000円
4級地	89,000円	51,000円	36,800円

注「寒冷地」の定義は別表1の2の(12)寒冷地手当の注と同じである。

(備考)

「扶養親族のある職員」には、寒冷地手当支給対象地域外に居住する扶養親族のある職員であって、その扶養親族と同居しておらず、かつ扶養親族が居住する住居と寒冷地手当支給対象地域との最短距離が60キロメートル以上であるものは含まないものとする。

## 改正後

別表 2

## 児童福祉施設の職種別職員定数表

## (1) 児童養護施設

職種別	職員の定数
施設長	1人。ただし、定員が30人未満の場合は児童指導員と兼務することができる。
児童指導員 保育士	通じて定員5.5人につき1人。ただし、定員45人以下の施設については、この定数のほか1人を加算する。
個別対応職員	1人。
家庭支援専門相談員	1人。
栄養士	1人。ただし、定員41人以上の場合に限る。
事務員	1人。
調理員等	定員90人未満の場合は4人。以下同様に30人ごとに1人を加算する。
嘱託医	1人。

(参考：加算職員一覧(児童養護施設))

加算種別	加算職員数等
乳児加算	0歳児1.6人につき看護師1人。
1歳児加算	1歳児1.6人につき児童指導員又は保育士1人。
2歳児加算	2歳児2人につき児童指導員又は保育士1人。
年少児加算	3歳以上の就学前児童4人につき児童指導員又は保育士1人。
里親支援専門相談員加算	1人。
心理療法担当職員加算	1人。ただし、心理療法を行う必要があると認められる児童10人以上に心理療法を行う場合に限る。
職業指導員加算	1人。実習設備を設けて職業指導を行う場合に限る。
看護師加算	看護師1人。
小規模グループケア加算	児童指導員又は保育士1人。 管理宿直等職員1人。(非常勤)
指導員特別加算	児童指導員1人。ただし、定員35人以下の場合に限る。(非常勤)
特別指導費加算	指導員1人。(非常勤)
学習指導費加算	指導員。(非常勤)
ボイラー技士雇上費加算	ボイラー技士1人。(非常勤)

## 現行

別表 2

## 児童福祉施設の職種別職員定数表

## (1) 児童養護施設

職種別	職員の定数
施設長	1人。ただし、定員が30人未満の場合は児童指導員の兼務とする。
児童指導員 保育士	通じて定員6人につき1人。ただし、定員45人以下の施設については、この定数のほか1人を加算する
職業指導員	職業補導設備を有する施設にあっては、別に定めるところにより必要な人員を加算する。
栄養士	1人。ただし、定員41人以上の場合に限る。
事務員	定員150人未満の場合は1人。定員150人以上の場合は2人。
調理員等	定員90人未満の場合は4人。以下同様に30人ごとに1人を加算する。
嘱託医	1人。

## 改正後

## (2) 児童自立支援施設

職種別	職員の定数
施設長	1人。
児童自立支援専門員 児童生活支援員	通じて定員4.5人につき1人。
個別対応職員	1人。
家庭支援専門相談員	1人。
栄養士	1人。ただし、定員41人以上の場合に限る。
事務員	1人。
調理員等	定員90人未満の場合は4人。以下同様に30人ごとに1人を加算する。
嘱託医	2人。

## 通所部設置の場合

職種別	職員の定数
児童自立支援専門員 児童生活支援員	通じて通所部定員7.5人に1人

## (参考：加算職員一覧(児童自立支援施設))

加算種別	加算職員数等
心理療法担当職員加算	1人。ただし、心理療法を行う必要があると認められる児童10人以上に心理療法を行う場合に限る。
職業指導員加算	1人。実習設備を設けて職業指導を行う場合に限る。
小規模グループケア加算	児童自立支援専門員又は児童生活支援員1人。 管理宿直等職員1人。(非常勤)
学習指導費加算	指導員。(非常勤)
ボイラー技士雇上費加算	ボイラー技士1人。(非常勤)

## 現行

## (2) 児童自立支援施設

職種別	職員の定数
施設長	1人。
児童自立支援専門員 児童生活支援員	通じて定員5人につき1人。
職業指導員	職業補導設備を有する施設にあっては、別に定めるところにより必要な人員を加算する。
栄養士	1人。ただし、定員41人以上の場合に限る。
事務員	定員150人未満の場合は1人。定員150人以上の場合は2人。
調理員等	定員90人未満の場合は4人。以下同様に30人ごとに1人を加算する。
嘱託医	2人。



改正後		現行	
(3) 乳児院（乳幼児10人未満を入所させる乳児院を除く。）		(3) 乳児院（乳児10人未満を入所させる乳児院を除く。）	
職種別	職員の定数	職種別	職員の定数
施設長	1人。	施設長	1人。
嘱託医	1人。	医師	1人。ただし、定員100人未満の場合は、嘱託の医師とする。
看護師 保育士 児童指導員	2歳未満児（定員から2歳児及び3歳以上児の現員を差し引いたもの）通じて1.6人につき1人。 2歳児の現員通じて2人につき1人。 3歳以上児の現員通じて4人につき1人。 ただし、看護師は定員10人の場合は2人以上、10人を超える場合は10人増すごとに1人以上とし、その他は保育士又は児童指導員とする。 なお、定員20人以下の施設については、この定数のほか保育士1人を加算する。	看護師 保育士 児童指導員	2歳未満児（定員から2歳児及び3歳以上児の現員を差し引いたもの）通じて1.7人につき1人。 2歳児の現員通じて2人につき1人。 3歳以上児の現員通じて4人につき1人。 ただし、看護師は定員10人の場合は2人以上、10人を超える場合は10人増すごとに1人以上とし、その他は保育士又は児童指導員とする。 なお、定員20人以下の施設については、この定数のほか保育士1人を加算する。
個別対応職員	1人。	栄養士	1人。
家庭支援専門相談員	1人。	事務員	定員100人未満の場合は1人。定員100人以上の場合は2人。
栄養士	1人。	調理員等	定員30人未満の場合は4人。定員30人以上10人ごとに1人を加算する。
事務員	1人。		
調理員等	定員30人未満の場合は4人。定員30人以上10人ごとに1人を加算する。		
(参考：加算職員一覧(乳児院(乳幼児10人未満を入所させる乳児院を除く。)))			
加算種別	加算職員数等		
里親支援専門相談員加算	1人。		
心理療法担当職員加算	1人。ただし、心理療法を行う必要があると認められる児童又はその保護者10人以上に心理療法を行う場合に限る。		
小規模グループケア加算	児童指導員又は保育士1人。 管理宿直等職員1人。（非常勤）		
家庭支援専門相談員加算	1人。ただし、定員40人以上で、既に家庭支援専門相談員を配置している場合に限る。		
指導員特別加算	児童指導員1人。ただし、定員35人以下の場合に限る。（非常勤）		
ボイラー技士雇上費加算	ボイラー技士1人。（非常勤）		

改正後

(4) 乳幼児10人未満を入所させる乳児院

職種別	職員の定数
施設長	1人。
看護師 保育士 児童指導員	通じて7人。ただし、看護師はその内1人以上とし、その他は保育士又は児童指導員とする。
家庭支援専門相談員	1人。
嘱託医	1人。
調理員等	1人。

(参考：加算職員一覧（乳幼児10人未満を入所させる乳児院）)

加算種別	加算職員数等
里親支援専門相談員加算	1人。
心理療法担当職員加算	1人。ただし、心理療法を行う必要があると認められる児童又はその保護者10人以上に心理療法を行う場合に限る。
個別対応職員加算	1人。
小規模グループケア加算	児童指導員又は保育士1人。 管理宿直等職員1人。（非常勤）
指導員特別加算	児童指導員1人。ただし、定員35人以下の場合に限る。（非常勤）
ボイラー技士雇上費加算	ボイラー技士1人。（非常勤）

現行

(4) 乳児10人未満を入所させる乳児院

職種別	職員の定数
施設長	1人。
看護師 保育士 児童指導員	通じて7人。ただし、看護師はその内1人以上とし、その他は保育士又は児童指導員とする。 なお、2歳児の現員通じて2人につき1人。 3歳以上児の現員通じて4人につき1人。
嘱託医	1人。
調理員等	1人。

改正後

現行

(5) 母子生活支援施設

職種別	職 員 の 定 数
施設長	1人。
母子支援員	定員10世帯未満の場合は1人。定員10世帯以上20世帯未満の場合は2人。定員20世帯以上の場合は3人。
保育士	保育所に準ずる設備のある場合に限り、その児童30人につき1人。 (ただし、1母子生活支援施設につき最低1人はおくことができる。)
少年指導員 兼事務員	定員20世帯未満の場合は1人。定員20世帯の場合は2人。
調理員等	1人。
嘱託医	1人。

(5) 母子生活支援施設

職種別	職 員 の 定 数
施設長	1人。
母子指導員	定員20世帯未満の場合は1人。定員20世帯以上の場合は2人。
保育士	保育所に準ずる設備のある場合に限り、その児童30人につき1人。 (ただし、1母子生活支援施設につき最低1人はおくことができる。)
少年指導員 兼事務員	定員20世帯未満の場合は1人。定員20世帯の場合は2人。
調理員等	1人。
嘱託医	1人。

(参考：加算職員一覧(母子生活支援施設))

加算種別	加 算 職 員 数 等
心理療法担当職員加算	1人。ただし、心理療法を行う必要があると認められる母子10人以上に心理療法を行う場合に限る。
個別対応職員加算	1人。
母子支援員、少年指導員加算	各1人。ただし、定員40世帯以上の場合に限る。(非常勤)
夜間警備体制強化加算	1人。(非常勤、委託でも可)
特別生活指導費加算	1人。(非常勤)

## 改正後

## (6) 情緒障害児短期治療施設

職種別	職員の定数
施設長	1人。
医師	1人。
心理療法担当職員	定員10人につき1人。
看護師	1人。
児童指導員 保育士	通じて定員4.5人につき1人。
個別対応職員	1人。
家庭支援専門相談員	1人。
栄養士	1人。ただし、定員41人以上の場合に限る。
事務員	1人。
調理員等	4人。

## 通所部設置の場合

職種別	職員の定数
心理療法担当職員	入所部及び通所部定員10人に1人
児童指導員 保育士	通じて通所部定員7.5人に1人

## (参考：加算職員一覧(情緒障害児短期治療施設))

加算種別	加算職員数等
小規模グループケア加算	児童指導員又は保育士1人。 管理宿直等職員1人。(非常勤)
学習指導費加算	指導員。(非常勤)
ボイラー技士雇上費加算	ボイラー技士1人。(非常勤)

## 現行

## (6) 情緒障害児短期治療施設

職種別	職員の定数
施設長	1人。
医師	1人。
心理療法担当職員	定員10人につき1人。
看護師	1人。
児童指導員 保育士	通じて定員5人につき1人。
栄養士	1人。ただし、定員41人以上の場合に限る。
事務員	1人。
調理員等	4人。

## 改正後

## (7) 自立援助ホーム

職種別	職 員 の 定 数
指導員	2人。ただし、入居児童が7人以上の場合は3人とし、以降7人から3人増える毎に1人を加算する。
補助者	1人。 <u>(非常勤)</u>

## (8) ファミリーホーム

職種別	職 員 の 定 数
指導員	1人。
補助者	2人。 <u>(非常勤)</u>

(参考：加算職員一覧(ファミリーホーム))

加算種別	加 算 職 員 数 等
学習指導費加算	指導員。 <u>(非常勤)</u>

## (9) 地域小規模児童養護施設

職種別	職 員 の 定 数
児童指導員 保育士	<u>3人。(うち1人は非常勤)</u>

## (10) 小規模分園型(サテライト型)母子生活支援施設

職種別	職 員 の 定 数
母子支援員	<u>1人。</u>

(注) 上記のほか、児童養護施設、児童自立支援施設、乳児院、母子生活支援施設、情緒障害児短期治療施設、地域小規模児童養護施設、小規模分園型(サテライト型)母子生活支援施設の一般分保護単価には、管理宿直専門員(1人、非常勤)及び年休代替要員費等が含まれる。

## 現行

## (7) 自立援助ホーム

職種別	職 員 の 定 数
指導員	2人。ただし、入居児童が7人以上の場合は3人とし、以降7人から3人増える毎に1人を加算する。
補助者	1人。

## (8) ファミリーホーム

職種別	職 員 の 定 数
指導員	1人。
補助者	2人。

